

合併にともなう規定類改正のお知らせ

当行は、2021年1月1日(金)に第四銀行と合併し、「第四北越銀行」として新たにスタートする予定です。

合併にともない、当行商品の規定類は、2021年1月1日(金)より第四北越銀行の規定として下記の通り変更になります。お客さまにはご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、商品・サービスの変更等にもない、ご利用のお客さまに既にご案内済みの規定類もございますが、ご案内済みの規定類につきましては掲載しておりません。

記

1. 預金規定類（第四銀行へのリンク）

以下の預金規定類につきましては、第四銀行のHPにリンクいたします（合併後も同規定を適用いたします）。[こちらからリンク](#)

- (1) 当座預金
 - ①当座勘定規定
 - ②当座勘定規定（パーソナルチェック用）
 - ③当座勘定規定（専用約束手形口用）
- (2) 総合口座
 - ①総合口座取引規定
- (3) 普通預金
 - ①普通預金規定
- (4) 貯蓄預金
 - ①貯蓄預金規定
- (5) 納税準備預金
 - ①納税準備預金規定
- (6) 定期預金
 - ①通帳式定期預金共通規定
 - ②期日指定定期預金規定
 - ③自動継続期日指定定期預金規定
 - ④自由金利型定期預金（M型）規定（単利型）
 - ⑤自由金利型定期預金（M型）規定（複利型）
 - ⑥自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（単利型）
 - ⑦自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（複利型）
 - ⑧自由金利型定期預金規定
 - ⑨自動継続自由金利型定期預金規定
- (7) 変動金利定期預金
 - ①変動金利定期預金規定（複利型）
 - ②自動継続変動金利定期預金規定（複利型）
- (8) 積立定期預金規定
 - ①積立定期預金規定
- (9) 通知預金規定
 - ①通知預金規定
- (10) 財形預金
 - ①財産形成預金規定書
- (11) 譲渡性預金
 - ①譲渡性預金規定
- (12) 外貨預金
 - ①外貨普通預金規定
 - ②スーパー外貨定期預金規定（通帳式）
 - ③外貨定期預金規定（証書式）

2. キャッシュカード規定類

- (1) [キャッシュカード規定](#)
- (2) [ICキャッシュカード規定](#)
- (3) [生体認証付ICキャッシュカード規定](#)
- (4) [スーパー総合口座キャッシュカード規定](#)
(新銀行規定名：「キャッシュカード規定」)
- (5) [法人キャッシュカード規定](#)
(新銀行規定名：「キャッシュカード規定」)
- (6) [デビットカード取引規定](#)

3. 保護預り規定

- (1) [貸金庫規定書](#)
(新銀行規定名：「貸金庫規定」)
- (2) [自動貸金庫規定書](#)
(新銀行規定名：「自動貸金庫規定」)
- (3) [全自動貸金庫規定書](#)
(新銀行規定名：「自動貸金庫規定」)
- (4) [保護預り規定書\(保護預り証書\)](#)
- (5) [保護預り規定書\(保護預り通帳\)](#)
- (6) [保護預りの反社会的勢力等排除規定](#)

4. 夜間金庫規定

- (1) [夜間金庫規定書](#)
(新銀行規定名：「夜間預金金庫規定」)

5. お預りサービス

- (1) [お預りサービスご利用規定](#)

6. 振込規定

- (1) [振込規定](#)
(新銀行規定名：「だいしほくえつ振込規定」)

7. 代金取立規定

- (1) [代金取立規定](#)
(新銀行規定名：「代金取立手形利用規定」)

8. 定額自動送金

- (1) [定額自動送金利用規定](#)
(新銀行規定名：「約定」)

9. IB・EB規定類

- (1) 個人インターネットバンキング
 - ① [「e ネットバンキング」利用規定](#)
(新銀行規定名：「e ネットバンキングご利用規定」)
- (2) 法人インターネットバンキング
 - ① [「Web-HOT」利用規定](#)
(新銀行規定名：「法人インターネットバンキング『BIZ-WEB』利用規定」)
- (3) 法人EBサービス
 - ① [EB利用申込書利用規定](#)
 - ② [EB資金移動サービス利用規定](#)
(①②新銀行規定名：「キー坊、パソコン(アンサー型・データ伝送型)サービスご利用規定」「他行相乗VALUXご利用規定」)
- (4) その他サービス
 - ① [地方税納入サービス規定](#)
(新銀行規定名：「地方税納入サービス利用規定」)
 - ② [でんさいサービス規定](#)
(新銀行規定名：「でんさいサービス利用規定」)

キャッシュカード規定

1. (カードの利用)

普通預金（総合口座取引の普通預金を含む。以下同じ。）および貯蓄預金について発行したキャッシュカード（以下これらを「カード」という。）はそれぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当行および当行が現金自動預入機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」という。）の現金自動預入払出兼用機（以下「預入払出機」という。）を利用して普通預金・貯蓄預金（以下これらを「預金」という。）に預入れをする場合。
- (2) 当行および当行が現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」という。）の現金自動支払機（預入払出機を含む。以下「支払機」という。）を利用して預金の払戻しをする場合。
- (3) 当行および支払提携先のうち当行が現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関（以下「カード振込提携先」という。）の自動振込機（振込を行うことができる預入払出機を含む。以下「振込機」という。）を利用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合。
- (4) 当行の預入払出機または振込機を利用して預入資金を当行の預金口座からの振替により払戻し、同時に当行預金口座に通帳を使用して預入れをする（以下、この取扱いを「振替え」という。）場合。
- (5) デビットカード取引規定にもとづき、カードの提示および暗証番号入力によるデビットカード取引を行う場合。
- (6) その他当行所定の取引をする場合。

2. (預入払出機による預金の預入れ)

- (1) 預入払出機を利用して預金に預入れをする場合には、画面表示等の操作手順に従ってカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して正確に操作してください。
- (2) 預入払出機による預入れは、機種により当行所定の種類の紙幣・硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. (支払機による預金の払戻し)

- (1) 支払機を利用して預金の払戻しをする場合には、画面表示等の操作手順に従ってカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、機種により当行または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは当行または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、支払提携先の支払機を利用する場合の1日あたりの払戻し金額は、当行所定の金額（デビット利用金額を含む）の範囲内とします。
- (3) 支払機を利用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と後記7.（1）（3）に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額）を超えるときは、その払戻しはできません。

4. (振込機による振込)

- (1) 振込機を利用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、画面表示等の操作手順に従ってカードを挿入し、届出の暗証番号その他所定事項を正確に入力してく

ださい。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

- (2) 振込機による振込の場合の依頼人名は、自動的に預金者本人の名義となります。また、依頼人名に番号等が必要な場合には、画面表示等の操作手順に従って変更することができます。
- (3) 振込内容につき訂正・取消が生じた場合は、各種依頼書の提出および別途当行所定の手数料が必要となります。この場合、振込手数料は返却いたしません。なお、場合によっては取消ができないこともあります。この場合、取消手続きに関わる手数料は返却いたしません。

5. (預入払出機による預金の振替え)

当行の預入払出機または振込機を利用して振替えをする場合には、画面表示等の操作手順に従って振替支払口座のカードおよび振替入金口座の通帳を挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

6. (デビットカード取引)

- (1) デビットカード取引規定にもとづき、カードの提示により、デビットカード取引の利用ができます。
- (2) カードによるデビットカード取引を希望されない場合には、当行の預入払出機または振込機の画面表示等の操作手順に従ってカードを挿入し、届出の暗証番号を正確に入力してください。この手続きにより、当行は当該預金口座に対してデビットカード取引停止の措置を講じます。この手続きの前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 前項(2)により一旦利用停止としたデビットカード取引の再開を希望される場合には、当行の窓口での手続きが必要となります。

7. (自動機利用手数料等)

- (1) 支払機または振込機を利用して預金の預入れまたは払戻しする場合には、当行および各提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」という。)をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、預金の預入れまたは払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れまたは払戻しをした預金口座から自動的に引落とします。
- (3) 当行の振込機を利用して振込をする場合には当行所定の振込手数料を、またカード振込提携先の振込機を利用して振込をする場合にはカード振込提携先所定の振込手数料を、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで自動的に引落とします。
なお、カード振込提携先の振込手数料は、当行がカード振込提携先に支払います。

8. (代理人カード)

- (1) 代理人(預金者本人と生計をともにする親族一名に限る。)による預金の預入れ・払戻し・振込・振替えの依頼をする場合には、預金者本人から代理人の氏名・暗証番号を届出てください。
この場合、当行は代理人のための代理人カードを発行します。
- (2) 代理人カードを使用して振込機による振込の依頼をする場合の依頼人名は、自動的に預金者本人の名義になります。
- (3) 代理人カードの利用についても、この規定を適用させていただきます。

9. (預入払出機・支払機・振込機未設置店における取扱い)

- (1) 当行の預入払出機未設置店において預入れを行う場合は、窓口営業時間内に限り、窓口でカード

を提示することにより預入れをすることができます。この場合、当行所定の入金票に氏名・金額等を記入のうえ、現金を添えてカードとともに窓口へ提出してください。

- (2) 当行の支払機未設置店において払戻しを行う場合は、窓口営業時間内に限り当店の窓口でカードを提示することにより払戻しをすることができます。この場合、当行所定の払戻請求書に氏名、金額等を記入のうえ、カードとともに窓口へ提出してください。当行は届出の暗証番号と照合のうえ払戻しいたします。この場合、一回あたりの払戻し額は当行所定の範囲内の金額とします。
- (3) 当行の振込機未設置店において振込を行う場合は、窓口営業時間内に限り前項(2)の手続きおよび振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。
- (4) 各提携先の窓口では、前項(1)(2)(3)の取扱はいたしません。

10. (預入払出機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預入払出機による預入れができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店(以下、「当店」という。)の窓口でカードを提示することにより預入れをすることができます。この場合、当行所定の入金票に氏名・金額等を記入のうえ、現金を添えてカードとともに窓口へ提出してください。
- (2) 停電、故障等により当行の支払機による払戻しができない場合には、窓口営業時間内に限り当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として、当店の窓口でカードを提示することにより払戻しをすることができます。この場合、当行所定の払戻請求書に氏名、金額等を記入のうえ、カードとともに窓口へ提出してください。当行は届出の暗証番号と照合のうえ払戻しいたします。この場合、一回あたりの払戻し額は当行所定の範囲内の金額とします。
- (3) 停電、故障等により振込機による振込ができない場合には、窓口営業時間内に限り、前項(2)の手続きおよび振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。
- (4) 各提携先の窓口では、前項(1)(2)(3)の取扱はいたしません。

11. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当行の預入払出機・振込機および通帳記帳機で利用された場合または当店の窓口に出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様といたします。

12. (カード・暗証番号の管理等)

- (1) 当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号が一致することを当行所定の方法により確認のうえ払戻しを行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号の一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないように保管してください。また運転免許証・保険証等、生年月日・電話番号・住所等記載されたものと一緒に保管しないように注意してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないように管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) 届出の暗証番号を変更する場合には、当行の預入払出機または振込機の画面表示等の操作手順に従ってカードを挿入し、現在の暗証番号および、新しい暗証番号を正確に入力してください。この

場合、生年月日・電話番号等他人に推測されやすい暗証番号は避けてください。

- (4) 届出の暗証番号と入力された暗証番号に相違があった場合には、カード自体が使用できなくなることがあります。その際は当行所定の手続をした後に第16条によるカードの再発行手続が必要となります。
- (5) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

13. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

14. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
- ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
 - C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった

場合

15. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードが紛失した場合または氏名、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

16. (カードの再発行等)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードの紛失・盗難・汚損・破損・暗証番号相違の事由によるカードの再発行にあたっては、当行所定の再発行手数料をお支払いいただきます。

17. (預入払出機・支払機・振込機への誤入力等)

当行および各提携先の預入払出機・支払機・振込機の利用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行および各提携先は責任を負いません。

18. (解約・カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の呈示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 第19条に定める規定に違反した場合
 - ② 預金口座に関し、最後の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - ③ カードが偽造・盗難・紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

19. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

20. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定・総合口座取引規定・貯蓄預金40規定、貯蓄預金10規定・振込規定およびデビットカード取引規定により取扱います。なお、カード振込提携先の振込機を利用した場合には、当行所定の振込規定にかえて、カード振込提携先の定めにより取扱います。

以上

ICキャッシュカード規定

本規定は、キャッシュカード規定と合わせてご一読ください。

1. (カードの発行対象)

ICキャッシュカード(以下、「ICカード」といいます。)は、個人名義の普通預金(総合口座取引の普通預金を含む)に発行します。

2. (代理人カード)

ICカードでは、代理人(預金者本人と生計をともにする親族一名に限る)のための代理人カードを発行することができます。

3. (カードの利用場所)

(1) ICカードは、以下の場所をご利用できます。

- ① 第四北越銀行(以下、「当行」といいます。)のICカード対応ATM(現金自動預入払出兼用機)
- ② 当行の窓口
- ③ 当行提携金融機関のICカード対応ATM

(2) 当行の窓口でICカードをご利用いただく場合は、当行所定の方法で本人確認をさせていただきます。

4. (カードの対象取引)

ICカードの対象取引は、従来の磁気ストライプカードと同様です。

5. (カードの発行手数料)

ICカードを発行する際には、別にお知らせする手数料をいただきます。

6. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行の「キャッシュカード規定」・「普通預金規定」・「総合口座取引規定」・「振込規定」および「デビットカード取引規定」により取扱います。

以上

生体認証付 I C キャッシュカード規定

1. (生体認証とは)

生体認証とは、当行と預金者またはその代理人（以下「預金者」といいます。）との間の銀行取引において、預金者の本人確認手段として用いる認証方式であり、当行所定の機器により抽出した静脈パターン情報（以下「生体情報」といいます。）と、当行が発行する生体認証付 I C キャッシュカード（以下「生体 I C カード」といいます。）に搭載した I C チップにあらかじめ登録した当該預金者の生体情報とを、当該 I C チップ内で照合して本人であることの認証を行うことをいいます。

2. (生体情報の利用目的)

当行は、預金者の生体情報を、当行所定の機器により預金者の生体情報とあらかじめ登録された I C チップ内の生体情報を照合することにより、当行との銀行取引において預金者本人であることの確認手段の一つとして使用します。

3. (生体情報の利用範囲)

- (1) 当行所定の A T M および窓口における、預金の払戻し、振込み、振替え、暗証番号変更、各種照会その他当行所定の取引をする場合は、生体情報による本人確認を行います。
- (2) 当行所定の A T M および窓口において生体情報による本人確認を行う場合は、生体 I C カードの暗証番号の照合を併せて行います。
- (3) 当行所定の A T M および窓口により、あらかじめ生体 I C カードの I C チップに登録された生体情報と当行所定の機器により抽出した生体情報を照合した結果、当行が同一であることを確認し、生体 I C カードの届出暗証番号と入力された暗証番号の一致を当行が確認した場合に、本条第 1 項に定める取引を行います。

4. (生体情報の登録)

- (1) 生体 I C カードの利用にあたっては、預金者があらかじめ「生体認証付 I C キャッシュカード規定」に定める I C カードを申込みの上、預金者本人が I C カードを持って当行所定の窓口にて当行所定の書面による申込みを行い、当行が届出内容を確認して、当行所定の機器により I C カード上の I C チップに生体情報を登録いたします。
- (2) 生体情報の登録の際には、当行所定の本人確認を行わせていただきます。当行が十分な本人確認を実施できない場合は、当行は生体情報の登録をお断りする場合がございます。
- (3) 当行は、預金者の生体情報を、当該預金者に発行する I C カードに搭載した I C チップ内のみ登録し、その他の機器には登録いたしません。
- (4) 生体 I C カードの I C チップに登録した生体情報を変更することはできません。変更する場合は、当該生体 I C カードを解約のうえ、新たに生体 I C カードの発行をお申込みいただきます。

5. (登録の同意)

生体 I C カードの申込者は、当行が第 2 条に定める利用目的のために、生体 I C カード上の I C チップに申込者の生体情報を登録・保存することに同意するものとします。

6. (生体 I C カードの取扱場所)

- (1) 生体 I C カードの発行および生体情報の登録は、当行所定の本支店における当行所定の窓口にてお取扱いたします。
- (2) 生体 I C カードは、当行所定の I C カード対応 A T M（現金自動預入払出兼用機）または当行

の窓口でのみ、ご利用いただけます。

7. (生体 I Cカードの発行対象)

- (1) 生体 I Cカードは、個人名義の普通預金（総合口座取引の普通預金を含む）に発行します。
- (2) 生体 I Cカードは、個人事業主を対象とする法人カードを発行しません。

8. (代理人カード)

生体 I Cカードでは、代理人（預金者本人と生計をともにする親族一名に限る）のための代理人カードを発行することができます。

9. (生体 I Cカードの対象取引)

生体 I Cカードの対象取引は、従来の磁気ストライプカードと同様です。

10. (認証装置の障害時の取扱い)

生体情報の照合を行う当行所定の機器に障害が生じた場合およびその他相当の事由がある場合は、生体 I Cカードでの取引を一時的に中止させていただく場合がございます。この際、当行に故意または重大な過失が無い場合は、当行は免責されるものとします。

11. (カードの発行手数料)

生体 I Cカードを新規または再発行する際には、当行所定のカード発行手数料をお支払いいただきます。

12. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行の「キャッシュカード規定」・「普通預金規定」・「総合口座取引規定」・「振込規定」および「デビットカード取引規定」により取り扱います。

13. (規定の変更)

この規定は、当行が店頭表示またはその他相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。

以上

キャッシュカード規定

1. (カードの利用)

普通預金（総合口座取引の普通預金を含む。以下同じ。）および貯蓄預金について発行したキャッシュカード（以下これらを「カード」という。）はそれぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当行および当行が現金自動預入機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」という。）の現金自動預入払出兼用機（以下「預入払出機」という。）を利用して普通預金・貯蓄預金（以下これらを「預金」という。）に預入れをする場合。
- (2) 当行および当行が現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」という。）の現金自動支払機（預入払出機を含む。以下「支払機」という。）を利用して預金の払戻しをする場合。
- (3) 当行および支払提携先のうち当行が現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関（以下「カード振込提携先」という。）の自動振込機（振込を行うことができる預入払出機を含む。以下「振込機」という。）を利用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合。
- (4) 当行の預入払出機または振込機を利用して預入資金を当行の預金口座からの振替により払戻し、同時に当行預金口座に通帳を使用して預入れをする（以下、この取扱いを「振替え」という。）場合。
- (5) デビットカード取引規定にもとづき、カードの提示および暗証番号入力によるデビットカード取引を行う場合。
- (6) その他当行所定の取引をする場合。

2. (預入払出機による預金の預入れ)

- (1) 預入払出機を利用して預金に預入れをする場合には、画面表示等の操作手順に従ってカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して正確に操作してください。
- (2) 預入払出機による預入れは、機種により当行所定の種類の紙幣・硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. (支払機による預金の払戻し)

- (1) 支払機を利用して預金の払戻しをする場合には、画面表示等の操作手順に従ってカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、機種により当行または支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは当行または支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、支払提携先の支払機を利用する場合の1日あたりの払戻し金額は、当行所定の金額（デビット利用金額を含む）の範囲内とします。
- (3) 支払機を利用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と後記7.（1）（3）に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額）を超えるときは、その払戻しはできません。

4. (振込機による振込)

- (1) 振込機を利用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、画面表示等の操作手順に従ってカードを挿入し、届出の暗証番号その他所定事項を正確に入力してく

ださい。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

- (2) 振込機による振込の場合の依頼人名は、自動的に預金者本人の名義となります。また、依頼人名に番号等が必要な場合には、画面表示等の操作手順に従って変更することができます。
- (3) 振込内容につき訂正・取消が生じた場合は、各種依頼書の提出および別途当行所定の手数料が必要となります。この場合、振込手数料は返却いたしません。なお、場合によっては取消ができないこともあります。この場合、取消手続きに関わる手数料は返却いたしません。

5. (預入払出機による預金の振替え)

当行の預入払出機または振込機を利用して振替えをする場合には、画面表示等の操作手順に従って振替支払口座のカードおよび振替入金口座の通帳を挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

6. (デビットカード取引)

- (1) デビットカード取引規定にもとづき、カードの提示により、デビットカード取引の利用ができます。
- (2) カードによるデビットカード取引を希望されない場合には、当行の預入払出機または振込機の画面表示等の操作手順に従ってカードを挿入し、届出の暗証番号を正確に入力してください。この手続きにより、当行は当該預金口座に対してデビットカード取引停止の措置を講じます。この手続きの前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 前項(2)により一旦利用停止としたデビットカード取引の再開を希望される場合には、当行の窓口での手続きが必要となります。

7. (自動機利用手数料等)

- (1) 支払機または振込機を利用して預金の預入れまたは払戻しする場合には、当行および各提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」という。)をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、預金の預入れまたは払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れまたは払戻しをした預金口座から自動的に引落とします。
- (3) 当行の振込機を利用して振込をする場合には当行所定の振込手数料を、またカード振込提携先の振込機を利用して振込をする場合にはカード振込提携先所定の振込手数料を、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで自動的に引落とします。
なお、カード振込提携先の振込手数料は、当行がカード振込提携先に支払います。

8. (代理人カード)

- (1) 代理人(預金者本人と生計をともにする親族一名に限る。)による預金の預入れ・払戻し・振込・振替えの依頼をする場合には、預金者本人から代理人の氏名・暗証番号を届出てください。
この場合、当行は代理人のための代理人カードを発行します。
- (2) 代理人カードを使用して振込機による振込の依頼をする場合の依頼人名は、自動的に預金者本人の名義になります。
- (3) 代理人カードの利用についても、この規定を適用させていただきます。

9. (預入払出機・支払機・振込機未設置店における取扱い)

- (1) 当行の預入払出機未設置店において預入れを行う場合は、窓口営業時間内に限り、窓口でカード

を提示することにより預入れをすることができます。この場合、当行所定の入金票に氏名・金額等を記入のうえ、現金を添えてカードとともに窓口へ提出してください。

- (2) 当行の支払機未設置店において払戻しを行う場合は、窓口営業時間内に限り当店の窓口でカードを提示することにより払戻しをすることができます。この場合、当行所定の払戻請求書に氏名、金額等を記入のうえ、カードとともに窓口へ提出してください。当行は届出の暗証番号と照合のうえ払戻いたします。この場合、一回あたりの払戻し額は当行所定の範囲内の金額とします。
- (3) 当行の振込機未設置店において振込を行う場合は、窓口営業時間内に限り前項(2)の手続きおよび振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。
- (4) 各提携先の窓口では、前項(1)(2)(3)の取扱はいたしません。

10. (預入払出機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預入払出機による預入れができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店(以下、「当店」という。)の窓口でカードを提示することにより預入れをすることができます。この場合、当行所定の入金票に氏名・金額等を記入のうえ、現金を添えてカードとともに窓口へ提出してください。
- (2) 停電、故障等により当行の支払機による払戻しができない場合には、窓口営業時間内に限り当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として、当店の窓口でカードを提示することにより払戻しをすることができます。この場合、当行所定の払戻請求書に氏名、金額等を記入のうえ、カードとともに窓口へ提出してください。当行は届出の暗証番号と照合のうえ払戻いたします。この場合、一回あたりの払戻し額は当行所定の範囲内の金額とします。
- (3) 停電、故障等により振込機による振込ができない場合には、窓口営業時間内に限り、前項(2)の手続きおよび振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。
- (4) 各提携先の窓口では、前項(1)(2)(3)の取扱はいたしません。

11. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当行の預入払出機・振込機および通帳記帳機で利用された場合または当店の窓口に出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様といたします。

12. (カード・暗証番号の管理等)

- (1) 当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号が一致することを当行所定の方法により確認のうえ払戻しを行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号の一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないように保管してください。また運転免許証・保険証等、生年月日・電話番号・住所等記載されたものと一緒に保管しないように注意してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないように管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) 届出の暗証番号を変更する場合には、当行の預入払出機または振込機の画面表示等の操作手順に従ってカードを挿入し、現在の暗証番号および、新しい暗証番号を正確に入力してください。この

場合、生年月日・電話番号等他人に推測されやすい暗証番号は避けてください。

- (4) 届出の暗証番号と入力された暗証番号に相違があった場合には、カード自体が使用できなくなることがあります。その際は当行所定の手続をした後に第16条によるカードの再発行手続が必要となります。
- (5) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

13. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

14. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
- ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
 - C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった

場合

15. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードが紛失した場合または氏名、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

16. (カードの再発行等)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードの紛失・盗難・汚損・破損・暗証番号相違の事由によるカードの再発行にあたっては、当行所定の再発行手数料をお支払いいただきます。

17. (預入払出機・支払機・振込機への誤入力等)

当行および各提携先の預入払出機・支払機・振込機の利用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行および各提携先は責任を負いません。

18. (解約・カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の呈示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 第19条に定める規定に違反した場合
 - ② 預金口座に関し、最後の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - ③ カードが偽造・盗難・紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

19. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

20. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定・総合口座取引規定・貯蓄預金40規定、貯蓄預金10規定・振込規定およびデビットカード取引規定により取扱います。なお、カード振込提携先の振込機を利用した場合には、当行所定の振込規定にかえて、カード振込提携先の定めにより取扱います。

以上

デビットカード取引規定

(改定 2021 年 1 月 1 日)

第 1 章 デビットカード取引

1. (適用範囲)

次の各号のうちのいずれかの者（以下「加盟店」といいます。）に対して、デビットカード（当行が規定にもとづいて普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）、貯蓄預金について発行したキャッシュカード、以下「カード」といいます。）を提示して、当該加盟店が行なう商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の引落とし（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落としを含みます。）によって支払う取引（以下、本章において「デビットカード取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。

- ① 日本電子決済推進機構（以下「機構」といいます。）所定の加盟店規約（以下本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）。但し、当該加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。
- ② 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「間接加盟店」といいます。）。但し、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。
- ③ 規約を承認のうえ機構に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人（以下「組合事業加盟店」といいます。）。但し、規約所定の組合契約の定めに基づき、当行のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。

2. (利用方法等)

- (1) カードをデビットカード取引に利用するときは、自らカード加盟店に設置されたデビットカード取引に係る機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡したうえ加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された売買取引債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者（加盟店の従業員を含みます。）に見られないように注意

しつづ自ら入力してください。

- (2) 端末機を使用して、預金の払戻しによる現金の取得を目的として、カードを利用することはできません。
- (3) 次の場合には、デビットカード取引を行うことはできません。
 - ① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
 - ② 1回あたりのカードの利用金額が、加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合
 - ③ 購入する商品または提供を受ける役務等が、加盟店がデビットカード取引を行なうことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合
- (4) 次の場合には、カードをデビットカード取引に利用することはできません。
 - ① 1日あたりのカードの利用金額（カード規定による預金の払戻金額を含みます。）が、当行が定めた範囲を超える場合
 - ② 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
 - ③ カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合
- (5) 当行がデビットカード取引を行なうことができないと定めている日または時間帯は、デビットカード取引を行なうことはできません。

3. （デビットカード取引契約等）

前条第1項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で売買取引債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下本章において「デビットカード取引契約」といいます。）が成立し、かつ当行に対して売買取引債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による売買取引債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

4. （預金の復元等）

- (1) デビットカード取引により預金口座の預金の引落しがされたときは、デビットカード取引契約が解除（合意解除を含みます。）、取消し等により適法に解消された場合（売買取引の解消と併せてデビットカード取引契約が解消された場合を含みます。）であっても、加盟店以外の第三者（加盟店の特定承継人および当行を含みます。）に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとし、
- (2) 前項にかかわらず、デビットカード取引を行なった加盟店にカードおよび加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元を加盟店経由で請求し、加盟店がこれを受けて端末機から当行に取消しの電文を送信し、当行が当該電文をデビットカード取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当行は引

落された預金の復元をします。加盟店経由で引落された預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたは加盟店にカードを引き渡し、たうえ加盟店をして端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。

- (3) 第1項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、加盟店から現金により返金を受ける等、加盟店との間で解決してください。
- (4) デビットカード取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためデビットカード取引契約が成立した場合についても、第1項から前項に準じて取扱うものとします。

5. (読替規定)

- (1) カードをデビットカード取引に利用する場合における「キャッシュカード規定」の適用については、同規定第8条第1項中「預金の預入れ・払戻し・振込・預替えの依頼をする場合」とあるのは「預金の預入れ・払戻し・振込・預替えの依頼およびデビットカード取引をする場合」と、同規定第11条中「窓口でカードにより取扱った場合」とあるのは「デビットカード取引をした場合」と、同規定第12条第2項中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落し」と、同規定第17条中「預入払出機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。
- (2) カードをデビットカード取引に利用する場合における「法人カード規定」の適用については、同規定第9条第1項中「預金の預入れ・払戻し・振込・預替えの依頼をする場合」とあるのは「預金の預入れ・払戻し・振込・預替えの依頼およびデビットカード取引をする場合」と、同規定第12条中「窓口でカードにより取扱った場合」とあるのは「デビットカード取引をした場合」と、同規定第14条第2項中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落し」と、同規定第15条中「預入払出機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。

第2章 キャッシュアウト取引

1. (適用範囲)

次の各号のうちのいずれかの者（以下「CO加盟店」といいます。）に対して、カードを提示して、当該加盟店が行なう商品の販売または役務の提供等（以下本章において「売買取引」といいます。）および当該加盟店から現金の交付を受ける代わりに当該現金の対価を支払う取引（以下「キャッシュアウト取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「対価支払債務」といいます。）を預金口座から預金の引落し（総

合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落としを含みます。)によって支払う取引(以下「CO デビット取引」といいます。)については、この章の規定により取扱います。

- ① 機構所定のキャッシュアウト加盟店規約(以下本章において「規約」といいます。)を承認のうえ、機構に CO 直接加盟店として登録され、加盟店銀行と規約所定の CO 直接加盟店契約を締結した法人または個人(以下「CO 直接加盟店」といいます。)であって、当該 CO 加盟店における CO デビット取引を当行が承諾したものの
- ② 規約を承認のうえ、CO 直接加盟店と規約所定の CO 間接加盟店契約を締結した法人または個人であって、当該 CO 加盟店における CO デビット取引を当行が承諾したものの
- ③ 規約を承認のうえ機構に CO 任意組合として登録され加盟店銀行と CO 直接加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人であって、当該 CO 加盟店における CO デビット取引を当行が承諾したものの

2. (利用方法等)

- (1) カードを CO デビット取引に利用するときは、自らカードを端末機に読み取らせるかまたは CO 加盟店にカードを引き渡したうえ CO 加盟店をしてカードを端末機に読み取らせ、端末機に表示された対価支払債務の金額を確認したうえで、端末機にカードの暗証番号を第三者(CO 加盟店の従業員を含みます。)に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2) 次の場合には、CO デビット取引を行なうことはできません。
 - ① 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
 - ② 1回あたりのカードの利用金額が、CO 加盟店が定めた最高限度額を超え、または最低限度額に満たない場合
- (3) 次の場合には、カードを CO デビット取引に利用することはできません。
 - ① 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
 - ② 1日あたりのカードの利用金額(カード規定による預金の払戻金額を含みませんが、)が、当行が定めた範囲を超える場合
 - ③ カード(磁気ストライプの電磁的記録を含みます。)が破損している場合
 - ④ その CO 加盟店において CO デビット取引に用いることを当行が認めていないカードの提示を受けた場合
 - ⑤ CO デビット取引契約の申し込みが明らかに不審と判断される場合
- (4) 購入する商品または提供を受ける役務等が、CO 加盟店が CO デビット取引を行なうことができないものと定めた商品または役務等に該当する場合には、CO デビット取引を行うことはできません。

- (5) CO 加盟店において CO 加盟店の業務を行うために必要な量の現金を確保する必要がある場合など、CO 加盟店が規約にもとづいてキャッシュアウト取引を拒絶する場合には、カードをキャッシュアウト取引に利用することはできません。
- (6) 当行が CO デビット取引を行なうことができないと定めている日または時間帯は、CO デビット取引を行なうことはできません。
- (7) CO 加盟店によって、CO デビット取引のために手数料を支払う必要がある場合があります。その場合、当該手数料の支払債務も、次条の対価支払債務に含まれます。

3. (CO デビット取引契約等)

前条第 1 項により暗証番号の入力がされた時に、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、加盟店との間で対価支払い債務を預金口座の引落しによって支払う旨の契約（以下「CO デビット取引契約」といいます。）が成立し、かつ当行に対して対価支払債務相当額の預金引落しの指図および当該指図にもとづいて引落された預金による対価支払債務の弁済の委託がされたものとみなします。この預金引落しの指図については、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

4. (預金の復元等)

- (1) CO デビット取引により預金口座の預金の引き落としがされたときは、CO デビット契約が解除（合意解除を含みます。）、取消し等により適法に解消された場合（売買取引またはキャッシュアウト取引の解消と併せて CO デビット取引契約が解消された場合を含みます。）であっても、CO 加盟店以外の第三者（CO 加盟店の特定承継人および当行を含みます。）に対して引落された預金相当額の金銭の支払いを請求する権利を有しないものとし、また当行に対して引落された預金の復元を請求することもできないものとし、ます。
- (2) 前項にかかわらず、CO デビット取引を行なった CO 加盟店にカードおよび CO 加盟店が必要と認める本人確認資料等を持参して、引落された預金の復元を CO 加盟店経由で請求し、CO 加盟店がこれを受けて端末機から当行に取消しの電文を送信し、当行が当該電文を CO デビット取引契約が成立した当日中に受信した場合に限り、当行は引き落とされた預金の復元をします。CO 加盟店経由で引き落とされた預金の復元を請求するにあたっては、自らカードを端末機に読み取らせるかまたは CO 加盟店にカードを引き渡したうえ CO 加盟店として端末機に読み取らせてください。端末機から取消しの電文を送信することができないときは、引落された預金の復元はできません。なお、CO デビット取引契約の解消は、1 回の CO デビット取引契約の全部を解消することのみ認められ、その一部を解消することはできません（売買取引とキャッシュアウト取引を併せて行った場合、その一方のみにかかる CO デビットと取引契約を解消することもできません）。

- (3) 第1項または前項において引落された預金の復元等ができないときは、売買代金の返金を受ける方法等により、CO加盟店との間で解決してください。
 - (4) 第2項にかかわらず、加盟店によっては、売買取引およびCOデビット取引契約のうち当該売買取引にかかる部分のみを解消できる場合があります。この場合、売買代金の返金を受ける方法等により、CO加盟店との間で精算をしてください。
 - (5) COデビットと取引において金額等の誤入力があったにもかかわらずこれを看過して端末機にカードの暗証番号を入力したためCOデビット取引契約が成立した場合についても、第1項から前項に準じて取扱うものとします。
5. (不正なキャッシュアウト取引の場合の補償)
- 偽造カードもしくは変造カードまたは盗難カードを用いてなされた不正なCOデビット取引契約のうちキャッシュアウト取引に係る部分については、当行所定の事項を満たす場合、当行は当該キャッシュアウト取引に係る損害(取引金額、手数料および利息)の額に相当する金額を限度として、当行所定の基準に従って補てんを行なうものとします。
6. (COデビット取引に係る情報の提供)
- CO加盟店において、情報の漏えい、情報の不適切な取扱い、預貯金口座からの二重引落としおよび超過引落、不正な取引等の事故等(以下「事故等」といいます。)が発生した場合、COデビット取引に関するサービスを適切に提供するために必要な範囲で、COデビット取引に関する情報を機構および加盟店銀行に提供する場合があります。また、苦情・問合せについても、COデビット取引に関するサービスを適切に提供するために必要な範囲で、当該苦情・問合せに関する情報を機構および加盟店銀行に提供する場合があります。
7. (読替規定)
- (1) カードをCOデビット取引に利用する場合における「キャッシュカード規定」の適用については、同規定第8条第1項中「預金の預入れ・払戻し・振込・預替えの依頼をする場合」とあるのは「預金の預入れ・払戻し・振込・預替えの依頼およびデビットカード取引をする場合」と、同規定第11条中「窓口でカードにより取扱った場合」とあるのは「デビットカード取引をした場合」と、同規定第12条第2項中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落とし」と、同規定第17条中「預入払出機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。
 - (2) カードをCOデビット取引に利用する場合における「法人カード規定」の適用については、同規定第9条第1項中「預金の預入れ・払戻し・振込・預替えの依頼をす

る場合」とあるのは「預金の預入れ・払戻し・振込・預替えの依頼およびデビットカード取引をする場合」と、同規定第12条中「窓口でカードにより取扱った場合」とあるのは「デビットカード取引をした場合」と、同規定第14条第2項中「支払機または振込機」とあるのは「端末機」と、「払戻し」とあるのは「引落とし」と、同規定第15条中「預入払出機・支払機・振込機」とあるのは「端末機」と読み替えるものとします。

第3章 公金納付

1. (適用範囲)

機構所定の公的加盟機関規約（以下本章において「規約」といいます。）を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員である一又は複数の金融機関（以下本章において「加盟機関銀行」といいます。）と規約所定の公的加盟機関契約を締結した法人（以下「公的加盟機関」といいます。）に対して、規約に定める公的加盟機関に対する公的債務（以下公的債務）といいます。）の支払のために、カードを提示した場合は、規約に定める加盟機関銀行が当該公的債務を支払うものとします。この場合に、加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額を支払う債務（以下「補償債務」といいます。）を負担するものとし、当該補償債務を預金口座から預金の引落とし（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落としを含みます。）によって支払う取引（以下本章において「デビットカード取引」といいます。）については、この章の規定により取扱います。但し、当該公的加盟機関契約の定めに基づき、当行のカードが公的加盟機関で利用できない場合があります。

2. (準用規定等)

- (1) カードをデビットカード取引に利用することについては、第1章の2.ないし5.を準用するものとします。この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、「売買取引債務」を「補償債務」と読み替えるものとします。
- (2) 前項にかかわらず、第1章第2条第3項第3号は、本章のデビットカード取引には適用されないものとします。
- (3) 前二項にかかわらず、カードを用いて支払おうとする公的債務が、当該公的加盟機関がデビットカード取引による支払いを認めていない公的債務である場合には、デビットカード取引を行うことはできません。

以上

貸金庫規定

第1条（格納品の範囲）

- （1）貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
 - ① 公社債券、株券その他の有価証券
 - ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
 - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- （2）当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。

第2条（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当行から解約の申出をしない限り、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第3条（使用料）

- （1）貸金庫の使用料は、当行が別に定める料金により1年分を前払いするものとし、毎年4月15日（ただし休日の場合は翌営業日）に、借主が指定した預金口座から、預金通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しをうけ使用料に充当します。万一預金残高が引落金額に満たないときは、直ちに入金し、入金後いつでも使用料に充当されるものとします。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1ヶ月としてその月から割計算により支払って下さい。
- （2）使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- （3）契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

第4条（鍵等の保管）

貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当行が保管します。

第5条（貸金庫の開閉等）

- （1）貸金庫の開閉は、借主または借主が予め届出た代理人が正鍵を使用して行って下さい。
- （2）開庫にあたっては、当行所定の貸金庫開扉票に届出の印章により記名押印して提出して下さい。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認して下さい。
- （3）格納品の出し入れは、当行所定の場所で行って下さい。

第6条（届出事項の変更等）

- （1）印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行に届出下さい。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。正鍵を失ったときもしくは毀損したときも同様とします。
- （2）届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第7条（印章、鍵の喪失時等の取扱い）

- （1）印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、相当の期間をおき、当行所定の手続きをした後に行ってください。
- （2）正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払って下さい。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じて下さい。

第8条（暗証照合、印鑑照合等）

貸金庫開庫票、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをした場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、

当行は責任を負いません。なお、使用される鍵について当行は確認する義務を負いません。

第9条（損害の負担等）

- （1）災害、事変その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当行は責任を負いません。
- （2）前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。
- （3）借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償して下さい。

第10条（反社会的勢力との取引拒絶）

当行は、借主または代理人が第11条第3項第1号、第2号または第3号のいずれか一にも該当する場合には、この貸金庫の使用申込をお断りします。

第11条（解約等）

- （1）この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡して下さい。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。
- （2）次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約できるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡して下さい。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - ① 借主が使用料を支払わないとき
 - ② 借主について相続の開始があったとき
 - ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき

- （3）前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができますものとし、この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡して下さい。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払って下さい。
 - ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用

いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他AからDに準ずる行為

- (4) 第1項から第3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払って下さい。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払って下さい。なお、当行はこの不足額を明渡しの日第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5) 第1項から第3項の明渡しが3ヶ月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求があり次第支払って下さい。

第14条（譲渡、転貸等の禁止）

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

以上

第12条（貸金庫の修繕、移転等）

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じて下さい。

第13条（緊急措置）

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

自動貸金庫規定

第1条（格納品の範囲）

- 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。ただし、格納品の総重量は、当行が別に定める重量以下とします。
 - 公社債券、株券その他の有価証券
 - 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - 貴金属、宝石その他の貴重品
 - 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。

第2条（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当行から解約の申出をしない限り、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第3条（使用料）

- 貸金庫の使用料は、当行が別に定める料金により1年分を前払いするものとし、毎年4月15日（ただし休日の場合は翌営業日）に、借主が指定した預金口座から、預金通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうち使用料に充当します。万一預金残高が引落金額に満たないときは、直ちに入金し、入金後いつでも使用料に充当されるものとします。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1ヶ月としてその月から月割計算により支払って下さい。
- 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

第4条（鍵等の保管）

- 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当行が保管します。
- 借主および借主が予め届出た代理人に貸金庫カードを発行しますので、借主および代理人が保管して下さい。

第5条（貸金庫の開閉等）

- 貸金庫の開閉は、借主または代理人が正鍵を使用して行って下さい。
- 貸金庫室への入室にあたっては、専用入口に備付けのカード読取機にカードを挿入し、届出の暗証をボタンにより操作の上入室して下さい。
- 格納品の出し入れは、当行所定の場所で行って下さい。なお、閉庫後、貸金庫の施錠ならびに所定の位置への返却を確認して下さい。

第6条（届出事項の変更等）

- 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行に届出て下さい。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。貸金庫カード、正鍵を失ったときもしくは毀損したときも同様とします。
- 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第7条（貸金庫カード、印章、鍵の喪失時等の取扱い）

- 貸金庫カード、印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、相当の期間をおき、当行所定の手続きをした後に行って下さい。
- 貸金庫カードを失い、貸金庫カードを再発行する場合は当行所定の手数料を支払って下さい。
- 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払って下さい。なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じて下さい。

第8条（暗証照合、印鑑照合等）

- 貸金庫の開庫にあたってカード読取機操作の際、使用された暗証と届出の暗証との一致を確認の上、開庫その他の取扱いをした場合は、貸金庫カードまたは暗証につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については当行は責任を負いません。なお、使用される鍵について当行は確認する義務を負いません。
- 諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをした場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第9条（損害の負担等）

- 災害、事変その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当行は責任を負いません。
- 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。
- 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償して下さい。

第10条（反社会的勢力との取引拒絶）

当行は、借主または代理人が第11条第3項第1号、第2号または第3号のいずれか一にも該当する場合には、この貸金庫の使用申込をお断りします。

第11条（解約等）

- この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、貸金庫カード、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡して下さい。なお、貸金庫カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。

- 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約できるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡して下さい。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - 借主が使用料を支払わないとき
 - 借主について相続の開始があったとき
 - 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - 借主または代理人がこの規定に違反したとき
- 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができます。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡して下さい。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払って下さい。
 - 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他AからDに準ずる行為

(4) 第1項から第3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払って下さい。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払って下さい。なお、当行はこの不足額を明渡しの日第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

(5) 第1項から第3項の明渡しが3ヶ月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうち、格納品を別途管理もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

(6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求があり次第支払って下さい。

第12条（貸金庫の修繕、移転等）

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じて下さい。

第13条（緊急措置）

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

第14条（譲渡、転貸等の禁止）

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

以 上

保護預り規定（保護預り証書）

1. お預け品全部お引出しの場合は、後記受領欄に、また一部お引出しの場合は当行所定の内受取証にご記名の上かねてお差出しの印鑑と同一の印象を押捺し、この証書とともにお差出しください。
2. この証書または内受取証に押捺された印影を、かねてお届けの印鑑と照合して相違ないと認め、お取扱いをいたしました上は、証書または印象の盗用その他いかなる事故がありましても、これがために生じたご損害については、当行は一切その責任を負いません。
3. この証書またはお届け印の印象を喪失されたとき、あるいは改印、改名または転居等の場合は、直ちにその旨当行へお届けの上、所定の手続きをおとりください。もし、そのお届けがないか、または遅れたために生じたご損害、事故等については当行は一切その責任を負いません。
4. 天災地変その他不可抗力によるお預り品のご損害については、当行はその責任を負いません。
5. 公債・社債等の償還、公示催告その他失権公告等の調査については、当行はその責任を負いません。
6. 保管料は所定の料金をいただきます。
7. この証書は売買、譲渡または質入れすることはできません。

以上

保護預り規定（保護預り通帳）

1. お預け品全部お引出しの場合は、後記受領欄に、また一部お引出しの場合は当行所定の内受取証にご記名の上かねてお差出しの印鑑と同一の印象を押捺し、この通帳とともにお差出しください。
2. この通帳または内受取証に押捺された印影を、かねてお届けの印鑑と照合して相違ないと認め、お取扱いをいたしました上は、通帳または印象の盗用その他いかなる事故がありましても、これがために生じたご損害については、当行は一切その責任を負いません。
3. この通帳またはお届け印の印象を喪失されたとき、あるいは改印、改名または転居等の場合は、直ちにその旨当行へお届けの上、所定の手続きをおとりください。もし、そのお届けがないか、または遅れたために生じたご損害、事故等については当行は一切その責任を負いません。
4. 天災地変その他不可抗力によるお預り品のご損害については、当行はその責任を負いません。
5. 公債・社債等の償還、公示催告その他失権公告等の調査については、当行はその責任を負いません。
6. 保管料は所定の料金をいただきます。
7. この通帳は売買、譲渡または質入れすることはできません。

以上

保護預りの反社会的勢力等排除規定

第1条（反社会的勢力との取引拒絶）

当行は、保護預りの預け主が、本規定第2条第1項、第2項または第3項のいずれか一にも該当する場合には、保護預りのご利用をお断りします。

第2条（解約等）

次の各号の一にでも該当し、預け主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの保護預りの利用を停止し、または預け主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに保護預り品をお引取り下さい。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払って下さい。

1. 預け主が保護預り申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
2. 預け主が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
3. 預け主が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

以上

夜間預金金庫規定

- 1. (利用目的)** この夜間預金金庫（以下「金庫」という。）は、当店における本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。
- 2. (利用方法)** (1) この金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類（以下「証券類」という。）を当行所定の専用入金票、金種別表および通帳とともに当行所定の入金袋（以下「入金袋」という。）に入れ、その入金袋を施錠のうえ金庫に投入してください。
(2) 入金袋を投入したのちは、念のためいったん閉じた扉をもう一度開けて入金袋が下に落ちたことを確認のうえ、利用記録票を受け取ってください。
- 3. (契約期間等)** この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに本人または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。
- 4. (使用料等)** (1) 金庫の使用料は、当行所定の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月15日（ただし休日の場合は翌営業日）に本人の預金口座から口座引落しにより申し受けるものとします。万一、預金残高が引落金額に満たないときは直ちに入金するものとし、当行は入金後いつでも使用料に充当できるものとします。
当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月として、その月から最初に到来する3月末日までの使用料を月割計算により支払ってください。
(2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
(3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。
(4) 専用入金票綴の交付に際しては、当行所定の料率による手数料を申し受けます。
- 5. (預金への受入処理)** (1) この金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当行所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。
(2) 前項の取扱いにあたり、入金票等に記載された金額が当行で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当行で確認した金額によるものとします。この処理をしたうえは、当行はその責任を負いません。
- 6. (入金袋等の返却)** 入金袋ならびに通帳等は当行の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。

- 7. (鍵の保管等)** (1) 外扉用鍵は本人が保管し、その鍵を使用して金庫扉の開閉を行ってください。
- (2) 入金袋の鍵正副 2 個のうち正鍵は本人が、副鍵は当行が保管し、入金袋の開閉に使用します。
- 8. (鍵、入金袋の喪失・き損)** 外扉用鍵、入金袋および入金袋正鍵を失ったとき、またはき損したときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。
- 9. (損害の負担等)** この金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、金庫外扉の不完全な閉扉、入金袋の不完全な施錠、その他当行の責めによらない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この金庫について第 1 条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当行は責任を負いません。
- 10. (解約等)** この契約は、本人または当行の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合には、外扉用鍵、入金袋および入金袋正鍵を直ちに当店へ返してください。
- 11. (譲渡・転貸等の禁止)** この金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、外扉用鍵、入金袋および入金袋正鍵についても同様とします。
- 12. (規定の準用)** この規定に定めのない事項については、当行当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

以 上

お預りサービスご利用規定

1. (お預りサービスの利用)

- (1) お預りサービス（以下「本サービス」という）は、次の各号の取引を当行に依頼する場合に利用することができます。
 - ① 本人名義の預金入金、出金（現金の支払を除く）
 - ② 本人名義の振込、代金取立
 - ③ 本人名義による税金、公共料金、その他諸料金の払込み（納付期限切れ等で当行が取扱いできないものを除く）
- (2) 本サービスの利用は原則当行の窓口営業時間中に限ります。

2. (利用方法)

- (1) 本サービスを当行に依頼する場合は、次の各号の物件（以下「封入物件」という）を当行所定の専用袋に入れ、窓口にお渡してください。
 - ① お預り取引に必要な依頼書、その他の書類、帳票
 - ② お預り取引に必要な現金、証券類または預金払戻請求書および通帳・証書
 - ③ 当行所定のお預りサービス明細票（以下「明細票」という）
- (2) 前項の専用袋の使用区分は次によります。
 - ① お預り日当日の処理を指定する封入物件は「当日専用袋」に入れてください。
 - ② お預り日の翌営業日以降の処理を指定する封入物件は、「ご予約用専用袋」に入れてください。

3. (当行の事務処理等)

- (1) 当行が窓口でお預りする際は専用袋の個数単位で受領し、封入物件は営業時間中に当行所定の手続きにより確認のうえ処理いたします。ただし、翌営業日以降の指定がある場合は、指定された日に処理いたします。
- (2) この取扱いに当たり、封入物件と明細票の記載内容が相違する場合、当行では、処理できない場合があります。また、当行はご依頼のお預かり取引について、次の各号の方法により処理いたします。この方法で処理したことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - ① 封入物件に形式不備または記載相違の不備があった場合には、当行から連絡のうえ再依頼内容に基づき処理いたします。
 - ② 入金票に記載された金額が当行で確認した現金、証券の金額と相違している場合には、預金への受入金額は、当行で確認した金額によるものとします。
 - ③ 振込・払込みに必要な資金の総額と、振込資金・払込資金等に充当するための現金、証券類または現金払戻請求書に記載の金額とが相違している場合には、当行から連絡のうえ再依頼内容に基づき処理いたします。
 - ④ 入金、出金、振込または払込みの処理時点で、入金、出金、振込または払込みに必要な資金の総額が、当該資金引落口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）を超える場合には、当行から連絡のうえ再依頼内容に基づき処理いたします。

4. (専用袋等の返却)

専用袋・領収書等は、当行の事務終了後、「お預り証」と引き替えに、ご指定日以降に返却いたしますので、遅滞なく処理結果を確認してください。

5. (損害の負担等)

本サービスの利用に当たり、災害・事変その他不可抗力による損害、その他当行の責めによらない事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。また、本サービスを1.(1)に定めのない取引に利用し、損害が生じても、当行は責任を負いません。

6. (解約等)

本契約は、本人または当行の都合によりいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。また、解約に際しては、当行が貸与した専用袋を直ちに当行へ返却してください。

7. (譲渡、転貸等の禁止)

本サービスの利用権は、譲渡、転貸または質入れすることはできません。専用袋についても同様とします。

8. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当行当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定および代金取立規定・振込規定により取扱います。

以上

だいしほくえつ振込規定

1. (適用範囲)

振込依頼書または当行の振込機による当行または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込については、この規定により取扱います。

2. (振込の依頼)

(1) 振込依頼書による振込の依頼は、次により取扱います。

振込の依頼は窓口営業時間内に受け付けます。

振込依頼書は、当行所定の依頼書を使用し、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名(漢字・フリガナ)、振込金額を受取人に確認のうえ、依頼人名(漢字・フリガナ)、依頼人の住所・電話番号その他の所定の事項とともに正確に記入してください。当行は振込依頼書に記載された事項を依頼内容とします。

(2) 振込機による振込の依頼は、次により取扱います。

振込機は当行所定の時間内に利用することができます。

1回および1日あたりの振込金額は、当行所定の金額または個別払戻限度額の範囲内とします。

振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名およびその電話番号その他の所定の事項は、正確に入力してください。

当行は振込機に入力された事項を依頼内容とします。

(3) 前2項に定める依頼内容について、振込依頼書の記載に不備または振込機への誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

(4) 振込の依頼にあたっては、振込資金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料(以下「振込資金等」といいます。)を支払ってください。

3. (振込契約の成立)

(1) 振込依頼書による場合には、振込契約は、当行が振込の依頼を承諾し振込資金等を受領した時に成立するものとします。

(2) 振込機による場合には、振込契約は、当行がコンピュータ・システムにより振込の依頼内容を確認し振込資金等の受領を確認した時に成立するものとします。

(3) 前2項により振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容を記載した振込金および手数料受領書、振込依頼受託書、振込受付書、または取引明細票(以下「振込資金受取書等」といいます。)を交付しますので、振込内容を確認してください。この振込資金受取書等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。

4. (振込通知の発信)

(1) 振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。

電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。

ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。

文書扱いの場合には、依頼日以後3営業日以内に振込通知を発信します。

(2) 前項の規定にかかわらず、振込機による振込の依頼を受け付けた場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了後および銀行休業日に受け付けた場合、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

5. (証券類による振込)

振込の依頼を受ける場合には、小切手その他の証券類による振込資金等の受入れはしません。

6. (取引内容の照会等)

(1) 受取人の預金口座に振込金の入金が行なわれていない場合には、すみやかに取扱店に照会してください。この場合には、振込先の金融機関に照会するなどの調査をし、その結果を報告します。

(2) 振込の依頼内容と振込先の「預金種目」「口座番号」「受取人名」のいずれかが異なる場合等、当行が受付した依頼内容について発信ができない場合や振込先の金融機関から照会があった場合には、依頼内容について照会することがありますので、すみやかに回答してください。この場合、照会のために振込が遅延することがあり、場合によっては振込指定日に入金されないことがあります。なお、当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

(3) 入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、第8条に規定する組戻しの手続きに準じて、振込資金の受領等の手続きをとってください。

7.(依頼内容の変更)

- (1) 振込契約の成立後および、振込依頼書または振込機による振込受付時から振込契約成立時までの間にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において次の訂正の手続により取扱います。ただし、依頼人名および振込金額を変更する場合には、第8条第1項に規定する組戻しの手続により取扱います。
訂正の依頼にあたっては、当行所定の振込訂正依頼書に記名押印のうえ、振込資金受取書等とともに提出して下さい。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。但し、当行が特に定めた場合においては、振込訂正依頼書への押印、または、振込訂正依頼書および振込資金受取書等の提出を不要とします。
当行は、振込訂正依頼書に従って、当行所定の手続を行います。
- (2) 提出された振込資金受取書等を当行が交付したものであると相当の注意をもって認めたとえ、依頼内容の変更を行ったときは、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正ができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

8.(組戻し)

- (1) 振込契約の成立後および、振込依頼書または振込機による振込受付時から振込契約成立時までの間にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続により取扱います。
組戻しの依頼にあたっては、当行所定の振込組戻依頼書に記名押印のうえ、振込資金受取書等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。但し、当行が特に定めた場合においては、振込組戻依頼書への押印、または、振込組戻依頼書および振込資金受取書等の提出を不要とします。
当行は、振込組戻依頼書に従って、当行所定の手続を行います。
組戻された振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の振込組戻代り金受取証に記名押印のうえ提出してください。但し、当行が特に定めた場合においては、振込組戻代り金受取証への押印、または、振込組戻代り金受取証への押印および振込資金受取書等の提出を不要とします。
- (2) 前項の組戻しの取扱いおよび組戻しされた振込資金の返却については、第7条第2項の規定を準用します。
- (3) 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

9.(通知・照会の連絡先)

- (1) この取引について依頼人に通知・照会をする場合には、振込の依頼にあたって記載・入力された住所・電話番号または振込資金等を振替えた預金口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。
- (2) 前項において、連絡先の記載の不備・誤入力または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

10.(手数料)

- (1) 振込の受付にあたっては、店頭表示の振込手数料をいただきます。
- (2) 訂正の受付にあたっては、当行所定の訂正手数料をいただきます。なお、振込先の金融機関から振込資金が返却された場合等改めて振込の手続きを行う場合は、訂正手数料に替え再振込手数料として別途店頭表示の振込手数料をいただきます。いずれの場合も、前項の振込手数料は返却しません。
振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは訂正ができないがありますが、この場合、訂正手数料または再振込手数料は返却しません。
- (3) 組戻しの受付にあたっては、当行所定の組戻手数料をいただきます。この場合、第1項の振込手数料は返却しません。なお、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは組戻しができないがありますが、この場合、組戻手数料は返却しません。
- (4) この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。

11.(災害等による免責)

次の各号の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

災害・事変・輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき

当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

12.(譲渡、質入れの禁止)

振込資金受取書等およびこの取引にもとづく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

13.(預金規定等の適用)

振込資金等を預金口座から振替えて振込の依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定およびだいしバンクカード・キャッシュカード規定等により取扱います。

代金取立手形取扱規定

1. (取扱証券類)

手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。

2. (用件の補充等)

- (1) 手形用件、小切手用件の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
- (2) 証券類のうち裏書等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
- (3) 手形、小切手の取立にあたっては、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

3. (手数料等)

- (1) 代金取立の受託にあたっては、店頭掲示の代金取立手数料をいただきます。なお、証券類の組み戻し、不渡返却があった場合または店頭呈示を要した場合には、その手数料を別途にいただきます。
- (2) 特別な依頼により要した費用は、別途いただきます。

4. (発送)

証券類の取立を当行の地の本支店または他の金融機関に委託して行う場合には、当行が適当と認める時期、方法により発送します。

5. (引受けのない手形等の取扱い)

- (1) 引受けのない為替手形については、支払人の取立受託の旨の通知を発信するにとどめ、引受けおよび支払いのための呈示をする義務を負いません。
- (2) 手形交換による呈示ができない証券類についても同様とします。

6. (取立代金の入金)

- (1) 手形のうち支払期日までに当行所定の余裕日数があり、かつ、支払期日に手形交換等によって取立のできるもので、当行が「期日入金手形」として取扱ったものについては、その手形金額を支払期日に預金元帳へ入金記帳します。この場合、当該金額は、支払期日の翌営業日の銀行間における不渡通知時限経過後に当店でその決済を確認したうえでなければ支払資金といたしません。
- (2) 「期日入金手形」以外の証券類については、銀行間における入金報告によりその決済を確認のうえ預金元帳へ入金記帳し、支払資金とします。

7. (証券類の不渡り)

- (1) 証券類が不渡りとなったときは、直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、「期日入金手形」についてはその金額を預金元帳から引落とします。
- (2) 不渡りとなった証券類は当行で返却しますから、当行所定の受取書に預金取引の届出印を押印して提出してください。
- (3) 前項の証券類については、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、権利保全の手続きをします。

8. (証券類の組戻し)

- (1) 証券類の組戻しを依頼する場合には、支払期日の前日までに当行所定の組戻依頼書に預金取引の届出印を押印して提出してください。
- (2) 組戻しをした証券類をお受け取りの際は、本預り証とともに当行所定の受領書に預金取引の届印を押印して提出してください。

9. (証券類の喪失、通信の遅延等)

証券類が事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事由によって紛失、滅失、損傷または延着したために生じた損害については当行は責任を負いません。やむをえない事由による通信機器、回線の障害等によって通信が遅延したために生じた損害についても同様とします。

10. (譲渡、質入れの禁止)

代金取立の委託にもとづく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

以上

約 定

1. 当行は申込人から特に申出がないかぎり、送金期間中の約定日（預金引落日）に指定金額により自動的に引落しを行い、指定の受取人に送金します。約定日が休日の場合は、指定の営業日に送金します。この場合、振込金受領書または口座振替通知書等の発行は省略します。
2. 指定送金月に該当する送金日がない場合は、その月の末日に送金します。なお、当該末日が休日の場合は、指定の営業日に送金します。
3. 送金方法は、申込人の申込にもとづき当行所定の方法により行うこととします。また、送金手数料は送金の都度、所定の送金方法に応ずる手数料を送金金額と合算して預金口座より引落します。なお、手数料改定の際の通知は省略します。
4. 当行は預金の引落としにあたっては、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および預金払戻請求書または小切手の提出を受けないで処理します。
5. 当行所定の処理時刻において預金残高不足等により預金の引落としができない場合は、特に通知はせずにその約定日の送金をとりやめます。
6. 申込人は送金内容を変更する場合あるいは引落期間の途中で送金を取り止める場合は、直ちに当行へ届出のうえ、所定の手続きを取ります。
7. この契約は、送金期間が終了した場合あるいは引落預金口座が解約された場合、自動的に解約されたものとして処理します。また、残高不足で引落不能となることが重なる等相当の理由があり、当行が必要と認めた場合は、いつでも解約できるものとします。
8. 本契約に関してかりに紛議が生じた場合も、当行の責めによる場合を除き、当行は一切責任を負いません。
9. この契約は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更できるものとし、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用するものとします。
なお、変更にあたり届出の氏名・住所・電話番号等にもとづいて連絡を行う場合があります。この場合、延着もしくは到着しなかったときでも、通常到達すべき時に送達したものとみなします。

以上

e ネットバンキングご利用規定

第1条 e ネットバンキング

- e ネットバンキング（以下、「本サービス」）とは、お客様（以下「甲」）がパーソナルコンピュータ（以下、「パソコン」）またはスマートフォン等を使用して、当行（以下「乙」）に取引を依頼し、乙がその手続を行うサービスをいいます。
- 本サービスのご利用は、国内に居住される個人で、当行に普通預金口座をお持ちの方に限らせて頂きます。
- 本サービス契約を締結した甲は、インターネットを通じたパソコンやスマートフォン等の情報機器で乙と取引できます。
- 本サービスの詳細内容及び以下記載している条文の中で乙所定の取扱内容は、利用ガイドと本サービスで提供する各種商品の規定に基づいていますので、ご了承下さい。
- 本サービスの利用ガイド及び本サービスで提供する各種商品の規定につきましては、当行ホームページに掲示しておりますのでご確認ください。

第2条 サービスの開始

本サービスでは申込手続された後、「ご利用手続き完了のお知らせ」を送付します。「ご利用手続き完了のお知らせ」がお手元に届いた時から、本サービスをご利用頂けるようになります。

第3条 利用時間

本サービスの利用時間は、当行所定の時間内とします。但し、乙は利用時間を甲へ事前に通知せずに変更することがあります。なお、乙の責によらない通信障害等が発生した場合、取扱時間中であっても甲へ予告せず、取扱を一時停止または中止することがあります。

第4条 手数料

- 本サービスの利用にあたって、基本手数料は無料とします。
- 本サービスを利用した各種取引にかかる手数料については、乙所定の手数料及び消費税を頂きます。この場合、乙は手数料等を、通帳・各種払戻請求書・キャッシュカードの提出なしに、所定の書面で届出頂いた代表口座から所定の方法で引落します。
- 乙は本サービスを利用した各種取引にかかる手数料等について甲へ事前に通知することなく、変更する場合があります。また、提供するサービスの追加・変更に伴い、諸手数料を新設・変更することがあります。なお、今後本サービスの諸手数料を新設あるいは改定する場合についても、乙所定の方法で引落します。
- 諸手数料を新設・変更する場合、その都度、乙ホームページ・窓口・ダイレクトメール等、乙の定める方法で甲へ告知しますので、ご確認ください。

第5条 代表口座及び関連口座の届出印

代表口座及び関連口座の届出印は、本サービスの各種取引で使用します。また、乙が甲から所定の書面等を受付する際、乙は同書類に押捺された印影と届出印の印影について相当の注意をもって照合し相違ないものと取扱った場合は、同書類に係る偽造、変造、その他事故があっても、そのために生じた損害について乙は責任を負いません。

第6条 パスワードの届出

- 甲は、本サービス利用申込時に乙が甲本人であることを確認するために必要な仮ログインパスワードを届出するものとします。なお、初回設定時に必要となる仮確認用パスワードは「ご利用手続き完了のお知らせ」に記載し、乙から甲へ通知します。

- 甲は「ご利用手続き完了のお知らせ」を受け取り後、速やかにユーザーID、ログインパスワード、確認用パスワードを設定してください。
- 本サービスをスマートフォンで利用する場合やパソコンにより 50 万円超の振込・振替・料金払込を利用する場合は、別途ワンタイムパスワードの利用が必要となります。

第7条 本人確認

本サービスを利用頂く際、本人確認は以下の方法で行うものとします。

- 本人確認方法
 - 乙は、インターネットによって、甲から通知された以下の各号の ID、パスワードと、乙に登録されている ID、パスワードとの一致を確認することで、本人確認を行います。
 - ユーザーID
 - ログインパスワード
 - 確認用パスワード
 - ワンタイムパスワードまたはメール通知パスワード
 - また、乙は甲が本サービスにログインする際のアクセス環境を分析し、通常と異なるご利用環境とシステムが判断した場合、甲本人であることを確認するため、登録された「ご本人情報」による追加認証を行う場合があります。
- 取引の有効性
乙が前項の方法で本人確認し取引した場合、不正使用等の事故があっても、乙は当該取引を有効なものとして取扱い、そのために生じた損害について乙は本規定第 10 条で定める場合を除き、責任を負いません。

第8条 ワンタイムパスワード

1. ワンタイムパスワードの内容

- ワンタイムパスワードとは、トークン（パスワードを生成する機器またはアプリ機能）により生成され、表示された一度限り有効な可変的なパスワードであり、乙は甲がログインする際の本人確認手続きに利用するものとします。
- トークンは「ソフトウェアトークン」と「ハードウェアトークン」の2つの方式があり、いずれか一方を選択するものとします。
 - ソフトウェアトークン
スマートフォンのアプリ機能を利用する方式で、甲はワンタイムパスワードを生成するアプリ機能（以下、「ワンタイムパスワードアプリ」）をスマートフォンにダウンロードし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。
 - ハードウェアトークン
乙が甲に提供する専用の機器「ハードウェアトークン」を利用する方式で、甲は所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。
- スマートフォンで本サービスを利用する場合は、ワンタイムパスワードの利用を必須とします。
- パソコンのみで本サービスを利用する場合、ワンタイムパスワードの利用は任意とします。但し、50 万円超の振替・振込サービス及び料金払込サービスの利用にはワンタイムパスワードが必要となります。

2. スマートフォンについて

ソフトウェアトークンによるワンタイムパスワードのご利用にあたっては、以下の条件を満たすスマートフォンが必要です。

- 甲自身で占有・管理していること。
- ワンタイムパスワード対応機種であること。

- スマートフォンの日時が正しく設定されていること。
- 乙所定のソフトウェアトークン用メールアドレスからの電子メールが受信可能になっていること。
- URL 付きの電子メールが受信可能となっていること。

3. 利用方法

- ソフトウェアトークンの取得

- 甲がワンタイムパスワードの利用を希望する場合は、本サービスにログインし乙所定の方法によりソフトウェアトークンを使用するスマートフォンの電子メールアドレスとソフトウェアトークン利用開始用の「利用開始パスワード」を入力するうえ、ソフトウェアトークンの発行手続を行うものとします。
- ソフトウェアトークン発行手続後、甲が指定したスマートフォンに電子メールが送信されますので、記載されたURLより「ワンタイムパスワードアプリ」をダウンロード・インストールし、ユーザーID、当該アプリに電子メールに記載されたサービスID、ユーザーID及びソフトウェアトークン発行手続時指定した「利用開始パスワード」を入力しソフトウェアトークンを取得し初期設定を行います。
- 初期設定完了後、パソコンからは、ワンタイムパスワードメニューより利用開始手続を行ってください。スマートフォンからは、ワンタイムパスワードアプリの「ログイン」ボタンからのログインによりワンタイムパスワードの利用開始となります。なお、利用開始手続はパソコンまたはスマートフォンのいずれか一方より行うことで完了します。

(2) ハードウェアトークンの取得

- 乙所定の申込書によりハードウェアトークンの発行申込をするものとします。
- 乙の申込受付後、乙より甲の届出住所宛てにハードウェアトークンを乙所定の方法で送付します。なお、宛所不明等の理由によりハードウェアトークンをお届けできなかった場合は、申込依頼はなかったものとして取り扱います。
- ハードウェアトークンが甲に到着後、パソコンからログインし、ワンタイムパスワードメニューより利用開始手続を行います。

(3) ワンタイムパスワードの利用開始

ソフトウェアトークンの取得後、本サービスにログインし乙所定の方法によりワンタイムパスワード利用開始登録手続を行います。甲が入力したワンタイムパスワードを乙が確認したうえで、ワンタイムパスワードの提供を開始します。

(4) ワンタイムパスワードによる本人確認

ワンタイムパスワードの利用開始後は、甲のユーザーID及びログインパスワードに加え、ワンタイムパスワードによる本人確認を行います。

(5) ワンタイムパスワードの利用解除

- ワンタイムパスワードの利用を中止する場合は、本サービスにログインし乙所定の方法によりワンタイムパスワードの利用解除手続を行うものとします。
- ソフトウェアトークンを使用しているスマートフォンを変更する場合は、スマートフォンの変更前に前記①の手続きによりワンタイムパスワードの利用解除手続を行い、その翌日以降に前記(1)～(3)の手続を行うものとします。

(6) 手数料

発行手数料及び利用手数料は無料とします。但し、ハードウェアトークンについては、紛失・盗難により再交付する場合、甲は乙所定の再交付手数料を支払うものとします。

4. トークンの有効期限

トークンは乙所定の有効期限があります。有効期限が近づいた場合は、乙は甲にその旨を通知しますので、甲は有効期限到来前に更新手続を行うものとします。なお、有効期限到来前に更新手続を行わなかった場合は、本サービスにログインできなくなることがあります。

5. 免責事項

- 前記3．(3)の利用開始手続を経たのち前記3．(4)の本人確認を行ったうえは、乙は依頼者を契約者とみなし、不正使用その他事故があっても、このために生じた損害については、乙に責がある場合を除き、乙は責任を負いません。
- トークンの不具合等により、取り扱いが遅延または不能となった場合でも、このために生じた損害については、乙に責がある場合を除き、乙は責任を負いません。

第9条 パスワード等の管理

1. パスワード等の管理

パスワード等は甲自身の責任で厳重に管理して下さい。パスワード等は本サービスを利用頂くためだけのもので、乙職員であっても、甲にパスワード等をお尋ねすることはありません。

2. パスワード等相違によるサービス停止

本サービスの利用について、届出と異なってパスワード等を入力した場合、乙は本サービス利用を停止することがあります。その際、本サービスを再び利用するには、当該契約を解約し、新たにお申込みください。

3. ログインパスワード・確認用パスワードの変更

ログインパスワード・確認用パスワードは、お取引の安全性を確保するため、定期的に変更操作をして下さい。ログインパスワード・確認用パスワードを変更する際は、第三者に推測されにくい番号（英字・数字）を登録して下さい。生年月日、電話番号、車のナンバー、同一数字等の登録は避けて下さい。

4. ログインパスワード・確認用パスワードの失念

ログインパスワード・確認用パスワードを失念した場合は、当該契約を解約し、新たにお申込みください。甲が乙に失念したパスワード等を教えるよう求められても、乙ではお教えできません。

第10条 盗取されたパスワード等による損害

- 盗取されたパスワード等を用いた不正取引については、以下の各号全てに該当する場合、甲は乙に対して当該取引にかかる損害（取引金額、手数料及び利息）に相当する金額の補填を請求できます。

- パスワード等の盗取に気づいてから速やかに乙への通知が行われていること
- 乙調査に対し預金者より十分に説明されていること
- 乙に対しパスワード等の盗取が推測される事実を確認できるものを示し、警察署への被害事実等の事情説明に協力していること

- 前項の請求がなされた場合、乙は、乙への通知が行われた日の 30 日前の日以降になされた損害額を限度として補償します。

- 以下のような場合には、補償を受けることはできません。

- 甲または甲の法定代理人の故意もしくは重大な過失、または法令違反
- 甲本人並びにその配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他同居人、家事使用人が自ら行いまたは加担した場合
- 甲が、被害状況に係る乙への説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- 戦争、暴動等により著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれらに付随して行われた場合

e ネットバンキングご利用規定

- 甲に重大な過失または過失があった場合には、補償しない、または損害額の一部を補償します。
 - 甲の重大な過失とは、故意と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合で、典型的には甲がパスワード等を他人に教えた場合が該当します。
 - 乙は、甲の重大な過失または過失について、被害に遭われた状況等をふまえ、個別事案毎に検討します。
- 乙が、この補償規定に基づいて補償金をお支払いする場合、乙から、損害保険会社に乙の有する甲の情報を提供することがあります。当該情報の提供にご同意頂けない場合は、補償金をお支払いできない場合があります。
- 乙が補償金をお支払いした場合、乙は、当該補償金額の限度において、不正取引を行った者その他の第三者に対して甲が有する損害賠償請求権、不当利得返還請求権を取得するものとします。

第 11 条 振込内容の訂正・取消

- 本サービスの利用による振込につき、振込内容の訂正や取消が必要となった場合は、振込資金引落口座のある乙本支店へ所定の依頼書を提出して下さい。この場合、振込手数料に加え、別途乙所定の訂正手数料あるいは取消手数料を頂きます。
- 振込先金融機関が既に振込通知を受信している場合には、訂正もしくは取消ができないことがあります。この場合は受取人との間で協議して下さい。なお、この場合の訂正手数料あるいは取消手数料は返却しません。

第 12 条 解約

- 解約

本サービスは当事者一方の都合でいつでも解約できます。
- 甲による解約

甲による解約の場合、乙に所定の書面を提出し乙の手續が完了次第、解約したものとさせていただきます。なお、解約前に予約した振替・振込取引は振替・振込指定日に実行されません。
- 代表口座の解約

代表口座が解約された場合、本契約は解約されたものとします。また、関連口座が解約された場合は、本サービスのうち、その口座に係るサービスは廃止されたものとみなします。
- 乙からの解約

甲に以下の各号の事由が一つでも生じた場合、乙はいつでも甲に事前に通知することなく、本契約を解約できるものとします。

 - 住所変更届出を怠る等により、乙で甲の所在が不明になったとき
 - 乙に支払うべき手数料を 2 ヶ月連続して支払わなかったとき
 - 支払停止または破産、民事再生手續開始もしくはその他これに類する法的手続の申立があったとき
 - 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - 相続の開始があったとき
 - その他、本サービスの利用に際して適さない行為に及んだとき
- 乙からの解約通知
 - 乙都合による解約通知は、甲の届出住所宛に行います。
 - 乙が解約通知を届出住所宛に発信したが、その通知が未着、延着または不到着（受領拒否も含む）の場合は、通常到達すべき時に到達したとみなします。
- 解約と手数料
 - 本サービスを解約する場合、甲は本サービスに係る未清算の手数を解約時または乙が指定した日に支払

うものとしします。

- なお、本サービスの解約により未清算の手数料がある場合は、乙は甲の手数料と甲の預金その他債権を相殺できるものとしします。

第 13 条 外貨預金取引

- 外貨預金取引の内容

外貨預金取引は、甲の依頼に基づき、ご利用口座のうち甲が指定する外貨普通預金の預入・引出、自動継続式外貨定期預金【通帳式】（スーパー外貨定期預金）の預入・解約の申込及びそれらに付随する乙所定のサービスです。なお、預入及び引出できる外貨預金は乙所定の種類とします。新規申込に当り、甲は契約締結前交付書面を確認し、商品内容について十分理解した上で甲自らの判断と責任において取引します。
- 取引資格

外貨預金取引は、満 20 歳以上の方が利用できます。
- 取引の処理日

預入日及び引出日（以下「取引日」）は乙所定日とします。なお、乙は甲に事前に通知することなく乙所定の取引日を変更することがあります。
- 取扱通貨

取扱通貨は乙所定の通貨とし、異なる外国通貨間の取引はできません。
- 適用金利

外貨定期預金の金利は、取引日の乙所定の預金金利を適用します。
- 取引限度額

1 回当たり取引限度額は乙所定の限度額とします。なお、乙は甲に事前通知することなく取引限度額を変更することがあります。
- 適用する公表為替相場の取扱
 - 円貨預金口座との取引の場合、取引日における乙所定の公表為替相場を適用します。
 - 乙所定の取引時間帯以外の預入・引出取引は予約扱となります。予約扱の場合、取引日の公表為替相場を適用します。
- 外貨普通預金・外貨定期預金の預入・引出手續

乙は依頼内容が確定した場合、原則として取引日におのみ、預入代り金を所定の預金規定にかかわらず預金通帳・払戻請求書・カード等の提出なしに支払指定口座から払出し、入金口座に入金手續します。
- 依頼内容の変更・取消

依頼内容が確定した場合は、依頼内容の変更、取消は原則できないものとします。但し、予約扱で受付したお取引は乙所定の時限内であれば、甲は乙が指定する方法で取消できます。
- 取引制限

外国為替市場が閉鎖されている場合等、外貨資金の取引ができなくなる場合があります。また、為替相場動向等から一時取引を停止する場合があります。

第 14 条 投資信託取引

- 投資信託取引の内容

投資信託取引は、甲の依頼に基づき、投資信託受益権の購入、解約・買取（以下「解約等」）及びそれらに付随する乙所定の取引ができるサービスです。なお、購入、解約等ができる投資信託は乙が指定する銘柄とします。購入時、甲は目論見書補完書面（投資信託）及び最新の交付目論見書を受領し、商品内容について十分理解した上で甲の判断と責任で取引するものとします。
- 取引資格

投資信託取引は満 20 歳以上の方が利用できます。

- 取引限度額・取引回数

1 回当たり取引限度額及び 1 日当たり取引回数は乙所定の限度額及び回数とします。なお、乙は甲に事前通知せずに取引限度額及び取引回数を変更することがあります。
- 購入手続
 - 購入手續は原則依頼日に行いますが、乙所定の時限以降または営業日以外に受付した購入依頼は、翌営業日に購入手續します。このため、窓口受付の購入手續と異なる場合があります。なお、乙は甲に事前通知せずに乙所定の時限を変更することがあります。
 - 乙は甲の依頼内容が確定した場合、原則として依頼日（乙所定の時限以降または営業日以外に受付した場合は翌営業日）にご利用口座のうち甲が指定した預金口座から購入代金を引落の上、購入手續します。
- 解約等手續
 - 解約等手續は原則依頼日に行いますが、乙所定の時限以降または営業日以外に受付した解約等依頼は、翌営業日扱として手續します。なお、乙は甲に事前通知せずに乙所定の時限を変更することがあります。
 - 乙は、甲の依頼内容が確定した場合、原則各投資信託の目論見書に定める受渡日に、解約等代金を投資信託口座の指定預金口座（以下「入金指定口座」）に入金します。なお、金額指定による解約等の注文で解約等指定金額が投資信託を全部解約等した金額を超える場合、全部解約等として取扱います。
- 購入・解約等の不能事由

以下のいずれかに該当する場合、乙はその取引依頼がなかったものとして取扱います。

 - 購入時、申込金額が購入資金支払指定口座の引落可能金額（当座貸越による引落可能金額は含みません）を超える場合。また、購入代金引落日、乙の購入手續時に申込金額が支払指定口座から引落可能金額（当座貸越による引落可能金額は含みません）を超える場合。但し、支払指定口座からの引落が本取引の他に複数ある場合で、その総額が支払指定口座より引落できる金額を超える時は、そのいずれを引落するかは乙の任意とします。また、乙の購入手續時に一旦不能となった購入申込については、購入代金引落日当日に資金の入金があっても購入手續しません。
 - 甲より支払指定口座に係る支払停止届出があり、それに基づき乙が所定手續を完了している場合。
 - 差押等やむを得ない事情のため、乙が取引を扱うことが不相当と認めた場合。
 - 解約等申込依頼を受付した投資信託や投資信託口座が解約されている場合。
- 依頼内容の変更・取消

甲の依頼内容が確定した場合、依頼内容の変更・取消は原則できないものとします。但し、乙所定の時限内であれば、甲は乙が指定する方法で取消できるものとします。

第 15 条 住宅ローン固定金利再選択申込

- 固定金利再選択申込手續の内容

「固定金利再選択申込」（以下「金利再選択」）による固定金利期間の再選択の場合、借入契約書（これに付帯する契約書・特約書等を含め、以下「原契約」と表示）に基づき、乙から借入した住宅ローン（金利再選択の指定を頂いたローン。一部、お取扱ができない住宅ローンがあります。）の借入条件について、原契約の定めに限らず、甲が金利再選択で指定した申込内容に基づき、手續します。
- 金利再選択手續

金利再選択を頂いた場合、別途、契約書等は締結せず、変更手續の契約内容については、取引確認画面及び履歴照

- 会画面で確認します。なお、申込内容は乙がその内容を確認した時点で申込が確定したものとし、固定金利選択期間の適用満了日（現在変動金利型の場合は次回約定返済日）に手續します。金利再選択後の借入残高、返済金額、返済期限等については、後日乙より送付される「ローン返済予定表」で確認します。
- 申込手續が取消となる場合

以下の事由等で申込頂いた内容の処理ができなかった場合、当該申込はなかったものとします。

 - 手續日に引落金額（乙所定の手数料等）を返済用口座より引落すことができなかった場合。
 - 手續日に当該借入のご返済が遅延している場合。
 - 手續日までに全額繰入返済を既にされている場合。
 - 金利再選択申込後、返済用口座を解約された場合。
 - 申込手續の変更
 - 固定金利選択期間中の場合

固定金利適用期間終了月の約定返済日の 5 営業日前までに、再度変更できます。なお、最終申込分を確定分として手續します。
 - 変動金利期間中の場合

次回約定返済日の 5 営業日前までに本サービスで再度変更できます。なお、最終申込分を確定分として手續します。

第 16 条 住宅ローン一部繰上返済申込

- 一部繰上返済申込手續の内容

「一部繰上返済申込」にあたっては、借入契約書（これに付帯する契約書・特約書等を含め、以下「原契約」と表示）に基づき、乙から借入した住宅ローン（一部繰上返済の申込を頂いたローン。一部、お取扱ができない住宅ローンがあります。）の借入条件について、原契約の定めに限らず、甲が一部繰上返済で指定した申込内容に基づき、手續します。
- 一部繰上返済手續

「一部繰上返済申込」を頂いた場合、別途、契約書等は締結せず、変更手續に関する契約内容については、取引確認画面及び履歴照会画面で確認します。なお、申込内容は乙がその内容を確認した時点で申込が確定したものとし、次回約定返済日に手續します。一部繰上返済後の借入残高、返済金額、返済期限等については、後日乙より送付される「ローン返済予定表」で確認します。
- 申込手續が取消となる場合

以下の事由等で申込頂いた内容の処理ができなかった場合、当該申込はなかったものとします。

 - 手續日に引落金額（乙所定の手数料等を含む）を返済用口座より引落すことができなかった場合。
 - 手續日に当該借入のご返済が遅延している場合。
 - 手續日までに全額繰上返済を既にされている場合。
 - 一部繰上返済申込後、返済用口座を解約された場合。
- 申込手續の変更
 - 申込内容の変更

次回約定返済日の 5 営業日前までに、再度変更できます。なお、最終申込分を確定分として手續きします。
 - 申込の取消

次回約定返済日の 5 営業日前までに、取消できます。

第 17 条 取引の成立

- 振込・振替、定期預金、外貨預金、各種料金の払込については、甲がパスワードを入力し取引実行の操作後、乙が依頼内容を確認し取引資金の受領を確認した時とします。
- 投資信託については、申込ファンド約定日に、乙が甲の申込内容により約定処理を完了した時とします。

e ネットバンキングご利用規定

- 各種変更・申込については、甲がパスワードの入力により取引実行の操作をした時とします。

第 18 条 税金、各種料金の払込み

- 本サービスの利用により、甲は乙所定の収納機関に対し、税金、手数料、料金等を払込みできます。
- 乙は、払込の領収書（領収証書）を発行しません。払込等の照会については収納機関に直接お問合せ下さい。
- 税金・各種料金の払込成立時期は、乙が払込資金を預金口座から引落した時とします。なお、取引成立後は、本サービスによる払込内容の変更または取消はできません。

第 19 条 各種取引に伴う資金及び諸費用の引落方法

各種取引に伴う資金及び諸費用の引落は、通帳・各種払戻請求書・各種解約申込書・キャッシュカードの提出なしに、所定の書面で届出頂いた代表口座または関連口座から、乙所定の方法で引落します。

第 20 条 反社会的勢力の排除

- 甲は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」）に該当しないこと、及び以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 甲は、自らまたは第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 甲が、暴力団員等もしくは第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、乙は、甲に事前に通知することなく本契約を解約できるものとし、解約する場合は本規定第 12 条 5 項に定める通知を行います。
- 前項の規定の適用により、甲に損害が生じた場合であっても、甲は乙になんらの請求をしません。また、乙に損害が生じたときは、甲がその責任を負います。

第 21 条 取引の記録

本サービスの取引内容に疑義が生じた場合、乙が保有する電磁的記録等の内容を正当なものとして取扱います。

第 22 条 届出事項の変更等

- 預金口座等について届出名義、印鑑、住所、電話番号、その他の届出事項に変更があった場合は、直ちに乙へ変更内容を届出して下さい。この届出前に生じた損害について、乙は責任を負いません。
- 住所変更等の届出がなかったために、乙からの通知や送付した書類等が延着または到着しなかった場合でも、通常到着すべきときに到着したものとみなします。

第 23 条 関係規定の適用・準用・入手方法

この規定に定めのない事項については、別途お渡しする利用ガイド及び本サービスで提供する各種商品の規定に基づいて取扱います。本サービスで適用・準用する規定については、窓口もしくはホームページ上に告知しますので確認下さい。

第 24 条 免責事項等

- 免責事項
以下の各号の事由で本サービスに遅延、不能等があり、これにより生じた損害について、乙は責任を負いません。
 - 災害、事変、または裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき
 - 公衆電話回線、移動体通信網、専用電話回線、またはインターネット等の通信回線において、乙に有効な取引依頼のデータが到着する前の段階でトラブルが生じたとき
 - 本規定第 10 条で定める場合を除き、前記 (2) の回線上で盗聴等され、甲のパスワード等や取引情報等が漏洩したとき
 - 乙または金融機関の共同システム運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
 - 乙以外の金融機関または電子決済等代行業者の責に帰すべき事由があったとき
- 乙が講じる安全対策等についての了承
甲は本サービスの利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線、またはインターネット等の通信経路の特性、及び本サービスで乙が講じる安全対策等（本人確認等）について了承しているとみなします。
- 環境設定の確保
本サービスに使用する機器及び通信媒体が正常に稼働する環境は、甲の責任で確保して下さい。乙は、この契約で取引機器が正常に稼働することを保証するものではありません。万一、取引機器が正常に稼働しなかったことで取引が成立しなかったり、成立した場合においても、それにより生じた損害について乙は責任を負いません。
- 本人確認手続について
本サービスの提供に当り、乙が所定の方法で本人確認手続した上で送信者を契約者と認めて取扱った場合、本規定第 10 条で定める場合を除き、取引機器、通信媒体、パスワード等につき、偽造、変造、盗用または不正使用等その他の事故があっても、それにより生じた損害について乙は責任を負いません。
- 「ご利用手続き完了のお知らせ」の郵送上の事故等について
「ご利用手続き完了のお知らせ」が郵送上の事故等乙の責めによらない事由で、第三者（乙職員を除きます）がパスワード等を知り得たとしても、本規定第 10 条で定める場合を除き、そのために生じた損害について乙は一切責任を負いません。

第 25 条 海外からのご利用

海外からはその国の法律・制度・通信事情の仕様で利用頂けない場合があります。当該国の法律を事前に確認下さい。

第 26 条 規定の変更

乙は本規定を変更する際は、乙ホームページへの掲示により甲へ告知します。また、変更日以降は変更後の内容で取扱います。

第 27 条 契約期間

本サービスの契約期間は契約日から起算して 1 年間とし、甲または乙から特に申し出ない限り、契約期間満了の翌日から 1 年間継続します。継続後も同様とします。

第 28 条 準拠法・合意管轄

本契約の契約準拠法は日本法とします。本契約に関する訴訟については、新潟地方裁判所を管轄裁判所とします。

以上

法人インターネットバンキング（BIZ-WEB）利用規定

第1条 法人インターネットバンキング「BIZ-WEB」

1. 定義

法人インターネットバンキングサービス「BIZ-WEB」（以下「本サービス」とは、契約者（以下「甲」）が当行（以下「乙」）に対し、インターネットに接続可能な乙所定の情報機器（以下「端末」）を通じて、インターネット等で「だいしインターネットバンキング利用規定」（以下「本規定」）所定の取引、サービス提供の依頼を行い、乙がその手続を行うサービスをいいます。

2. 利用資格

本サービスをご利用いただける方は、乙に普通預金または当座預金をお持ちの方といたします。

3. 端末

本サービスの使用端末は、甲の負担及び責任において甲が準備し、本サービスの利用に適した状態及び環境に設定し維持するものとします。

4. 利用時間

本サービスの利用時間は乙所定の時間内とします。但し、乙はこの利用時間を甲に事前に通知することなく変更する場合があります。

5. パスワード等の管理

(1)本サービスの各種取引に使用するパスワード等（以下「パスワード等」）は、甲の責任において厳重に管理して下さい。なお、パスワード等は他人に推測されにくい番号を使用いただき、生年月日、電話番号、車のナンバー、同一番号等の使用は避けて下さい。

(2)万一、パスワード等の紛失や盗難等があった場合は、速やかに乙に届出して下さい。

6. 利用手数料

(1)本サービスの利用にあたっては、乙所定の利用手数料及び消費税等相当額をいただきます。その際、乙は通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、第2条に定める「申込書」により届出いただく指定口座から乙所定の日に自動的に引落します。

(2)乙は利用手数料を甲に事前に通知することなく変更する場合があります。また、今後提供するサービスの変更などに伴い本サービスに係る諸手数料を新設あるいは改定する場合についても、前号と同様の方法により引落します。

7. 代表口座

(1)甲は、乙本支店のご本人名義の普通預金口座または当座預金口座の一つを、本サービスによる取引で主に使用する口座（以下「代表口座」）として第2条に定める「申込書」において届出するものとします。

(2)甲が代表口座として届出した口座のお届出印を、今後発生する本サービスに係る取引一切に使用します。

8. 利用口座

甲は代表口座以外に乙本支店のご本人名義の口座を本サービスの取引に使用する口座（以下「利用口座」）として、第2条に定める「申込書」で届出するものとします。

第2条 利用申込

1. 本サービスの利用を申込される方は、本規定その他関連諸規定の内容をご了承のうえ、「だいしインターネット

バンキングサービス利用申込書」（以下「申込書」）に必要事項を記載して乙に提出するものとします。

2. 乙は、申込書の記載内容に不備がないこと等の必要事項を確認のうえ、申込を承諾するときは、甲に対し、本サービスのご利用開始に必要な書類（以下「ご利用開始のご案内」）を送付いたします。この「ご利用開始のご案内」の送付先は、甲の代表口座の届出住所とします。但し、乙所定の審査の結果、本サービスのお申込を承諾しないことがあります。

3. 乙が「申込書」に押印された印影と、届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものとして認めて取扱ったうえは、「申込書」に偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害については、乙は責任を負いません。

第3条 サービス管理責任者及び登録利用者

1. 甲は、本サービスのご契約に際して甲を代表する責任者（以下「管理者」）を決めていただきます。

2. 管理者は、本サービスの利用に関する管理者の権限を一定の範囲で代行する利用者を登録できるものとします。なお、利用者には、その権限に応じ甲に関する情報が開示されることがあります。

3. 管理者は、利用者には本規定を遵守させ、その利用に関する責任を負担するものとします。

第4条 甲の情報の取扱い

1. 乙は、次の甲の情報を厳正に管理し、甲の情報保護のために十分に注意を払うとともに、本規定に定めた場合以外には甲の情報の利用を行いません。

(1)甲が本サービスの利用申込時あるいは届出事項変更時に届出した情報及び甲より登録されたサービス利用者に関する情報（以下「甲の情報」）

(2)本サービスの利用履歴及びその他本サービスの利用に伴う種々の情報（以下「取引情報」）

2. 甲は、甲の情報及び取引情報（以下「甲の登録情報」）につき、乙が次の目的のために業務上必要な範囲で使用することを予め承諾するものとします。

(1)新商品、新サービスの企画・開発
(2)ダイレクトメール、eメール等の発送・送信
(3)甲の管理

(4)その他、本サービス内容を向上させるために必要な行為

3. 乙は、次の場合を除き、甲の登録情報を第三者に開示いたしません。
(1)予め甲の同意が得られた場合
(2)法令に基づき開示を求められた場合
(3)個別の甲を識別できない状態で提供する場合
(4)乙グループ会社等に対し、甲への商品・サービス等の案内をはじめ、その他業務への利用のために提供する場合

第5条 業務の実施、運営

1. 乙は、本サービスの実施・運営の一部の業務について、乙グループ会社等に業務委託できるものとします。

2. これに伴い、乙は甲の情報等について、必要に応じて乙グループ会社等に開示するものとします。なお、乙グル

ープ会社等は、当該情報について乙と同様に前条「甲の情報の取扱い」を遵守するものとします。

第6条 本人確認

1. 本人確認方法

(1)乙は、本サービスの利用の都度、端末から送信された「ログイン ID」、「パスワード等」を予め乙に登録された内容と一致することを確認することにより、本人確認を行います。

また、本サービスにログインする際のアクセス環境を分析し、通常と異なるご利用環境とシステムが判断した場合、甲本人であることを確認するため、登録された「ご本人情報」による追加認証を行う場合があります。

(2)「電子証明書（信頼できる第三者機関（認証局）が発行するインターネット上で本人確認できる証明書）」による本人確認を希望される甲は、乙所定の方法で、甲の端末に電子証明書を導入いただき、ログイン時にそれを提示されることで、本人確認を行います。

2. 本人確認情報の管理

(1)前項の本人確認を適正に実施したうえは、「ログイン ID」、「パスワード等」、「電子証明書」について不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、乙は責任を負いません。

(2)したがって、「ログイン ID」、「パスワード等」、「電子証明書」は不正使用されないよう、甲自身の責任において厳重に管理して下さい。なお、乙職員がこれらの内容を尋ねることはありません。

3. 利用の停止

本サービスの利用について、届出と異なる「パスワード等」を、乙所定の回数連続して入力した場合、当該甲の本サービスの利用を停止します。

第7条 ワンタイムパスワード

1. ワンタイムパスワードの内容

(1)ワンタイムパスワードとは、トークン（パスワードを生成する機器またはアプリ機能）により生成され、表示された一度限り有効な可変的なパスワードをワンタイムパスワードといい、甲が本サービスを利用時に使用するものとします。

(2)トークンはソフトウェアトークンとハードウェアトークンの2つの方式があり、いずれか一方を選択するものとします。

①ソフトウェアトークン
スマートフォンのアプリ機能を利用する方式で、甲はワンタイムパスワードを生成するアプリ機能（以下、「ワンタイムパスワードアプリ」）をスマートフォンにダウンロードし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。

②ハードウェアトークン
乙が甲に提供する専用の機器「ハードウェアトークン」を利用する方式で、甲は所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。

2. スマートフォンについて

ソフトウェアトークンによるワンタイムパスワードのご利用にあたっては、以下の条件を満たすスマートフォンが必要です。

(1)甲自身で占有・管理していること。
(2)ワンタイムパスワード対応機種であること。

(3)スマートフォンの日時が正しく設定されていること。
(4)乙所定のソフトウェアトークン用メールアドレスからの電子メールが受信可能になっていること。

(5)URL付きの電子メールが受信可能となっていること。

3. 利用方法

(1)ソフトウェアトークンの取得

①甲がワンタイムパスワードの利用を希望する場合は、本サービスにログインし乙所定の方法によりソフトウェアトークンを使用するスマートフォンの電子メールアドレスとソフトウェアトークン利用開始用の「利用開始パスワード」を入力するうえ、ソフトウェアトークンの発行手続を行うものとします。

②ソフトウェアトークン発行手続後、甲が指定したスマートフォンに電子メールが送信されますので、記載されたURLより「ワンタイムパスワードアプリ」をダウンロード・インストールし、ユーザーID、当該アプリに電子メールに記載されたサービスID、ユーザーID及びソフトウェアトークン発行手続時指定した「利用開始パスワード」を入力しソフトウェアトークンを取得し初期設定を行います。

③初期設定完了後、パソコンからは、ワンタイムパスワードメニューより利用開始手続きを行ってください。スマートフォンからは、ワンタイムパスワードアプリの「ログイン」ボタンからのログインによりワンタイムパスワードの利用開始となります。なお、利用開始手続きはパソコンまたはスマートフォンのいずれか一方より行うことで完了します。

(2)ハードウェアトークンの取得

①乙所定の申込書によりハードウェアトークンの発行申込をするものとします。

②乙の申込受付後、乙より甲の届出住所宛てにハードウェアトークンを乙所定の方法で送付します。なお、宛所不明等の理由によりハードウェアトークンをお届けできなかった場合は、申込依頼はなかったものとして取り扱います。

③ハードウェアトークンが甲に到着後、パソコンからログインし、ワンタイムパスワードメニューより利用開始手続きを行います。

(3)ワンタイムパスワードの利用開始

ソフトウェアトークンの取得後、本サービスにログインし乙所定の方法によりワンタイムパスワード利用開始登録手続きを行います。甲が入力したワンタイムパスワードを乙が確認したうえで、ワンタイムパスワードの提供を開始します。

(4)ワンタイムパスワードによる本人確認
ワンタイムパスワードの利用開始後は、甲のユーザーID及びログインパスワードに加え、ワンタイムパスワードによる本人確認を行います。

(5)ワンタイムパスワードの利用解除

①ワンタイムパスワードの利用を中止する場合は、本サービスにログインし乙所定の方法によりワンタイムパスワードの利用解除手続きを行うものとします。

②ソフトウェアトークンを使用しているスマートフォンを変更する場合は、スマートフォンの変更に前記①の手続きによりワンタイムパスワードの利用解除手続きを行い、その翌日以降に前記(1)～(3)の手続きを行うものとします。

(6)手数料

発行手数料及び利用手数料は無料とします。但し、ハードウェアトークンについては、紛失・盗難により再交付する場合、甲は乙所定の再交付手数料を支払うものとします。

4. トークンの有効期限

トークンは乙所定の有効期限があります。有効期限が

法人インターネットバンキング（BIZ-WEB）利用規定

近づいた場合は、乙は甲にその旨を通知しますので、甲は有効期限到来前に更新手続きを行うものとします。なお、有効期限到来前に更新手続きを行わなかった場合は、本サービスにログインできなくなることがあります。

5. 免責事項

- 前記3．(3)の利用開始手続きを経たのち前記3．(4)の本人確認を行ったうゑは、乙は依頼者を契約者とみなし、不正使用その他事故があつても、このために生じた損害については、乙に責がある場合を除き、乙は責任を負いません。
- トークンの不具合等により、取り扱いが遅延または不能となった場合でも、このために生じた損害については、乙に責がある場合を除き、乙は責任を負いません。

第8条 振替・振込の成立

本サービスによる振替あるいは振込は、甲がパスワードおよびワンタイムパスワードの入力により実行操作を行い、乙が振替あるいは振込の依頼内容を確認し振替資金あるいは振込資金の受領を確認した時に成立するものとします。

第9条 振込金額の制限

- 照会・資金移動サービスは、甲の任意で1回あたりの振替・振込限度額を設定することができます。限度額を設定あるいは変更する場合は、甲から乙所定の申込書に必要事項を記入し提出していただきます。
- データ伝送サービスは、本サービスの操作により、甲の任意で1回あたりの取引限度額及び1日あたりの取引限度額を設定あるいは変更することができます。

第10条 振込依頼内容の照会・組戻等

1. 振込依頼内容に対する照会

- 甲の依頼に基づき乙が発信した振込について、振込先の金融機関から乙に対して振込内容の照会があつた場合には、乙は振込依頼内容について甲に照会することができますので、速やかに回答して下さい。乙の照会に対して相当の期間内に回答がない場合、または不適切な回答があつた場合は、これによって生じた損害について、乙は責任を負いません。

- 入金口座なし等の理由により振込先の金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金引落口座に入金します。なお、この場合、乙所定の組戻手数料をいただきます。また、振込手数料は返却いたしません。

2. 振込依頼内容の訂正・組戻

- 甲の依頼した取引については、乙がデータを受信した後においては取消できませんので、予めご了承下さい。
- 乙が甲から振込を受付した後、甲が当該振込の訂正または組戻を依頼する場合は、振込資金引落口座のある乙本支店で乙所定の手続にて取扱います。この場合、訂正または組戻について乙所定の手数料及び消費税をいただきます。なお、組戻の場合に振込手数料は返却いたしません。

- 振込先金融機関が既に振込通知を受信している場合には、訂正もしくは組戻できないことがあります。この場合は、受取人との間で協議して下さい。なお、この場合の組戻手数料は返却いたしません。

- 組戻により振込先口座のある金融機関から振込資金が

返却された場合には、振込資金を当該取引の振込資金引落口座に入金します。

第11条 データ伝送サービス

1. 内容

「データ伝送サービス」とは、甲がパソコンを通じて乙に「総合振込」、「給与振込」、「口座振替」等の各種データを伝送するサービスをいいます。

2. 総合振込

- 乙は、甲の依頼による「データ伝送サービス」を利用した総合振込事務を受託します。なお、振込先として指定できる取扱店は、乙の国内本支店及び全銀システム加盟金融機関の国内本支店とします。

- 振込依頼は予め指定された日時までに所定の方法で行って下さい。また、振込にあたっては、乙所定の方法により乙所定の振込手数料をいただきます。

- 振込資金は振込指定日の前日までに振込資金引落口座に入金して下さい。乙は、振込資金を引落した後に振込手続を行うものとします。

- 振込資金の引落日に振込資金引落口座から複数を引落す場合に、その引落総額が振込資金引落口座から払戻できる金額を超えるときは、そのいずれを引落すかは乙の任意とします。

3. 給与振込

- 乙は、甲の依頼による「データ伝送サービス」を利用した給与・賞与・報酬等（以下「給与」）の振込事務を受託します。なお、振込先として指定できる取扱店は、乙の国内本支店及び全銀システム加盟金融機関の国内本支店とします。

- 振込依頼は予め指定された日時までに所定の方法で行って下さい。なお、締切日時を超過して受付した他行あて振込については、乙所定の方法により乙所定の振込手数料をいただきます。

- 振込資金は振込指定日の前日までに振込資金引落口座に入金して下さい。残高不足の場合には振込を中止させていただく場合があります。

- 振込資金の引落日に振込資金引落口座から複数を引落す場合に、その引落総額が振込資金引落口座から払戻できる金額を超えるときは、そのいずれを引落すかは乙の任意とします。

- 本規定に定めのない事項については、別途定める「給与振込に関する協定書」に基づき取扱うものとします。

4. 口座振替・地方税納入サービス

口座振替、地方税納入サービスの「データ伝送サービス」を申込する際は、別途契約書等が必要となります。

第12条 税金・各種料金の払込

- 本サービスにより、甲は乙所定の収納機関に対し、税金、手数料、料金等を払込できます。
- 乙は払込に係る領収証書を発行いたしません。払込等に関する照会については、収納機関に直接お問合せ下さい。
- 税金・各種料金の払込成立時期は、乙が払込資金を預金口座から引落した時とします。なお、取引が成立した後は、本サービスによる払込内容の変更または取消はできません。

第13条 取引の記録

本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、乙が保有する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

第14条 届出事項の変更等

- 預金口座等についての印鑑、名称、住所、電話番号、その他の届出事項に変更があつた場合は、直ちに乙所定の書面により代表口座店に届出下さい。この届出前に生じた損害について、乙は責任を負いません。
- 住所変更等の届出がなかったために、乙からの通知や送付書類等が延着、または到着しなかつた場合でも、通常到着すべきときに到着したものとみなします。

第15条 反社会的勢力の排除

- 甲は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」）に該当しないこと、及び以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 甲は、自らまたは第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

- 暴力的な要求行為
- 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為
- その他前各号に準ずる行為

- 甲が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、乙は、甲に事前に通知することなく本契約を解約できるものとし、解約する場合は本規定第16条5項に定める通知を行います。
- 前項の規定の適用により、甲に損害が生じた場合であっても、甲は乙になんらの請求をしません。また、乙に損害が生じたときは、甲がその責任を負います。

第16条 解約等

1. 解約

本サービスの契約は、当事者の一方の都合でいつでも全部または一部を解約できるものとします。なお、甲が解約前に行った振替・振込予約については、本条第6項にもとづき行います。

2. 甲による解約

甲による解約の場合は、乙所定の申込書に必要事項を記載して提出するものとします。

3. 代表口座等の解約

代表口座が解約された場合、本サービスは解約されたものとします。また、利用口座が解約された場合は、本サービスのうち、その口座に係るサービスは廃止されたものとします。

4. 乙からの解約

甲に次の各号の事由が一つでも生じた場合は、乙は何らの催告なくして本サービスを解約できるものとします。この場合、乙が甲にその旨の通知を発信した時に解約されたものとします。

- 支払停止または破産、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始もしくは民事再生手続開始、その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があつたとき、あるいは、甲の財産について仮差押、保全差押、差押、または競売手続の開始があつたとき

- 手形交換所の取引停止処分を受けたとき

- 住所変更の届出を怠る等により、乙で甲の所在が不明になったとき

- 乙に支払うべき手数料を支払わなかつたとき

- 相続の開始があつたとき

- その他、本サービス利用に際し適さない行為に及んだとき

5. 乙からの解約通知

- 乙の都合により本サービスを解約する場合は、代表口座の届出住所に解約の通知を行います。

- 乙が解約の通知を届出住所あてに発信したにもかかわらず、その通知が未着、延着または不到着（受領拒否も含みます）の場合は、通常到着すべきときに到着したものとみなします。

6. 振替・振込等予約取引の取扱い

本サービスの解約時まで処理が完了していない振替・振込等予約取引については、次のとおり取扱うものとします。

- 「照会・資金移動サービス」の予約取引については、乙は振込手続等を行いません。

- 「データ伝送サービス」の予約取引については、乙は解約後においても振込手続等を行います。

7. 解約と手数料

- 前2項、3項、4項により本サービスを解約する場合、甲は本サービスに関する未払手数料を解約時に全額支払うものとします。但し、解約時まで処理が完了していない「データ伝送サービス」に伴う振込手数料等については、解約後に支払うものとします。また、乙は解約月の月額基本手数料については払戻いたしません。

- なお、前4項（乙からの解約）により本サービスを解約する場合は、乙は甲の未払手数料と甲の預金その他の債権とを相殺できるものとします。

第17条 免責事項等

- 次の各号の事由により本サービスの取扱いに遅延、不能等があつても、これにより生じた損害については、乙は責任を負いません。

法人インターネットバンキング（BIZ-WEB）利用規定

- (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があったとき
 - (2) 乙または金融機関の共有システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
 - (3) 乙所定の操作方法以外の操作によって障害が生じたとき
 - (4) 乙以外の金融機関または電子決済等代行業者の責めに帰すべき事由があったとき
2. 甲は本サービスの利用に際して、公衆回線、移動体通信網、専用回線、インターネット等の通信経路の特性及び本サービスで乙の講じる安全対策などについて了承しているものとみなします。これらの処置にかかわらず盗取などの不正使用があり、後記第 18 条 2 項および 3 項に該当する場合、生じた損害について第 18 条で定める乙の被害補償は免責または一部免責とします。
 3. 本サービスに使用する端末及び通信媒体が正常に稼動する環境については、甲の責任において確保して下さい。乙は、本サービスにより端末が正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、端末が正常に稼動しなかったことにより、甲に損害が生じた場合でも、乙の責めに帰すべき事由がある場合を除き乙は責任を負いません。

第 18 条 被害補償

1. 本サービスにおいて、第三者（甲の関係者を除く）によって、甲のログイン ID、パスワードなどの本人認証情報が盗取され、不正使用されたことが客観的に明らかな場合において、生じた預金等の損害については、1 事故あたり 1,000 万円を上限として、乙は補償します。
2. 但し、甲において、以下のいずれかに該当する場合は、被害補償の対象外とします。
 - (1) 甲の故意または重大な過失によって生じた損害の場合
 - (2) 甲が乙に虚偽の説明を行った場合
 - (3) 被害発生から 30 日以内に乙へ通知しなかった場合
 - (4) 警察に被害届を出さない場合、乙の被害調査に協力しない場合
 - (5) セキュリティ対策ソフト未導入の場合、導入していても最新の状態に更新していない場合
 - (6) 戦争、地震などによる著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正使用によって生じた損害の場合
3. また、甲において、以下のいずれかに該当し、過失があると認められた場合、補償を減額します。
 - (1) 正当な理由なくログイン ID・パスワードを第三者に回答してしまった場合
 - (2) ログイン ID・パスワード等をパソコンや携帯電話等に保存していた場合
 - (3) 前 2 項の免責事項に準ずる場合、その他明らかに甲に過失があると判断される場合

第 19 条 サービス内容・規定の変更

1. 乙は、本サービスの内容または本規定の内容を、甲に事前に通知することなく任意に変更できるものとします。この場合、乙は、乙ホームページへの掲示により甲へ告

知します。

2. 変更日以降は、変更後の内容に沿って取扱うものとします。

第 20 条 海外からのご利用

本サービスは、原則として、日本国内からのご利用に限るものとし、甲は、海外からのご利用については、その国の法律・制度・通信事情・電話機の仕様等の事由により本サービスの全部または一部をご利用いただけない場合があることに同意するものとします。

第 21 条 関係規定の適用・準用

1. 本規定に定めのない事項については、預金規定あるいは当座勘定規定により取扱います。
2. 振込取引に関する振込通知の発信後の取扱いで、本規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。
3. 本サービスで適用、準用する規定については、店頭もしくはホームページにてご確認ください。

第 22 条 契約期間

本サービスの当初契約期間は契約日から起算して 1 年間とし、甲または乙から特に申し出ない限り、契約期間満了の翌日から 1 年間継続されるものとし、継続後も同様とします。

第 23 条 準拠法・合意管轄

本サービスの契約準拠法は日本法とします。本サービスに関する訴訟については、乙本店の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とします。

以 上

I. 各サービスのご利用規定

キー坊、パソコン（アンサー型・データ伝送型）サービスご利用規定

I.（資金移動サービスおよび取引口座照会サービスの取扱）

1. 資金移動サービス（即時・登録、指定日予約・登録、指定日予約・都度）および取引照会サービスの取扱い

(1) 本サービスは契約者ご本人（以下「依頼人」といいます）からのパソコンによる依頼にもとづき次の内容で取扱います。

① 資金移動サービス（即時・登録方式）

あらかじめ指定された依頼人名義の預金口座（以下「支払指定口座」といいます）より、ご指定金額を引落しのうえ、あらかじめ依頼人が指定した当行本支店あるいは当行以外の金融機関の本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます）へ入金する場合に利用できるものとしします。

② 資金移動サービス（指定日予約・登録方式）

あらかじめ指定された支払指定口座より、あらかじめ依頼人が指定した入金指定口座へ指定日を予約して、前営業日の最終残高をもとにご指定日の朝にご指定金額を引落しのうえ入金する場合に利用できるものとしします。

③ 資金移動サービス（指定日予約・都度方式）

あらかじめ指定された支払指定口座より、依頼人が端末操作の都度、指定した入金指定口座へ指定日を予約して、前営業日の最終残高をもとにご指定日の朝にご指定金額を引落しのうえ入金する場合に利用できるものとしします。

④ 資金移動サービス（即時・都度方式）

あらかじめ指定された支払口座より、依頼人が端末操作の都度、ご指定金額を引落しのうえ入金する場合に利用できるものとしします。

⑤ 取引照会サービス

あらかじめ指定された当行本支店の預金口座の振込照会、残高照会、入出金明細照会等の照会を行う場合に利用することができるものとしします。

⑥ 依頼日の翌営業日以降7営業日までを指定日とする資金移動サービスを「資金移動予約取引」として取扱います。（指定日の前営業日まで資金移動予約取引の取消依頼が可能）

2.（操作方法）

(1) 本サービスにより振替、振込、または照会を依頼する場合は、当行の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を依頼人が占有管理するパソコンにより操作し、当行が指定した電話番号あてに送信してください。

(2) 当行は受信した内容と、届出の内容および当行とあらかじめ取り決めた暗証番号とを照合し、一致した場合に本サービスを取扱います。この場合、送信者を依頼人とみなします。

(3) 本サービスの利用時間は当行が定めた時間内としします。

3.（資金移動サービス）（即時・登録、指定日予約・登録、指定日予約・都度、即時・都度）

(1) 本サービスのご依頼の内容は、当行が依頼確認コードを受信した時点で確定するものとしします。

(2) 即時取引の内容が確定した場合は、当行は、直ちに支払指定口座から振替金額または振込金額を引落しのうえ、当行所定の方法で振替または振込の手続をいたします。

(3) 予約取引の内容が確定したときは振込金額または振替金額を指定日に支払指定口座から引落しのうえ、当行所定の方法で入金指定口座へ振込または振替の手続きをいたします。

ただし、指定日に支払指定口座からの引落しが複数ある場合に、その引落とし金額の総額が支払指定口座から払い戻すことのできる金額を超えるときは、そのいずれを引落とすかは当行の任意といたします。

(4) 支払指定口座からの資金引落しは、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）、通知預金規定、当座勘定規定またはローンカード規定にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とし、当行所定の方法により取扱います。

(5) この取扱いによる1回あたりの振替金額または振込金額の限度は、あらかじめ届出た金額の範囲内としします。

- (6) 以下の各号に該当する場合、本サービスの振替または振込のお取扱いはできません。
- ① 振替金額または振込金額が支払指定口座より払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）を超えるとき。
 - ② 支払指定口座あるいは入金指定口座が解約されたとき。
 - ③ 依頼人から支払指定口座への支払停止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続を行ったとき。
 - ④ 差押等やむを得ない事情があり、当行が不相当と認めたとき。
 - ⑤ 本利用規定に反して、利用されたとき。

4. (取引口座照会サービス)

- (1) 前記2による照会のご依頼があった場合は、当行は、直ちに定められた方法により依頼人のパソコンへ応答内容を送信します。
- (2) 受入証券類の不渡、その他相当の事由がある場合には、既に応答した内容について訂正または取消をすることがあります。この場合、訂正または取消により生じた損害については、当行は責任を負いません。

5. (金融情報サービス)

- (1) 手続・利用時間については前記4の規定を準用します。
- (2) 提供した金融情報により契約者に万一損害が発生しても当行は一切責任を負いません。

II. (データ伝送サービスの取扱)

1. (共通事項)

- (1) (データの送受信)
データの送受信は契約者ご本人（以下「依頼人」といいます）の依頼により行うものとします。
なお、データの送信にあたっては、所定の「データ伝送通知書」を送付してください。
- (2) (本人確認)
本サービスの利用に際しては、あらかじめ届出の暗証番号を所定の方式で送信してください。
当行は受信した内容と届出の内容および当行とあらかじめ取り決めた暗証番号とを照合し一致した場合に本サービスを取扱います。この場合送信者を依頼人とみなします。
- (3) (操作方法)
操作に際しては、当行の定める方法および操作手順により行ってください。
- (4) (訂正等)
データの送信後は、その内容を変更しないものとします。
- (5) (データ伝送の障害等)
回線の不通・機器障害並びにその他の事情により、届出の伝送時限までに伝送できなかった場合、その他応答が不能又は遅延となる場合は相互に協議のうえ対策を講ずるものとします。
- (6) (免責事項)
当行の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通により取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

2. (給与・賞与振込の取扱)

- (1) (委託事務および取扱店と預金種目)
 - ① 給与支払者（以下「支給者」という）は、給与受給者（以下「受給者」という）に対する給与（賞与を含む。以下同じ）支給に当っては、当行に振込事務を委託するものとします。
 - ② 当行の受託する取扱店の範囲は、当行本支店および当行と給振協定を締結している銀行の本支店とし、振込を指定できる預金種目は普通預金および当座預金とします。
- (2) (指定口座の確認)
当行に給与振込を依頼するに当っては、事前に指定口座の口座番号の確認を行ってください。
確認に際し、必要ある場合は、当行が協力します。
- (3) (振込依頼)
支給者は、届出のご指定日（以下「振込指定日」という）の前営業日（当行本支店以外の銀行の口座を指定する場合は3営業日前）の当行所定の受付時限までに当行に対し、所定の方法により振込依頼を行ってください。

- (4) (入金手続)
当行は給与振込明細に基づき、振込指定日に入金手続を行います。
- (5) (資金決済)
 - ① 振込資金は振込指定日の前営業日までに当行に交付してください。
 - ② 振込資金は、通帳および払戻請求書、または当座小切手の提出なしにあらかじめ指定された振込資金引落口座から振込指定日当日に自動的に引落します。
- (6) (入金通知)
当行は受給者に対し給与振込の入金についての通知は行いません。
- (7) (支払開始時期)
受給者に対する振込金の支払開始時期は、振込指定日の午前10時からとします。
- (8) (振込不能分の取扱い)
 - ① 振込口座なし、またはそのほかの事由により振込不能のものがあつた場合、当行はその明細について振込指定日の午後1時まで通知します。
 - ② 当該振込金は、支給者の預金口座へ入金することにより返却します。
- (9) (届出事項の変更、解約等)
給与振込の取扱いにつき変更等がある場合または解約する場合には、当行所定の書面により届出てください。

3. (総合振込の取扱)

- (1) (指定口座の確認)
当行に振込事務を依頼するに当っては、事前に指定口座の口座番号の確認を行ってください。確認に際し必要がある場合は、当行が協力します。
- (2) (振込依頼)
振込依頼は、振込指定日の前営業日の当行所定の受付時限までに当行に対し所定の方法により行ってください。
- (3) (入金手続)
当行は総合振込明細に基づき、振込指定日に入金手続を行います。
- (4) (資金決済)
 - ① 振込資金は取組日の前営業日までに当行に交付してください。
 - ② 振込資金は、通帳および払戻請求書、または当座小切手の提出なしにあらかじめ指定された振込資金引落口座から振込指定日当日に自動的に引落します。
- (5) (振込不能分の取扱い)
 - ① 振込口座なし、またはそのほかの事由により振込不能のものがあつた場合は、当行は、その明細について通知します。
 - ② 当該振込金は、振込依頼人の預金口座へ入金することにより返却します。
- (6) (届出事項の変更、解約等)
総合振込の取扱いにつき変更等がある場合又は解約する場合には、当行所定の書面により届出てください。

4. (口座振替・地方税納入サービス・取引情報サービスの取扱)

口座振替・地方税納入サービス・取引情報サービスのデータ伝送サービスを申込むにあたっては、別途契約書等が必要になります。

他行相乗VALUXご利用規定

1. (サービス形態)

他行相乗VALUXサービス(以下「本サービス」といいます)は、契約者ご本人(以下「依頼人」といいます)のホームユース端末(以下「他行相乗VALUX」といいます)と当行のコンピュータを(株)NTTデータのアンサーセンター経由でオンライン接続し、次項以下に定める取扱いを行うものとします。

2. (サービス内容)

(1) 本サービスは契約者ご本人からの他行相乗VALUXによる依頼にもとづき次の内容で取扱います。

① 資金移動サービス(即時・登録方式)

あらかじめ指定された依頼人名義の預金口座(以下「支払指定口座」といいます)より、ご指定の金額を引落しのうえ、あらかじめ依頼人が、指定された当行本支店あるいは当行以外の金融機関の本支店の預金口座(以下「入金指定口座」といいます)へ入金する場合に利用できるものとします。

② 資金移動サービス(指定日予約・登録方式)

あらかじめ指定された支払指定口座より、ご指定金額を引落しのうえ、あらかじめ依頼人が指定した入金指定口座へ指定日を予約して、入金する場合に利用できるものとします。

③ 資金移動サービス(指定日予約・都度方式)

あらかじめ指定された支払指定口座より、ご指定金額を引落しのうえ、依頼人が都度指定した入金指定口座へ指定日を予約して、入金する場合に利用できるものとします。

(2) 入金指定口座への入金は、次の各号の方法で取扱います。

① 支払指定口座と入金指定口座とが同一店内かつ同一名義の場合は、「振替」として取扱います。

② 支払指定口座と入金指定口座とが異なる当行本支店にある場合または当行以外の金融機関の本支店にある場合、もしくは異なる名義の場合は、「振込」として取扱います。

③ 依頼日の翌営業日以降7営業日までを指定日とする資金移動サービスを「資金移動予約取引」として取扱います。(指定日の前営業日まで資金移動予約取引の取消依頼が可能)

3. (操作方法)

(1) 本サービスにより振込、振替、または照会を依頼する場合は、当行の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を依頼人が占有管理する他行相乗VALUXにより操作し、当行が指定した電話番号あてに送信してください。

(2) 当行は受信した内容と、届出の内容および当行とあらかじめ取り決めた暗証番号とを照合し、一致した場合に本サービスを取扱います。この場合、送信者を依頼人とみなします。

(3) 本サービスの利用時間は当行が定めた時間内とします。

4. (資金移動サービス(即時・登録、指定日予約・登録、指定日予約・都度))

(1) 振込・振替のご依頼の内容は、当行が依頼確認コードを受信した時点で確定するものとします。

(2) 即時取引の内容が確定した場合は、当行は、直ちに支払指定口座から振込金額または振替金額を引落しのうえ、当行所定の方法で振込または振替の手続をいたします。

(3) 予約取引の内容が確定したときは振込金額または振替金額を指定日に支払指定口座から引落しのうえ、当行所定の方法で入金指定口座へ振込または振替の手続をいたします。

ただし、指定日に支払指定口座からの引落しが複数ある場合に、その引落とし金額の総額が支払指定口座から払い戻すことのできる金額を超えるときは、そのいずれを引落とすかは当行の任意といたします。

(4) 支払指定口座からの資金引落しは、普通預金規定(総合口座取引規定を含みます)、通知預金規定、貯蓄預金規定、当座勘定規定またはローンカード規定にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とし、当行所定の方法により取扱います。

(5) この取扱いによる1回あたりの振込金額または振替金額の限度は、あらかじめ届出た金額の範囲内とします。

(6) 以下の各号に該当する場合、本サービスの振込または振替のお取扱いはできません。

① 振込金額または振替金額が支払指定口座より払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます)を超えるとき。

② 支払指定口座あるいは入金指定口座が解約されたとき。

- ③ 依頼人から支払指定口座への支払停止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続を行ったとき。
- ④ 差押等やむを得ない事情があり、当行が不相当と認めたとき。
- ⑤ 本利用規定に反して、利用されたとき。

5. (照会サービス)

- (1) 前記3による照会のご依頼があった場合は、当行は、直ちに定められた方法により依頼人の他行相乗VALUXへ応答内容を送信します。
- (2) 受入証券類の不渡、その他相当の事由がある場合には、既に応答した内容について訂正または取消をすることがあります。この場合、訂正または取消により生じた損害については、当行は責任を負いません。

II. 各サービスの共通事項

1. (手数料等)

- (1) 本サービスの利用手数料は、毎月当行所定の金額・方法によりお支払いいただきます。
- (2) 本サービスにより振込を依頼する場合には、当行所定の振込手数料をお支払いいただきます。
- (3) 前2項の手数は、通帳および払戻請求書、または当座小切手の提出なしにあらかじめ指定された手数料引落とし指定口座から毎月当行所定の日に自動的に引落とします。

2. (取引内容の確認)

- (1) 即時取引を行った後は、すみやかに普通預金通帳、定期預金通帳等への記入または当座勘定照合表により取引内容を照合してください。
予約取引をおこなった後は、指定日以降すみやかに照会サービスまたは普通預金通帳・定期預金通帳等への記入または当座勘定照合表により取引内容を照合してください。
なお、毎月所定日に前月分のご利用明細表をお送りいたしますので、お取引の内容をご確認ください。万一、取引内容・残高に相違がある場合、ただちにその旨を取引店にご連絡ください。
- (2) 取引内容・残高に相違がある場合において、依頼人と当行で疑義が生じたときは、当行の機械記録の内容をもって処理させていただきます。

3. (免責事項)

- (1) 当行の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
なお、当行が振替・振込依頼確認コードを受信する前に回線等の障害により取扱いが中断したと判断される場合、障害回復後に取扱内容を取引店にご確認ください。
- (2) 本サービスによる振替、振込または照会依頼の受付の際送信された内容と、届出の内容、当行とあらかじめ取り決めた暗証番号および振替・振込依頼時の依頼確認コードとの一致を確認して取扱いしましたうえは、暗証番号等につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

4. (届出事項の変更等)

暗証番号、指定口座等届出事項内容に変更がある場合には、当行所定の書面により取引店に直ちにお届けください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

5. (解 約)

この取扱いは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。また、1年以上にわたり、この取扱いによる振替または振込が発生しない場合、当行はあらかじめ書面で通知のうえその取扱いを中止することがあります。

6. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）、通知預金規定、納税準備預金規定、定期預金規定、積立定期預金規定、自動積立定期預金規定、当座勘定規定、当座勘定貸越約定書およびローンカード規定により取扱います。

振込取引に関する取扱で、本規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。

7. (契約期間)

この契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、依頼人または当行から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

以上

令和3年1月現在

地方税納入サービス利用規定

1. (地方税納入サービス)
地方税納入サービスは、特別徴収地方税の納入に際し、当行に対して所定の方法により地方税納入事務を委託する場合に利用できるものとします。
2. (訂正等)
納税データの当行への引渡し後は、その内容を変更しないものとします。
3. (MT/FDの提供)
MT/FD交換による場合、MT/FDは利用者の負担とし、当行は納入事務完了後にMT/FDを返還するものとします。
4. (納税データの仕様等)
 - (1) データ伝送、MT/FD交換による場合、納税データは当行より提示する所定の仕様によるものとします。
 - (2) MT/FD交換による場合、当行が受入れたMT/FD正副双方に瑕疵がある場合には、MT/FDを修正のうえ、すみやかに当行に再交付してください。
5. (納入資金等の振替)
 - (1) 納入依頼資金は、納期限日（毎月10日、10日が銀行休業日の場合は翌営業日）に指定口座から引落とし、納入資金に充当します。
 - (2) 指定口座からの資金引落としは、普通預金規定、当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書、または当座小切手の提出を受けないものとします。
6. (手数料)
 - (1) 本サービスの取扱手数料は、毎月当行所定の金額・方法によりお支払いいただきます。
 - (2) 前項の手数は、普通預金規定、当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書、または当座小切手の提出を受けないものとします。
7. (機密保持)
この取扱いに伴い知り得た事項について、第三者に漏洩してはなりません。
8. (届出事項の変更)
この取扱いにつき変更がある場合には、当行所定の書面により届出てください。
9. (免責事項)
この取扱いにより生じた損害については、当行の責による場合を除き、当行は責任を負いません。
10. (解約)
本サービスの利用規約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。
ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。
11. (契約期間)
この契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、依頼人または当行から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

以上

株式会社 全銀電子債権ネットワーク
でんさいネットのご利用の際の留意事項について

株式会社 第四北越銀行
でんさいサービスのご利用の際の留意事項について

株式会社 全銀電子債権ネットワーク
業務規程

株式会社 全銀電子債権ネットワーク
業務規程細則

株式会社 第四北越銀行
でんさいサービス利用規定

第四北越銀行

(令和3年1月)

目次

| | |
|--|----|
| 株式会社全銀電子債権ネットワーク でんさいネットのご利用の際の留意事項について | |
| でんさいネットのご利用の際の留意事項について | 1 |
| ご参考1：説明に使用する用語 | 4 |
| ご参考2：支払期日前後の記録の制限 | 5 |
| 株式会社第四北越銀行 でんさいサービスのご利用の際の留意事項について | |
| でんさいサービスのご利用の際の留意事項について | 6 |
| 株式会社全銀電子債権ネットワーク 業務規程 | |
| 第1章 総則 | 8 |
| 第2章 当会社の業務等 | 9 |
| 第3章 参加金融機関 | 10 |
| 第4章 利用者 | 11 |
| 第5章 電子記録通則 | 15 |
| 第6章 電子記録の請求および記録に関する事項 | 18 |
| 第7章 電子記録雑則 | 24 |
| 第8章 でんさいの決済 | 24 |
| 第9章 でんさいの支払不能処分制度 | 25 |
| 第10章 電子記録の記録事項等の開示 | 28 |
| 第11章 手数料 | 30 |
| 第12章 記録原簿の安全性の確保 | 30 |
| 第13章 免責 | 30 |
| 第14章 雑則 | 31 |
| 附則 | 32 |
| 株式会社全銀電子債権ネットワーク 業務規程細則 | |
| 第1章 総則 | 33 |
| 第2章 当会社の業務等 | 34 |
| 第3章 利用者 | 34 |
| 第4章 電子記録通則 | 36 |
| 第5章 電子記録の請求および記録に関する事項 | 37 |
| 第6章 電子記録雑則 | 45 |
| 第7章 でんさいの決済 | 47 |
| 第8章 でんさいの支払不能処分制度 | 49 |
| 第9章 電子記録の記録事項等の開示 | 53 |
| 第10章 雑則 | 56 |
| 附則 | 56 |
| 別表1 | 58 |
| 別表2 | 58 |
| 別表3 | 59 |
| 別表4 | 60 |
| 株式会社第四北越銀行 でんさいサービス利用規定 | |
| 第1条 本サービスの内容 | 61 |
| 第2条 利用申込 | 61 |
| 第3条 サービスの利用 | 61 |
| 第4条 管理者および担当者等 | 63 |
| 第5条 利用者情報の取扱い | 63 |
| 第6条 業務の委託 | 64 |
| 第7条 本人確認 | 64 |
| 第8条 でんさいの決済 | 64 |
| 第9条 取引の記録 | 65 |
| 第10条 利用者情報の変更等 | 65 |
| 第11条 利用契約の地位の承継 | 65 |

| | | |
|--------|--------------------------|-----|
| 第 12 条 | 支払不能処分終了後の債権者利用限定特約解除の申出 | 6 5 |
| 第 13 条 | 破産手続開始等の届出 | 6 5 |
| 第 14 条 | 電子記録の請求等 | 6 5 |
| 第 15 条 | 異議申立 | 6 6 |
| 第 16 条 | 電子記録に記録されている事項等の開示 | 6 6 |
| 第 17 条 | 解約等 | 6 6 |
| 第 18 条 | 反社会的勢力の排除 | 6 7 |
| 第 19 条 | 免責事項等 | 6 8 |
| 第 20 条 | サービス内容・規定の変更 | 6 8 |
| 第 21 条 | 関連諸規定の適用 | 6 8 |
| 第 22 条 | 協議事項 | 6 8 |
| 第 23 条 | 契約期間 | 6 9 |
| 第 24 条 | 準拠法・合意管轄 | 6 9 |

でんさいネットのご利用の際の留意事項について

| 項目 | ご注意くださいこと |
|--------------------------|---|
| 利用料 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>各窓口金融機関*1 が定める利用料（手数料）を窓口金融機関にお支払いください。</u> ▶ 全銀電子債権ネットワーク社からお客様に対し、直接、手数料等の費用を請求することは原則としてありません。 |
| サービスの提供時間 （営業日・営業時間） | <ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>サービスの提供時間は、銀行営業日の午前 9 時から午後 3 時までです。ただし、窓口金融機関によっては、当日付で取り扱う記録請求の受付時限が早まる場合があります。</u> ▶ <u>上記以外の時間帯であっても、サービスを提供する参加金融機関*2 もあります。</u> （※具体的なサービス提供時間や受付時限は、直接、窓口金融機関にお問い合わせください。） |
| 利用者番号 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>お客様には、1 法人（個人事業主である場合には 1 人）につき 1 つの利用者番号を付与いたします。</u> ▶ 複数の窓口金融機関をご利用する場合であっても、利用者番号は同一（1 つ）です。 （※例えば、法人のお客様が本社と支社で異なる窓口金融機関をご利用になる場合であっても、利用者番号は同一（1 つ）です。） （※すでに利用者番号をお持ちのお客様が、別の参加金融機関に利用申込をされる場合には、その利用者番号をお申し出ください。誤って 2 つの利用者番号が付与され、後日、その事実が判明した場合には、早く通知された利用者番号に名寄せをさせていただきます。） |
| でんさい*3 の発生 （手形の振出に相当） | <ul style="list-style-type: none"> ▶ でんさいを発生させる際の債権金額は、1 万円以上 100 億円未満です。なお、債権金額は、1 円単位で設定いただけます。 ▶ でんさいの支払期日（手形のサイト）は、電子記録年月日（でんさいの発生日）から起算して 7 銀行営業日経過した日以降で 10 年後の応当日までの範囲で設定いただけます。 |
| でんさいの譲渡 （手形の裏書に相当） | <ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>でんさいを譲渡する場合は、当該でんさいを保証していただく取扱いになります（手形の裏書に相当）。すなわち、債務者が支払えなかった場合には（支払不能*4）、でんさいを譲渡したお客様は、債権者に対して、支払義務を負うことになります。</u> ▶ 債権者利用限定特約（でんさいの債務者とはならない特約）を締結したお客様であっても、でんさいを譲渡する場合は、当該でんさいを保証する取扱いになります。 |
| でんさいの分割譲渡 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ でんさいは、債権金額を二つに分割して、片方のでんさいを譲渡することができます。 （※例：1,000 万円のでんさいのうち、800 万円を分割譲渡し、残りの 200 万円のでんさいを自分の債権として保有。） ▶ 分割のみの取扱いはできません。 |

| 項目 | ご注意いただきたいこと |
|-----------------------------|--|
| でんさいの取消等 | <p>➤ <u>でんさいの発生、譲渡等は、記録日から起算して5銀行営業日の間は、発生、譲渡等の記録請求をしたお客様の相手方が単独で取り消すことができます（当該期間を経過した場合は、「でんさいの記録内容の変更」の手続きが必要になります。）</u></p> |
| でんさいの記録内容の変更 | <p>➤ <u>利害関係者全員のご承諾が無いと、でんさいの記録内容を変更することはできません。</u> <small>（※利害関係者が3名以上いる場合、でんさいの記録内容の変更が非常に困難になることがあります。でんさいの記録請求は、内容をよくご確認のうえ、行ってください。）</small></p> |
| 記録請求の制限期間 | <p>➤ <u>でんさいの支払期日が近づくと、支払準備のため、記録請求が制限されます。</u> <small>（※例えば、譲渡や分割譲渡の記録請求は、対象となるでんさいの支払期日の7銀行営業日前までに行う必要があります。詳しくは、「ご参考2」をご参照ください。）</small></p> |
| でんさいの決済（支払い） （口座間送金決済*5） | <p>➤ <u>でんさいの決済（支払い）は、「口座間送金決済」により行います。債務者のお客様は、当該でんさいの口座間送金決済に間に合うよう、決済口座に資金をご準備ください。</u> <small>（※具体的な資金の準備期限については、窓口金融機関にご確認ください。）</small></p> <p>➤ <u>支払期日に口座間送金決済による支払いができない場合、債務者のお客様には支払不能処分（手形の不渡処分と同様の処分）が科されます。</u> <small>（※詳しくは、「支払不能処分制度」をご参照ください。）</small></p> <p>➤ 支払資金は、支払期日に債権者口座に送金されます。ただし、債権者口座への入金時間は、債務者の資金準備状況などによって異なります。入金状況は、自身の窓口金融機関にご確認ください。</p> <p>➤ 債務者と債権者の間の取り決めにより、口座間送金決済以外の方法で支払いをした場合であっても、支払期日の3銀行営業日前までに支払等記録が記録されていない場合は、口座間送金決済が行われます。</p> <p>➤ <u>債務者に支払不能が発生した場合、電子記録保証人*6（でんさいの譲渡人を含む、以下同じ。）は、債権者に対して、支払義務を負います。</u></p> <p>➤ 電子記録保証人が債務者に代わって支払いをし、かつ、支払者として支払等記録を記録した場合、特別求償権*7を取得します。電子記録保証人はご自身より前に記録されているすべての電子記録保証人および債務者に対して、求償することができます。</p> |
| 口座間送金決済の中止 | <p>➤ 債務者のお客様は、契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合、債権者の同意がなくても、口座間送金決済を中止することができます。ただし、この場合でも口座間送金決済が行われていないため、「支払不能」として取り扱われ、支払不能処分の対象となりますので、必ず窓口金融機関を通じて口座間送金決済の中止の依頼と併せて異議申立をしてください。 <small>（※詳しくは、「異議申立の手続」をご参照ください。）</small></p> |

| 項目 | ご注意いただきたいこと |
|----------------------------|--|
| 支払不能処分制度 （手形の不渡処分制度に相当） | <p>ご注意いただきたいこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>支払期日に口座間送金決済による支払いができなかった場合（支払不能）、当該債務者のお客様には、原則として支払不能処分が科されます。</u> ➢ <u>支払不能処分の主な内容は、以下のとおりです。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>でんさいの債務者に1回目の支払不能があった場合、この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。</u> ・ <u>1回目の支払不能となったでんさいの支払期日から6か月以内に2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2年間の「取引停止処分」が科されます。この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。「取引停止処分」が適用された債務者は、「債務者利用停止措置」および「参加金融機関との間の貸出取引禁止」が科されます。</u> ➢ <u>同日に複数のでんさいが支払不能となった場合は、1回とカウントします。</u> ➢ <u>手形交換所の不渡処分制度とは別の制度ですので、手形の不渡処分回数との合算はいたしません。</u> |
| 異議申立の手続 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合に口座間送金決済を中止するときは、債務者のお客様は異議申立をすることにより、支払不能処分を猶予してもらうことができます。</u> ➢ <u>ただし、債務者のお客様が異議申立をする場合には、支払期日の前銀行営業日までに窓口金融機関にその旨の申し出をしていただき、支払期日までに債権金額相当額（異議申立預託金）を窓口金融機関にお預けいただくことが必要です。</u> （※異議申立預託金は、異議申立の手続が終了したときに返還します。） |
| 記録事項の開示 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>「記録事項」の開示請求ができる者は、当該でんさいの利害関係者（債務者、債権者、電子記録保証人（でんさいの譲渡人を含む。））とその窓口金融機関です。</u> |
| 他の記録機関との関係 | <ul style="list-style-type: none"> ➢ <u>他の電子債権記録機関の電子記録債権は、でんさいネットでお取り扱いすることができません。また、でんさいネットのでんさいも、他の電子債権記録機関でお取り扱いすることができません。</u> |

[ご参考1：説明に使用する用語]

| 項目 | ご注意いただきたいこと |
|------------|---|
| *1 窓口金融機関 | お客様との間で利用契約を締結し、お客様からの記録請求等の窓口となる金融機関のことです。 |
| *2 参加金融機関 | 全国の銀行、信用金庫、信用組合、農協系統金融機関等、でんさいのサービスを提供できる金融機関のことです。 |
| *3 でんさい | でんさいネットが取扱う電子記録債権のことです。 |
| *4 支払不能 | 支払期日に口座間送金決済ができなかった状態のことです。 |
| *5 口座間送金決済 | 債務者の窓口金融機関が支払期日に債務者の口座から債権金額を引き落とし、送金を行うことにより、債権者の口座に入金する決済方法のことです。 |
| *6 電子記録保証人 | でんさいの債務者に係る債務を保証する旨、保証記録により記録されたお客様のことです。通常は、でんさいを譲渡した際のでんさいの譲渡人が、これに該当します。 |
| *7 特別求償権 | 電子記録保証人が債務者の代わりに支払をし、かつ、支払者として支払等記録をした場合に、ご自身より前に記録されているすべての電子記録保証人および債務者に対して、求償できる権利のことです。 |

[ご参考2：支払期日前後の記録の制限]

| 各種記録請求と制限 (○：記録請求可能) (△：条件付で記録請求可能) (－：記録請求不可) | 支払期日を基準とした 記録請求日 (でんさいネット 必着日) | | | | | | | 決済情報提供日 | 口座間送金決済実施日 | 支払等記録日 | | |
|--|--|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------|-----------------|-----------------|----------------------|
| | 前 | 7 銀行営業日 前 | 6 銀行営業日 前 | 5 銀行営業日 前 | 4 銀行営業日 前 | 3 銀行営業日 前 | 2 銀行営業日 前 | 1 銀行営業日 前 | 支払期日 | 1 銀行営業日 後 | 2 銀行営業日 後 | 降 3 銀行営業日 後 |
| 1. 発生記録請求 (請求者：債務者、債権者) | ○ | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 2. 譲渡記録請求 (請求者：債権者) | ○ | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | △ (注5) |
| 3. 分割記録請求 (請求者：債権者) | ○ | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 4. 保証記録請求 (単独保証) (請求者：債権者) | ○ | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | △ (注5) |
| 5. 支払等記録請求 (口座間送金決済以外の方法で決済した場合) (注1) (請求者：債権者) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | － | － | △ (注6) | △ (注6) | △ (注6) | ○ |
| (請求者：支払者) | ○ (注7) | － | － | － | － | － | － | － | △ (注6) | △ (注6) | △ (注6) | ○ |
| 6. 変更記録請求 (1) 住所など利用者属性情報に関する記録を変更する場合 (請求者：債務者、債権者、保証人 (注2)) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ (注8) |
| (2) 債権金額など利用者属性情報以外の記録を変更する場合 (注3) ①利害関係者が債務者と債権者しかない状態 (譲渡や保証が行われる前) a. オンラインで承諾を得る方法 (注4) (請求者：債務者、債権者) | ○ | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| b. 書面で承諾を得る方法 (請求者：債務者、債権者) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ (注9) | ○ | － | － | － | － | － | － |
| ②利害関係者が3名以上いる状態 (譲渡や保証が行われた後) (請求者：債務者、債権者、保証人 (注2)) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ (注9) | ○ | － | － | － | － | － | － |

- (注1) 口座間送金決済以外の方法で決済した場合は、自動的に記録されないため、支払等記録請求が必要。
(注2) 「単独保証」をした保証人のほか、譲渡に伴う「譲渡保証」をした保証人(譲渡人)を含む。
(注3) 「－」の場合でも、差押えの記録を削除するための変更記録等は可。
(注4) オンラインで承諾を得る方法で変更できる記録事項は、「債権金額」、「支払期日」、「譲渡先制限の有無」、「発生記録の取消」の4項目のみ。
(注5) 支払等記録が行われていない場合であって、かつ、債務者が支払不能に関する異議申立をしていない場合に限り可。
(注6) 債務者の窓口金融機関(仕向金融機関)からでんさいネットに対し、支払不能通知が出された後であれば可(ただし、支払等記録が行われるのは支払期日の3銀行営業日後)。
(注7) 支払期日以前の支払等記録の請求は、債務者または電子記録保証人に限り可。
(注8) 債権金額全額について、債務者を支払等をした者とする支払等記録が行われていない場合に限り可。
(注9) 書面でのお手続きとなりますので、窓口金融機関によって書面の受付期限が異なります。

金融機関で受付後、でんさいネットあて郵送扱となります。でんさいネット必着日が3銀行営業日前的のため、郵送期間を考慮し、第四北越銀行での受付期限は6銀行営業日前までとさせていただきます。

でんさいサービスのご利用の際の留意事項について

| 項目 | ご注意くださいこと | | | | | | | | | |
|-------------------------|--|-------------|------------|-------------|----|--|--|--------|----------|-------|
| サービスの利用方法 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 法人向けインターネットバンキング「BIZ-WEB」を通じて、お客様が直接パソコン等を操作してご利用いただきます。BIZ-WEBのご利用は、別途お申込みが必要です。 ▶ BIZ-WEBを通じて本サービスをご利用する場合は、BIZ-WEBの管理者による各種設定が必要です。 ▶ 暗証番号等はお客様自身の責任において厳重に管理してください。 ▶ 書面に限定された取引や、システム障害等の場合は、窓口にて書類での届出を受付けます。 | | | | | | | | | |
| 各種通知の通知方法 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 電子記録の通知は、お客様が設定したメールアドレスあてにE-メールで行いますので、メールアドレスの登録を必ず行ってください。 ▶ メールアドレスを変更した場合は、お客様において直ちに設定を変更してください。また、「densai@dhbk.co.jp」の受信を可能とするようご対応ください。 ▶ 当行から書面により通知を行う場合は、手交、郵送、FAX等当行が定めた方法で行います。郵送の場合は、決済口座等の届出住所へ送付します。 | | | | | | | | | |
| 利用手数料 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ ご利用手数料は「でんさいサービス手数料のご案内」をご確認ください。 ▶ 原則、ご利用日の月末締め、翌月 16 日（銀行休業日の場合は翌営業日）に予めご指定いただいた口座から引落させていただきます。残高不足等の理由により引落しできなかった場合は、当行所定の日に引落させていただきます。 ▶ 手数料引落の指定口座は、利用者番号 1 つにつき 1 口座に限定させていただきます。 ▶ <u>上記にかかわらず、書面によるお取引に関するご利用手数料および解約時の未清算手数料等は別途窓口にて申し受けます。</u> | | | | | | | | | |
| サービスの提供時間 (営業日・営業時間) | <ul style="list-style-type: none"> ▶ BIZ-WEBによる本サービスのご利用時間は午前 7 時から午前 0 時です。 ただし、12 月 31 日から 1 月 3 日、5 月 3 日から 5 月 5 日および、毎月第 2 土曜日は終日ご利用いただけません。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">7:00～15:00</td> <td style="text-align: center;">15:00～24:00</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">土・日・祝日</td> <td style="text-align: center;">当日・予約とも可</td> <td style="text-align: center;">予約のみ可</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※祝日には振替休日、国民の休日も含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 書面による受付時間は、銀行営業日の午前 9 時から午後 3 時（窓口営業時間）です。ただし、当日付けで取り扱う記録請求の代行手続依頼をお申し出の場合は、事前に受付時限を店頭にお問い合わせください。 | | 7:00～15:00 | 15:00～24:00 | 平日 | | | 土・日・祝日 | 当日・予約とも可 | 予約のみ可 |
| | 7:00～15:00 | 15:00～24:00 | | | | | | | | |
| 平日 | | | | | | | | | | |
| 土・日・祝日 | 当日・予約とも可 | 予約のみ可 | | | | | | | | |

| 項目 | ご注意いただきたいこと | | | | |
|---------------------------|---|------|---------------------|------|--------------------------------|
| でんさいの決済（支払い） （口座間送金決済） | <ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>でんさいの決済資金は、でんさい以外の決済資金も合わせて、原則、支払期日の前日までに決済口座へご入金をお願いします。</u> ▶ <u>決済口座へのご入金</u>が支払期日当日の午後 2 時以降となる場合は、<u>当日中に資金決済（送金決済）の手続きができない可能性がありますので、ご注意ください。</u> ▶ <u>ご入金の遅れにより、支払期日当日に債権者の決済口座への入金</u>が完了しないことにより生じた損害や支払不能処分の対象となったことに対して、<u>当行は責任を負いません。</u> ▶ 支払期日当日にでんさいおよびでんさい以外の決済が複数ある場合で、その総額が預金残高を超えるときには、そのいずれから決済するかは当行の任意とします。 | | | | |
| 口座間送金決済の中止 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ でんさいの決済中止（送金決済の中止）をご希望の場合は、支払期日の前営業日の午後 3 時までに当行へ当行所定の書面により届出てください。 | | | | |
| 融資 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ 当行では、でんさい割引（従来の手形割引）、でんさい担保（従来の手形担保貸付）を取扱います。ご希望の場合は取引店の融資担当者にご相談ください。 | | | | |
| サービス・操作に関するお問い合わせ先 | <ul style="list-style-type: none"> ▶ でんさいサービスヘルプデスクへお問い合わせください。 <table border="1" data-bbox="576 994 1286 1106" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">電話番号</td> <td style="padding: 5px;">0120-513-258(通話料無料)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">受付時間</td> <td style="padding: 5px;">午前9時から午後9時 (ただし、銀行休業日を除きます)</td> </tr> </table> | 電話番号 | 0120-513-258(通話料無料) | 受付時間 | 午前9時から午後9時 (ただし、銀行休業日を除きます) |
| 電話番号 | 0120-513-258(通話料無料) | | | | |
| 受付時間 | 午前9時から午後9時 (ただし、銀行休業日を除きます) | | | | |

株式会社全銀電子債権ネットワーク 業務規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、電子記録債権法（平成19年法律第102号。以下「法」という。）第51条第1項の指定を受けた株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下「当会社」という。）が行う電子記録債権に係る電子記録に関する業務（以下「電子債権記録業」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 業務規程等 この規程および業務規程細則をいう。
- 二 銀行営業日 銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に規定する銀行の休日を除く日をいう。
- 三 債権者 債権記録にでんさいの債権者として記録されている者をいう。
- 四 債権者利用限定特約 自らを債務者とする発生記録および電子記録保証人とする単独保証記録を請求しない旨約することをいう。
- 五 債務者 発生記録（当該発生記録の記録事項について変更記録がされている場合には、当該変更記録を含む。以下同じ。）に債務者として記録されている者をいう。
- 六 債務者利用停止措置 特定の利用者を債務者とする発生記録および電子記録保証人とする単独保証記録の請求を停止する措置をいう。
- 七 参加金融機関 当会社との間で電子債権記録業に係る業務委託契約を締結した金融機関をいう。
- 八 支払不能処分制度 当会社が運営する第47条の規定による通知および第48条の規定による通知に係る制度をいう。
- 九 支払不能でんさい 支払期日に口座間送金決済による支払がされなかった（支払期日の3銀行営業日前の日までに支払等記録がされた場合または強制執行等の記録がされた場合を除く。）でんさいをいう。
- 十 譲渡保証記録 債権者が譲渡記録の請求をする場合に併せて請求する保証記録であって、当該債権者が電子記録保証人となり発生記録における債務者の債務を主たる債務とするものをいう。
- 十一 相続人等 個人である利用者の死亡により、当該利用者の地位を承継した相続人その他一般承継人をいう。
- 十二 単独保証記録 譲渡保証記録以外の保証記録であって、発生記録における債務者の債務を主たる債務とするものをいう。
- 十三 でんさい 当会社が取り扱う電子記録債権をいう。
- 十四 でんさいネットシステム 当会社が直接運営および管理を行う電子債権記録業の実施に係るシステムとして業務規程細則で定める業務を行うコンピュータシステムをいう。
- 十五 取引時確認その他本人確認 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第4条第6項に規定する取引時確認および当会社または窓口金融機関に

- 対する請求または届出等について、当会社または窓口金融機関が定める方法で、請求または届出等をした者が本人であることを確認することをいう。
- 十六 取引停止処分 第48条の規定による通知に係る支払不能でんさいの債務者に対し、債務者利用停止措置をすることをいう。
- 十七 保証人等 でんさいについて民事上の保証債務を履行した民事上の保証人およびでんさいを被担保債権とする担保権が実行された場合における物上保証人をいう。
- 十八 保証利用限定特約 自らを電子記録保証人とする保証記録、支払等記録および変更記録（保証人等にあつては支払等記録および変更記録）以外の電子記録を請求しない旨約することをいう。
- 十九 窓口金融機関 特定の利用者が利用契約を締結した場合において、当該利用契約の当事者である参加金融機関をいう。なお、利用者が複数の利用契約を締結している場合においては、各利用契約の当事者である参加金融機関をいう。
- 二十 利用契約 当会社を電子債権記録機関とするでんさいの利用に関する契約をいう。
- 二十一 利用者 当会社および窓口金融機関との間で利用契約を締結した者をいう。
- 二十二 利用者データベース 利用者の管理に当たって必要な利用者登録事項その他当会社所定の情報が記録されるデータベースをいう。
- 二十三 利用者登録 利用者に係る利用者登録事項を利用者データベースに記録することをいう。
- 二十四 利用者登録事項 利用者登録に当たって、利用者データベースに記録されるべき事項として業務規程細則で定める事項をいう。
- 二十五 利用者番号 当会社が、利用者を特定するために採番する番号をいう。なお、利用者が複数の利用契約を締結した場合であっても、利用者番号は一つとする。
- 二十六 提携記録機関 当会社との間で記録機関変更記録に係る提携契約を締結した電子債権記録機関をいう。
- 二十七 特定記録機関変更記録 提携記録機関を変更前電子債権記録機関、当会社を変更後電子債権記録機関とする記録機関変更記録をいう。

第2章 当会社の業務等

（当会社の業務の内容）

- 第3条 当会社は、法令および業務規程等で規定するところにより、電子債権記録業に関し、次に掲げる業務を行う。
- 一 利用の申込をした者の取引時確認その他本人確認および審査ならびに利用者の管理に関する業務
 - 二 参加金融機関の審査および管理に関する業務
 - 三 電子記録の請求および記録に関する業務
 - 四 でんさいの口座間送金決済に関する業務
 - 五 でんさいの支払不能処分制度に関する業務
 - 六 電子記録の記録事項等の開示に関する業務
 - 七 記録原簿および請求受付簿の管理に関する業務
 - 八 前各号に掲げる業務に付随する業務
- 2 当会社は、法第58条第1項に規定する主務大臣の承認を受けて、前項各号に掲げる当会社の業務の一部を参加金融機関その他の者に委託することができる。

(当会社の遵守事項)

第4条 当会社および前条第2項の規定により当会社の業務の委託を受けた参加金融機関その他の者は、次に掲げる事項を遵守し、かつ、電子債権記録業を適切かつ確実に遂行する。

- 一 利用者の保護に欠けることのないように電子債権記録業を営むこと
- 二 特定の者に対し、不当な差別的取扱いをしないこと
- 三 業務規程等および取引に関するリスクその他利用者保護のために必要な情報を周知すること

(業務時間および営業日)

第5条 当会社の業務時間および営業日は、業務規程細則で定める。

(電子債権記録業の休止)

第6条 当会社は、法第71条に規定する主務大臣の認可を受けて、電子債権記録業の全部または一部を休止することができる。この場合において、当会社は、予め参加金融機関に対し、その旨通知するほか、公表する。

- 2 前項の通知を受けた参加金融機関は、その旨を公表しなければならない。

第3章 参加金融機関等

(業務委託契約)

第7条 当会社は、参加金融機関との間の業務委託契約にもとづき、法第58条第1項に規定する主務大臣の承認を受けて、次に掲げる当会社の業務の一部（以下「参加金融機関業務」という。）を参加金融機関に委託して行う。

- 一 利用の申込をした者の取引時確認その他本人確認および審査ならびに利用者の管理に関する業務
- 二 電子記録の請求および記録に関する業務
- 三 でんさいの口座間送金決済に関する業務
- 四 でんさいの支払不能処分制度に関する業務
- 五 電子記録の記録事項等の開示に関する業務

(業務委託契約の解除)

第8条 参加金融機関は、当会社に対し、業務委託契約の解除について申請することができる。この場合において、当該参加金融機関は、当会社の指示に従い、自らを窓口金融機関とする利用者の当会社の継続利用のため必要な措置を講じなければならない。

- 2 当会社は、参加金融機関が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、業務委託契約を解除することができる。この場合において、当該参加金融機関は、当会社の指示に従い、自らを窓口金融機関とする利用者の継続利用のため必要な措置を講じなければならない。

- 一 破産手続またはそれに準ずる倒産手続が開始された場合
- 二 法令その他当会社が指定する規則および当会社の指示に違反した場合
- 三 参加金融機関業務を確実に遂行することができる態勢にない場合または当該態勢が失われると見込まれる場合であって、改善の見込みがないと当会社が認めた場合
- 四 当会社もしくは他の参加金融機関または利用者の信用を著しく毀損する行為をしたと当会社が認めた場合
- 五 当会社が前各号に準ずると認めた場合

(業務停止措置等)

第9条 当社は、参加金融機関が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、当該参加金融機関に対し、参加金融機関業務の一部または全部の停止その他参加金融機関業務の改善に必要な措置（以下「業務停止措置等」という。）を指示することができる。この場合において、当該参加金融機関は、当社の指示に従い、自らを窓口金融機関とする利用者の当社の継続利用のため必要な措置を講じなければならない。

- 一 破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはそれらに準ずる倒産手続の申立を行った場合
- 二 法令または法令にもとづく行政官庁の処分に従ってその業務を停止する場合
- 三 参加金融機関業務の確実な遂行に支障が生じ、またはそのおそれがあると当社が認めた場合

（業務委託契約の解除等に関する免責）

第10条 当社は、第8条の規定による参加金融機関との間の業務委託契約の解除または前条の規定による業務停止措置等により利用者および参加金融機関に生じた損害について、責任を負わない。

（提携の停止措置）

第10条の2 当社は、特定記録機関変更記録の取扱いを停止することができる。

（提携の解除等に関する免責）

第10条の3 当社は、提携記録機関との記録機関変更記録に係る提携契約の解除または前条の規定により特定記録機関変更記録の取扱いを停止することによって利用者および参加金融機関に生じた損害について、責任を負わない。

第4章 利用者

第1節 総則

（当社の利用）

第11条 当社の利用は、業務規程細則で定める場合を除き、利用者でなければすることができない。

- 2 利用者は、第28条第1項に規定する場合を除き、窓口金融機関が定めるところにより、当該窓口金融機関を通じて、当社を利用しなければならない。
- 3 個人である利用者（保証人等を除く。）は、事業以外の目的で当社を利用することができない。
- 4 利用者は、自らの判断と責任において当社を利用するものとする。
- 5 利用者が第3項の規定に反して当社を利用したことにより他の利用者、当社または参加金融機関に生じた損害については、当該利用者がその責任を負うものとする。

第2節 利用契約

（利用契約の締結要件）

第12条 利用者は、次に掲げる要件の全部を満たす者でなければならない。

- 一 法人、国および地方公共団体または消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第2項に規定する事業者である個人であること
- 二 日本国居住者であること
- 三 参加金融機関に業務規程細則で定める種別の決済用の預金口座または貯金口座を開

設していること

四 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しない、および次のいずれかに該当しないこと

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

五 自らまたは第三者を利用して、過去に当会社または参加金融機関に次のいずれかに該当する行為をした者でないこと

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会社の信用を毀損し、または当会社の業務を妨害する行為
- ⑤ その他①から④までに掲げる行為に準ずる行為

六 第 1 号の事業者である個人である場合には行為能力を制限されていないこと

七 でんさいに係る債務の支払能力を有していること

2 債権者利用限定特約を締結する利用者は、前項の規定にかかわらず、同項第 1 号から第 6 号までに掲げる要件の全部を満たせば足りる。

3 保証利用限定特約を締結する利用者は、第 1 項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全部を満たせば足りる。

一 第 1 項第 2 号から第 6 号までに掲げる要件の全部を満たすこと

二 消費者契約法第 2 条第 2 項に規定する事業者に準ずる個人（事業のために電子記録保証人となろうとする者に限る。）または保証人等であること

三 参加金融機関が認めた者であること

4 参加金融機関は、前三項に規定する要件に加えて、自らを窓口金融機関とする利用契約（債権者利用限定特約または保証利用限定特約を含む。）の締結要件を別に定めることができる。

（利用申込）

第 13 条 利用者になろうとする者は、参加金融機関が定めるところにより、業務規程等の内容を承認のうえ、参加金融機関に対し、利用の申込をしなければならない。

2 参加金融機関は、前項の申込を受け付けた場合には、所定の審査を行う。

3 前項の審査の結果、当会社および参加金融機関が申込者との間で利用契約を締結する場合には、参加金融機関は、遅滞なく、利用者登録をし、申込者に対し、利用者番号、利用開始日その他業務規程細則で定める事項を通知するものとする。

4 利用契約は、前項の通知に記載された利用開始日に、その効力を生ずる。

- 5 利用者（債権者利用限定特約または保証利用限定特約を締結した利用者を除く。）は、前項の利用契約の締結をもって、当会社および窓口金融機関の間で法第 62 条第 1 項に規定する口座間送金決済に関する契約を締結したものとす。
- 6 参加金融機関は、第 2 項の審査の結果、当会社および参加金融機関が申込者との間で利用契約を締結しないこととする場合には、申込者に対し、遅滞なく、その旨通知するものとする。
- 7 参加金融機関は自らを窓口金融機関とする利用者になろうとする場合には、第 1 項の規定にかかわらず、当会社にその旨申込をしなければならない。この場合において、当会社は所定の審査を行う。

（債権者利用限定特約または保証利用限定特約の申込）

- 第 14 条** 利用者または利用者になろうとする者は、窓口金融機関（利用者になろうとする者の場合には、前条第 1 項の申込をした参加金融機関。以下本条において同じ。）が定めるところにより、窓口金融機関に対し、債権者利用限定特約または保証利用限定特約の申込をすることができる。
- 2 窓口金融機関は、前項の申込をした利用者または利用者になろうとする者について所定の審査を行い、債権者利用限定特約または保証利用限定特約を締結することができる。
 - 3 参加金融機関は、前二項の規定にかかわらず、保証利用限定特約を締結しないことができる。

（利用者による利用契約の解約）

- 第 15 条** 利用者は、窓口金融機関が定めるところにより、窓口金融機関に対し、利用契約の解約の申出をすることができる。
- 2 前項の解約は、当会社が、解約の申出をした利用者を債務者もしくは電子記録保証人または債権者とするでんさいのうち、解約の対象となる利用契約に係るでんさいの全部が消滅したことを支払等記録等によって確認した時に、その効力を生ずる。

（当会社および窓口金融機関による利用契約の解除）

- 第 16 条** 当会社および窓口金融機関は、利用者が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、当該利用者に係る利用契約を解除することができる。
- 一 破産手続またはそれに準ずる倒産手続が開始された場合
 - 二 死亡した場合
 - 三 決済用の預金口座または貯金口座が強制解約された場合
 - 四 第 12 条各項（第 1 項第 7 号に掲げる事由を除く。）に規定する要件を満たさなくなった場合
 - 五 公序良俗に違反する行為を行った場合
 - 六 当会社が、窓口金融機関との間の業務委託契約を解除する場合
 - 七 業務規程等に繰り返し違反しもしくは違反した状態が継続する等、当会社の運営を損なう行為があった場合
 - 八 その他当会社または窓口金融機関が前各号に準ずると認めた場合
- 2 前項の解除は、窓口金融機関が、業務規程細則で定めるところにより、利用者に対し、通知する解除日に、その効力を生ずる。

（個人である利用者が死亡した場合の取扱い）

- 第 17 条** 当会社および窓口金融機関は、利用者が死亡したことを知った場合には、当該利用者の名義による請求等を受け付けないものとする。
- 2 相続人等は、業務規程細則で定めるところにより、窓口金融機関に対し、自らが死亡

した利用者の地位を承継した旨届け出た場合には、当会社に対し、第 22 条第 1 項第 6 号に定める電子記録の請求をすることができる。ただし、当会社および窓口金融機関が特に認めた場合は、この限りでない。

(債務者利用停止措置)

第 18 条 当会社または窓口金融機関は、利用者が次に掲げる事由に該当する場合には、当該利用者に対し、債務者利用停止措置をすることができる。

- 一 取引停止処分が科されたこと
 - 二 業務規程等に違反したこと
 - 三 窓口金融機関が特に必要と認めたこと
- 2 当会社および窓口金融機関は、前項第 1 号または第 2 号を事由とする債務者利用停止措置をした場合には、当該措置を受けた利用者が締結しているすべての利用契約について、債務者利用停止措置を適用する。
- 3 当会社および窓口金融機関は、債務者利用停止措置を受けた利用者について、業務規程細則で定める期間が経過した後、債権者利用限定特約を締結した利用者として取り扱うものとする。

第 3 節 利用者登録事項の変更

(利用者登録事項の変更)

第 19 条 利用者は、利用者登録事項に変更が生じた場合には、窓口金融機関が定めるところにより、遅滞なく、窓口金融機関に対し、変更の内容を届け出なければならない。ただし、業務規程細則で定める場合は、この限りでない。

- 2 窓口金融機関は、前項の届出を受け付けた場合には、遅滞なく、利用者データベースに記録されている利用者登録事項を変更するものとする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、合併または会社分割により利用者登録事項に変更が生じた場合には、当該合併または会社分割により利用契約の地位を承継した者は、窓口金融機関が定めるところにより、遅滞なく、窓口金融機関に対し、利用契約の地位を承継した旨届け出なければならない。この場合において、利用契約の地位を承継した者は、承継した利用契約に係る取引停止処分その他第 22 条第 1 項各号に規定する電子記録の請求制限を承継したものとする。
- 4 窓口金融機関は、前項の届出を受け付けた場合には、利用契約の地位を承継した者について、第 13 条第 2 項に規定する審査に準じた審査をし、利用者データベースに記録されている利用者登録事項を変更するものとする。
- 5 当会社は、前項の審査の結果、利用契約の地位を承継した者が、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める取扱いをするものとする。
- 一 第 12 条各項に規定する利用契約の締結要件を満たさない場合 当該利用契約の地位を承継した者が承継した利用契約について解除する。
 - 二 債務者利用停止措置を受けている場合 当該利用契約の地位を承継した者が承継した利用契約についても債務者利用停止措置をする。

(破産手続開始決定等の届出)

第 20 条 利用者は、破産手続開始の決定その他業務規程細則で定める事由が生じた場合には、窓口金融機関が定めるところにより、遅滞なく、窓口金融機関に対し、その旨届け出なければならない。

第5章 電子記録通則

第1節 総則

(当社が取り扱う電子記録)

第21条 当社は、次に掲げる電子記録をする。

- 一 発生記録
- 二 譲渡記録
- 三 支払等記録
- 四 変更記録
- 五 保証記録
- 六 分割記録
- 七 信託の電子記録
- 八 強制執行等の記録
- 九 特定記録機関変更記録

2 当社は、利用者のでんさいに係る債権の行使のために特に必要と認めた場合には、でんさいに係る債権の行使に必要な限度において電子記録に係る特別な取扱いをすることができる。

3 当社は、質権設定記録および特定記録機関変更記録以外の記録機関変更記録をしない。

(電子記録の請求制限等)

第22条 利用者は、本章および次章で定めるところにより、当社に対し、前条第1項第1号から第7号までに掲げる電子記録の請求をすることができる。ただし、次の各号に掲げる場合には、利用者は当該各号に定める電子記録に限り請求することができるものとする。

- 一 債権者利用限定特約を締結している場合 自らを債務者とする発生記録および自らを電子記録保証人とする単独保証記録以外の電子記録
- 二 保証利用限定特約を締結している場合であって第12条第3項第2号に規定する事業者に準ずる個人である場合 自らを電子記録保証人とする単独保証記録、支払等記録および変更記録
- 三 保証利用限定特約を締結している場合であって保証人等である場合 支払等記録および変更記録
- 四 利用契約の解約の申出をした場合 発生記録、自らを譲受人とする譲渡記録および自らを電子記録保証人とする単独保証記録以外の電子記録
- 五 第16条第1項各号に掲げる事由に該当した場合(同項第2号に掲げる事由を除く。)その他業務規程細則で定める事由に該当する場合 発生記録、自らを譲受人とする譲渡記録および自らを電子記録保証人とする単独保証記録以外の電子記録
- 六 個人である利用者が死亡し、当該利用者の地位を承継した相続人等から第17条第2項に規定する届出がされた場合 発生記録、自らを譲受人とする譲渡記録および自らを電子記録保証人とする単独保証記録以外の電子記録
- 七 会社更生法(平成14年法律第154号)にもとづく更生手続開始の決定がされた場合その他業務規程細則で定める事由に該当する場合 発生記録、譲渡記録および自らを

電子記録保証人とする単独保証記録以外の電子記録

八 債務者利用停止措置を受けた場合 自らを債務者とする発生記録および自らを電子記録保証人とする単独保証記録以外の電子記録

九 業務規程細則で定めるところにより、自ら請求することのできる電子記録の範囲を制限する旨申し出た場合 発生記録、自らを譲受人とする譲渡記録および自らを電子記録保証人とする単独保証記録以外の電子記録

十 当社が利用者の窓口金融機関との間の業務委託契約を解除する場合 発生記録、自らを譲受人とする譲渡記録および自らを電子記録保証人とする単独保証記録以外の電子記録

十一 利用契約において利用者が第 30 条第 1 項第 9 号および第 31 条第 1 項第 7 号に掲げる電子記録の日の指定を行わない旨定めた場合 当該指定をしない電子記録

2 利用者が前項ただし書に反して請求をしたことにより他の利用者、当社または参加金融機関に生じた損害については、当該利用者がその責任を負うものとする。

第 2 節 電子記録の請求方式等

(電子記録の請求)

第 23 条 発生記録、譲渡記録または保証記録の請求は、窓口金融機関が定めるところにより、第 26 条または第 27 条に定めるところに従ってそれぞれの電子記録の請求に必要な事項を当社に提供してしなければならない。

2 前項の電子記録および特定記録機関変更記録以外の電子記録の請求は、窓口金融機関が定めるところにより、次章に定めるところに従って電子記録の請求に必要な事項を当社に提供してしなければならない。

3 特定記録機関変更記録の請求は、次章および提携記録機関が定めるところに従って提携記録機関に対して行わなければならない。

(電子記録の請求の受付)

第 24 条 前条の電子記録の請求は、同条に規定する事項がでんさいネットシステムに提供された時に受け付けられたものとする。

2 当社は、前条の電子記録の請求を受け付けた場合には、遅滞なく、請求受付簿に必要な事項を登録し、保存する。

3 当社および窓口金融機関は、利用者の電子記録の請求にもとづき電子記録をする前に、当該利用者から当該請求と矛盾する別の電子記録の請求を受け付けた場合には、請求の優先順位その他必要な事項を利用者に確認することができる。この場合において、当社は、当該確認が終了するまで、前条の電子記録の請求の受付を留保することができる。

4 当社は、電子記録の請求が法令において許容されない場合または他の電子記録と矛盾する内容である場合もしくは業務規程等で定める方式にもとづかずに行われた場合その他請求を受け付けないことに正当な事由がある場合には、当該請求を受け付けないものとする。

(当社による電子記録および通知)

第 25 条 当社は、第 23 条の電子記録の請求を受け付けた場合または官公署の囑託がされた場合には、遅滞なく（利用者が第 30 条第 1 項第 9 号または第 31 条第 1 項第 7 号に掲げる電子記録の日を指定した場合には、当該電子記録の日以後遅滞なく）、次章で定

めるところにより記録原簿に記録する。

- 2 当社は、前項の電子記録（口座間送金決済による支払等記録、分割記録、第34条第1項各号に掲げる事項に係る変更記録および信託の電子記録を除く。）をした場合には、遅滞なく、窓口金融機関が定めるところにより、当該電子記録の内容（特定記録機関変更記録以外の記録機関変更記録をしない旨を除く）について窓口金融機関を通じて業務規程細則で定める利用者に通知する。ただし、当社は、特定記録機関変更記録および業務規程細則で定める電子記録をした場合には、窓口金融機関を通じて、業務規程細則で定める通知方法で、業務規程細則で定める通知内容を、業務規程細則で定める利用者に通知する。
- 3 当社および窓口金融機関は、前項の通知を窓口金融機関が定める方法によりした場合には、当該通知の遅延または不達により利用者に生じた損害については、当社または窓口金融機関に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負わない。

（債務者から双方請求をする場合の取扱い）

第26条 次に掲げる電子記録の電子記録義務者は、当該電子記録の請求をする場合には、当社に対し、自己の電子記録の請求に併せて当該電子記録の電子記録権利者の請求をしなければならない。

- 一 発生記録
- 二 譲渡記録
- 三 譲渡保証記録

- 2 前条第2項の通知を受けた電子記録権利者は、電子記録の日から起算して5銀行営業日を経過する日まで、当社に対し、当該電子記録を削除する旨の変更記録の請求をすることができる。この場合において、電子記録権利者は、自己の変更記録の請求に併せて当該変更記録の対象となる電子記録の電子記録義務者の請求をしなければならない。
- 3 前項の期間において、第1項各号に掲げる電子記録に係る他の電子記録（第34条第1項各号に掲げる事項についての変更記録および訂正に係る電子記録を除く。）がされた場合には、前項の規定を適用しない。
- 4 第1項各号に掲げる電子記録の電子記録権利者は、当該電子記録に係る電子記録義務者に対し、当該電子記録を請求する権限を付与する。この場合において、当社および当該電子記録権利者の窓口金融機関が認めたときは、同項第1号または第2号に掲げる電子記録の電子記録権利者は、窓口金融機関が定めるところにより、当該電子記録の請求に係る権限を付与する電子記録義務者を制限することができる。
- 5 第1項各号に掲げる電子記録の請求をした電子記録義務者は、当該電子記録に係る電子記録権利者に対し、第2項に規定する変更記録の請求をする権限を付与する。
- 6 電子記録権利者は、電子記録義務者が第1項の電子記録権利者の請求を復代理人にさせることに同意する。

（債権者から双方請求する場合の取扱い）

第27条 発生記録の電子記録権利者は、当該電子記録権利者および電子記録義務者の双方の窓口金融機関に対し、当社が認めた場合であって、かつ当該電子記録権利者および当該電子記録義務者に対し、双方の窓口金融機関が認めた場合に限り、当社に対し、当該発生記録の請求をすることができる。

- 2 単独保証記録の電子記録権利者は、当社に対し、当該単独保証記録の請求をすることができる。
- 3 電子記録の請求が本条で規定する方式によるものであった場合には、当社は、遅滞

なく、窓口金融機関を通じて電子記録義務者に対し、当該請求の内容を通知する。この場合において、当会社および当該電子記録義務者の窓口金融機関が認めたときは、電子記録義務者は、窓口金融機関が定めるところにより、自らを電子記録義務者とする前二項の電子記録の請求をすることができる電子記録権利者を制限することができる。

- 4 前項の通知を受けた電子記録義務者は、当会社が当該通知を発した日から起算して 5 銀行営業日を経過する日まで、当会社に対し、当該通知に係る電子記録の請求をすることができる。
- 5 電子記録義務者が、当会社に対し、前項に規定する期間内に同項の請求をしなかった場合および当該期間内に請求しない旨を通知した場合には、第 1 項および第 2 項の電子記録の請求は、その効力を失う。この場合において、当会社は、遅滞なく、窓口金融機関を通じて当該電子記録義務者および電子記録権利者に対し、その旨通知する。

第 3 節 電子記録の請求に係る特則

(電子記録の請求の特則)

- 第 28 条** 利用者は、当会社が窓口金融機関との間の業務委託契約を解除する場合または災害もしくはシステム障害等により窓口金融機関が参加金融機関業務を遂行することができない状態が継続した場合その他業務規程細則で定める場合には、当会社に対し、当会社が別途指定する方法により、第 22 条第 1 項第 10 号に定める電子記録に限り請求をすることができる。
- 2 当会社は、利用者が前項の請求をした場合には、当該請求を受け付ける体制を整備するために必要な期間、当該請求の受付を留保することができる。
 - 3 当会社は、前項の規定による留保により利用者および参加金融機関に生じた損害について、責任を負わない。

(電子記録等の通知の特則)

- 第 29 条** 当会社および窓口金融機関は、次に掲げる場合には、第 25 条第 2 項、第 27 条第 3 項および同条第 5 項に規定する通知その他業務規程細則で定める通知をしないことができる。
- 一 利用者から利用契約の解約の申出がされた場合
 - 二 利用者が第 16 条第 1 項各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合
 - 三 窓口金融機関が当会社から業務停止措置等を受けている場合
 - 四 その他業務規程細則で定める場合

第 6 章 電子記録の請求および記録に関する事項

(発生記録)

- 第 30 条** 発生記録の請求は、業務規程細則で定めるところにより、当会社に対し、次に掲げる事項についての情報を提供してしなければならない。ただし、利用者が、銀行営業日以外の日を第 2 号の支払期日として提供した場合には、その翌銀行営業日を支払期日として提供したものとみなす。
- 一 債務者が一定の金額を支払う旨
 - 二 支払期日

- 三 債権者の氏名または名称および住所
 - 四 債務者の氏名または名称および住所
 - 五 口座間送金決済により支払をする（第 40 条第 2 項第 1 号①および②に掲げる場合を除く。）旨
 - 六 債務者口座および債権者口座
 - 七 債務者または債権者が第 12 条第 1 項第 1 号に掲げる事業者である個人である場合には、その旨
 - 八 参加金融機関以外の者が債権者である場合において、譲受人を参加金融機関以外の者とする譲渡記録を制限する場合には、その旨
 - 九 電子記録の日を指定する場合には、その年月日
 - 十 その他業務規程細則で定める事項
- 2 利用者は、次に掲げる事項を内容とする発生記録の請求をすることができない。
- 一 業務規程細則で定める範囲外の金額を債権金額とする旨
 - 二 業務規程細則で定める期間外の日を支払期日とする旨
 - 三 債権者または債務者を 2 人以上とする旨
 - 四 支払方法を口座間送金決済以外の方法とする旨
 - 五 譲渡記録をすることができないこととし、または譲渡記録、分割記録もしくは保証記録について回数その他の制限をする旨（前項第 8 号に掲げる事項を除く。）
 - 六 法第 16 条第 2 項第 2 号から第 8 号まで、第 10 号、第 11 号、第 13 号、第 14 号および第 16 号に掲げる事項
 - 七 その他業務規程細則で定める事項
- 3 当社は、利用者から発生記録の請求がされた場合には、遅滞なく（第 1 項第 9 号に掲げる電子記録の日が指定された場合には、当該電子記録の日以後遅滞なく）、次に掲げる事項を記録原簿に記録する。
- 一 第 1 項第 1 号から第 8 号までに掲げる事項
 - 二 記録番号
 - 三 電子記録の年月日
 - 四 法第 16 条第 2 項第 15 号の規定に関する定め
 - 五 その他業務規程細則で定める事項

（譲渡記録）

- 第 31 条** 譲渡記録の請求は、業務規程細則で定めるところにより、当会社に対し、次に掲げる事項についての情報を提供してしなければならない。
- 一 当該譲渡記録がされることとなる債権記録の記録番号
 - 二 でんさいの譲渡をする旨
 - 三 譲渡人が電子記録義務者の相続人等である場合には、譲渡人の氏名および住所
 - 四 譲受人の氏名または名称および住所
 - 五 譲受人の決済用の預金口座または貯金口座
 - 六 譲渡人が第 12 条第 1 項第 1 号に掲げる事業者である個人である場合には、その旨
 - 七 電子記録の日を指定する場合には、その年月日
 - 八 その他業務規程細則で定める事項
- 2 電子記録義務者が、譲渡記録の請求をする場合には、譲渡保証記録の請求をしなければならない。ただし、当会社および窓口金融機関が認める場合で、かつ、譲受人となる利用者が譲渡人の保証を要しない場合は、この限りでない。

- 3 利用者は、次に掲げる事項を内容とする譲渡記録の請求をすることができない。
 - 一 法第 18 条第 2 項第 3 号から第 5 号までに掲げる事項
 - 二 その他業務規程細則で定める事項
- 4 利用者は、次に掲げる場合には、譲渡記録の請求をすることができない。
 - 一 電子記録の日が指定された譲渡記録が請求され、当該譲渡記録がされる前の場合
 - 二 債権金額の全部について支払等記録がされた場合
- 5 当社は、利用者から譲渡記録の請求がされた場合には、遅滞なく（第 1 項第 7 号に掲げる電子記録の日が指定された場合には、当該電子記録の日以後遅滞なく）、次に掲げる事項を記録原簿に記録する。
 - 一 第 1 項第 2 号から第 6 号までに掲げる事項
 - 二 電子記録の年月日
 - 三 その他業務規程細則で定める事項

(支払等記録)

第 32 条 支払等記録の請求は、次に掲げる利用者に限りすることができる。

- 一 当該支払等記録の電子記録義務者
- 二 前号に掲げる利用者の相続人等
- 三 次に掲げる利用者であって、前二号に掲げる利用者全員の承諾を得た者
 - ① 債務者および電子記録保証人
 - ② 支払等をした利用者（①に掲げる利用者を除く。）
 - ③ ①または②に掲げる利用者の相続人等
- 2 支払等記録の請求は、業務規程細則で定めるところにより、当社に対し、次に掲げる事項についての情報を提供してしなければならない。
 - 一 当該支払等記録がされることとなる債権記録の記録番号
 - 二 支払等をした金額その他の当該支払等の内容
 - 三 支払等があった日
 - 四 支払等をした者（支払等が相殺による債務の消滅である場合にあっては、債権者が当該相殺によって免れた債務の債権者。以下同じ。）の氏名または名称および住所
 - 五 支払等をした者が当該支払等をするについて民法（明治 29 年法律第 89 号）第 500 条の正当な利益を有する者である場合には、その事由
 - 六 支払等を受けた債権者の氏名または名称および住所
 - 七 その他業務規程細則で定める事項
- 3 当社は、第 43 条第 1 項の通知を受けた場合であって支払期日から起算して 3 銀行営業日を経過したときまたは第 1 項各号に掲げる利用者が支払等記録の請求をした場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を記録原簿に記録する。
 - 一 前項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項
 - 二 電子記録の年月日
 - 三 その他業務規程細則で定める事項

(変更記録)

第 33 条 変更記録の請求は、当社に対し、当該変更記録につき電子記録上の利害関係を有する利用者の全員がしなければならない。

- 2 利用者が、事業譲渡により、自らの利用契約に係るでんさいおよびでんさいに係る債務を他の利用者に承継する場合には、前項の変更記録の請求をする。
- 3 変更記録の請求は、業務規程細則で定めるところにより、当社に対し、次に掲げる事項についての情報を提供してしなければならない。

- 一 変更記録がされることとなる債権記録の記録番号
 - 二 変更する記録事項
 - 三 前号の記録事項を変更する旨およびその原因
 - 四 第 2 号の記録事項についての変更後の内容（当該記録事項を記録しないこととする場合にあっては、当該記録事項を削除する旨）
 - 五 その他業務規程細則で定める事項
- 4 利用者は、第 30 条第 2 項各号、第 31 条第 3 項各号、第 35 条第 2 項各号および第 36 条第 4 項各号に掲げる事項を内容とする変更記録の請求をすることができない。
- 5 当社は、利用者から変更記録の請求がされた場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を記録原簿に記録する。
- 一 第 3 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項
 - 二 電子記録の年月日

（単独請求による変更記録）

第 34 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項についての変更記録の請求は、業務規程細則で定めるところにより、当該各号に定める利用者が単独で請求することができる。

- 一 電子記録に記録された利用者またはその代表者の氏名もしくは名称または住所 当該利用者、当該利用者から合併もしくは会社分割によりでんさいもしくはでんさいに係る債務を承継した者または当該変更記録につき電子記録上の利害関係を有する他の利用者に対し、当該変更記録を請求すべきことを命ずる確定判決を得た者
 - 二 債権者、債務者または譲受人の決済用の預金口座または貯金口座 当該債権者、当該債務者、当該譲受人、これらの者から合併もしくは会社分割によりでんさいもしくはでんさいに係る債務を承継した者または当該変更記録につき電子記録上の利害関係を有する他の利用者に対し、当該変更記録を請求すべきことを命ずる確定判決を得た者
- 2 当社は、前項各号で定める利用者が、窓口金融機関に対し、当該各号に掲げる事項に係る第 19 条第 1 項または第 3 項の届出をした場合その他業務規程細則で定める場合には、業務規程細則で定めるでんさいについて、当該事項を変更する変更記録の請求をしたものとして取り扱う。
- 3 前条第 1 項の規定にかかわらず、電子記録債権法施行令（平成 20 年政令第 325 号）第 8 条に規定する変更記録は、業務規程細則で定めるところにより、同条に規定する債権者が単独で請求することができる。
- 4 当社は、前二項の請求等がされた場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を記録原簿に記録する。
- 一 前二項の請求等に係る事項
 - 二 電子記録の年月日
 - 三 業務規程細則で定める事項

（保証記録）

第 35 条 保証記録の請求は、業務規程細則で定めるところにより、当社に対し、次に掲げる事項についての情報を提供してしなければならない。

- 一 当該保証記録がされることとなる債権記録の記録番号
- 二 保証をする旨
- 三 電子記録保証人の氏名または名称および住所

- 四 主たる債務者の氏名または名称および住所
 - 五 電子記録保証人が第 12 条第 1 項第 1 号に掲げる事業者である個人または同条第 3 項第 2 号に掲げる事業者に準ずる個人である場合には、その旨
 - 六 その他業務規程細則で定める事項
- 2 利用者は、次に掲げる事項を内容とする保証記録の請求をすることができない。
- 一 法第 32 条第 2 項第 1 号から第 4 号までおよび第 6 号から第 10 号までに掲げる事項
 - 二 その他業務規程細則で定める事項
- 3 利用者は、債権金額の全部について支払等記録がされた場合には、保証記録の請求をすることができない。
- 4 当社は、利用者から保証記録の請求がされた場合には、業務規程細則で定めるところにより、遅滞なく（譲渡保証記録の請求と併せてされた譲渡記録の請求において第 31 条第 1 項第 7 号に掲げる電子記録の日が指定された場合には、当該電子記録の日以後遅滞なく）、次に掲げる事項を記録原簿に記録する。
- 一 第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる事項
 - 二 電子記録の年月日
 - 三 その他業務規程細則で定める事項

（分割記録）

- 第 36 条** 分割記録の請求は、分割債権記録に債権者として記録される利用者によりすることができる。
- 2 前項に規定する利用者が、分割記録の請求をする場合には、業務規程細則で定める場合を除き、分割債権記録に記録されるでんさいについての譲渡記録の請求を併せてしなければならない。
- 3 分割記録の請求は、当会社に対し、次に掲げる事項についての情報を提供してしなければならない。
- 一 分割をする旨
 - 二 原債権記録の記録番号
 - 三 分割債権記録に記録されるでんさいについて債務者が支払うべき債権金額
 - 四 その他業務規程細則で定める事項
- 4 利用者は、次に掲げる事項を内容とする分割記録の請求をすることができない。
- 一 業務規程細則で定める範囲外の金額を前項第 3 号の金額とする旨
 - 二 その他業務規程細則で定める事項
- 5 当社は、利用者から分割記録の請求がされた場合には、遅滞なく（当該分割記録の請求と併せてされた譲渡記録の請求において第 31 条第 1 項第 7 号に掲げる電子記録の日が指定された場合には、当該電子記録の日以後遅滞なく）、次に掲げる事項を記録原簿の分割債権記録に記録する。
- 一 原債権記録から分割をした旨
 - 二 原債権記録および分割債権記録の記録番号
 - 三 債務者が第 3 項第 3 号の金額を支払う旨
 - 四 債権者の氏名または名称および住所
 - 五 分割債権記録に記録されるでんさいについての原債権記録中に現に効力を有する電子記録において記録されている事項（法第 45 条第 1 項第 1 号イからホまでに掲げる事項を除く。）
 - 六 前号に掲げる事項を原債権記録から転写した旨およびその年月日

- 七 電子記録の年月日
- 八 その他業務規程細則で定める事項
- 6 当社は、前項の分割記録と同時に、次に掲げる事項を記録原簿の原債権記録に記録する。
 - 一 分割をした旨
 - 二 分割債権記録の記録番号
 - 三 分割債権記録に記録されるでんさいについて原債権記録に記録されている事項のうち、債務者が一定の金額を支払う旨を削除する旨
 - 四 発生記録における債務者が分割記録の直前に原債権記録に記録されていた前号の金額から前項第3号の金額を控除した金額を支払う旨
 - 五 前各号に掲げる事項を原債権記録に記録した年月日
 - 六 電子記録の年月日
 - 七 その他業務規程細則で定める事項

(信託の電子記録)

- 第37条** 信託の電子記録の請求は、業務規程細則で定めるところにより、業務規程細則で定める利用者に限りすることができる。
- 2 当社が前項の利用者から予め信託財産の受託者として利用する旨申出を受けた場合において、次に掲げる請求がされたときは、当該利用者から信託の電子記録の請求が併せてされたものとして取り扱う。
 - 一 当該利用者を債権者とする発生記録の請求
 - 二 当該利用者を譲受人とする譲渡記録の請求
 - 三 当該利用者を譲渡人とする譲渡記録を削除する旨の変更記録の請求
 - 四 当該利用者を債権者とする旨の変更記録の請求
 - 五 当該利用者が債務者でない場合には、当該利用者を支払等をした者とする支払等記録の請求
 - 3 当社は、信託の電子記録がされている債権記録について、第1項の利用者から次に掲げる請求がされた場合には、信託の電子記録を削除する旨の変更記録の請求が併せてされたものとして取り扱う。
 - 一 当該利用者を債権者とする発生記録を削除する旨の変更記録の請求
 - 二 当該利用者を譲受人とする譲渡記録を削除する旨の変更記録の請求
 - 三 当該利用者を譲渡人とする譲渡記録の請求
 - 四 当該利用者が債権者となっているでんさいについて、債権者の変更をする旨の変更記録の請求
 - 五 当該利用者が債権者の場合には、当該利用者を支払等を受けた者とする支払等記録の請求
 - 4 前二項の規定にかかわらず、第1項の利用者の信託財産に属するでんさいが固有財産に属することにより当該でんさいが信託財産に属しないこととなった場合にあっては、業務規程細則で定めるところにより、当該利用者および当該でんさいの属する信託の受益者または信託管理人の双方で請求をしなければならない。
 - 5 当社は、第2項各号に掲げる請求がされた場合には、信託の電子記録の請求のため、次に掲げる事項についての情報が第1項の利用者から提供されたものとして取り扱う。
 - 一 信託の電子記録がされることとなる債権記録の記録番号
 - 二 信託財産に属する旨

- 三 信託財産に属するでんさいを特定するために必要な事項
 - 四 その他業務規程細則で定める事項
- 6 当社は、第 1 項の利用者から第 2 項各号に掲げる請求がされた場合には、遅滞なく（第 2 項第 1 号または同項第 2 号に掲げる請求において、第 30 条第 1 項第 9 号または第 31 条第 1 項第 7 号に掲げる電子記録の日が指定された場合には、当該電子記録の日以後遅滞なく）、信託の電子記録として次に掲げる事項を記録原簿に記録する。
- 一 前項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項
 - 二 電子記録の年月日
 - 三 その他業務規程細則で定める事項

(特定記録機関変更記録等)

- 第 37 条の 2** 特定記録機関変更記録の請求または承諾および記録に関する事項については、業務規程細則で定める。
- 2 提携記録機関から当会社への法第 47 条の 3 第 5 項の規定による通知および当会社から提携記録機関への法第 47 条の 5 第 3 項の規定による通知の方法は、電子ファイルもしくは書面の送付による方法とする。
- 3 当社は、変更後債権記録について、業務規程等の定めにかかわらず、変更前債権記録の記録事項を記録原簿に記録できるものとする。

第 7 章 電子記録雑則

(強制執行等の記録)

- 第 38 条** 当社は、法令または最高裁判所規則にもとづくでんさいに関する強制執行、滞納処分その他処分の制限（以下「強制執行等」という。）がされた場合において、これらの処分の制限に係る書類の送達を受けた場合には、業務規程細則で定めるところにより、遅滞なく、強制執行等の電子記録を記録原簿に記録する。

(電子記録の訂正および回復)

- 第 39 条** 当社は、業務規程細則で定める場合には、電子記録の訂正をする。ただし、電子記録上の利害関係を有する第三者がある場合にあっては、当該第三者の承諾があるときに限る。
- 2 当社は、法第 86 条各号に掲げる期間のうちのいずれかが経過する日までに電子記録が消去されたときは、電子記録の回復をする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。
- 3 利用者は、当会社または窓口金融機関が電子記録の訂正または回復の申出をした場合には、誠実に当該訂正または回復に協力するものとする。

第 8 章 でんさいの決済

(決済の方法)

- 第 40 条** 債務者によるでんさいに係る債務の支払期日における支払いは、法第 62 条第 1 項に規定する口座間送金決済に関する契約にもとづき、同条第 2 項に規定する口座間送金決済によりしなければならない。
- 2 でんさいに係る債務の支払いは、次に掲げる支払の方法によりしてはならない。
- 一 第三者による支払い（次に掲げる場合を除く。）
 - ① 電子記録保証人または保証人等が、支払期日以後に債権金額の全額を支払う場合

- ② 債務者に関して破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはそれらに準ずる倒産手続の開始の決定がされた場合または窓口金融機関が特に認めた場合において、電子記録保証人が支払期日前に債権金額の全額を支払う場合

二 支払期日前の債権金額の一部の支払い

(決済情報の通知)

第 41 条 当社は、業務規程細則で定めるところにより、債務者の窓口金融機関に対し、法第 62 条第 2 項に規定する情報等（以下「決済情報」という。）を通知する。

(口座間送金決済)

第 42 条 決済情報の通知を受けた窓口金融機関は、業務規程細則で定めるところにより、当該決済情報に従い、遅滞なく、支払期日に債務者口座から債権者口座に債権金額を振込（同一窓口金融機関内の振替を含む。）により口座間送金決済をしなければならない。ただし、業務規程細則で定める場合は、この限りでない。

(口座間送金決済通知および支払等記録)

第 43 条 口座間送金決済をした窓口金融機関は、遅滞なく、当社に対し、法第 63 条第 2 項に規定する通知をしなければならない。

- 2 前項に規定する通知を受けた当社は、遅滞なく、第 32 条第 3 項の規定により口座間送金決済についての支払等記録をする。

(口座間送金決済の中止)

第 44 条 当社および窓口金融機関は、次に掲げる場合には、口座間送金決済を中止することができる。

- 一 第 42 条ただし書に規定する場合
二 債権者または債務者から業務規程細則で定めるところより口座間送金決済の中止の申出がされた場合

(口座間送金決済に関する免責)

第 45 条 当社は、次に掲げる場合を除き、口座間送金決済がされたことまたはされなかったことにより利用者または窓口金融機関に生じた損害について、責任を負わない。

- 一 当社が故意または過失により、債権記録と異なる内容の決済情報を債務者の窓口金融機関に対し、通知した場合（支払期日の 2 銀行営業日前の日以後に債権記録が変更された場合を除く。）
二 当社が故意または過失により、業務規程等に違反して決済情報を通知しなかった場合

第 9 章 でんさいの支払不能処分制度

第 1 節 総則

(支払不能事由)

第 46 条 債務者の窓口金融機関は、債務者の信用に関しない事由その他業務規程細則で定める事由（以下「第 0 号支払不能事由」という。）により支払不能でんさいがあった場合には、直ちに第 0 号支払不能事由を当社に通知しなければならない。この場合において、次項各号に掲げる支払不能事由のいずれかを通知するときは、この限りでない。

- 2 債務者の窓口金融機関は、次に掲げる事由により支払不能でんさいがあった場合には、直ちに当該事由を当社に通知しなければならない。

- 一 資金不足その他業務規程細則で定める事由

二 債務者の申出により口座間送金決済を中止することができる事由として業務規程細則で定める事由（以下「第2号支払不能事由」という。）

（支払不能通知）

第47条 当社は、前条各項の通知を受けたときには、次に掲げる場合を除き、支払期日から起算して3銀行営業日を経過した日以後において、支払不能でんさいに係る業務規程細則で定める情報（以下「支払不能情報」という。）を参加金融機関に通知する。

一 第0号支払不能事由が通知された場合

二 第2号支払不能事由が通知され、当該第2号支払不能事由に対し、第50条に規定する異議申立がされた場合

三 すでに取引停止処分が科された利用者に係る場合

2 当社は、前項の規定にかかわらず、前条各項の通知を受けたときには、支払期日から起算して3銀行営業日を経過した日以後に、窓口金融機関を通じて支払不能でんさいの債権者および債務者に対し、支払不能でんさいを特定するために必要な情報および支払不能事由その他窓口金融機関が必要と認める事項を通知する。

（取引停止通知）

第48条 当社は、前条第1項の規定による通知（以下「支払不能通知」という。）に係る支払不能でんさいの債務者について、当該支払不能でんさいの支払期日から起算して6か月以内の日を支払期日とする他のでんさいに係る2回目の支払不能事由が窓口金融機関から通知された場合には、次に掲げる場合を除き、当該2回目の支払不能事由に係るでんさいの支払期日から起算して3銀行営業日を経過した日において、当該債務者に対し、取引停止処分を科すものとし、その旨および支払不能情報を参加金融機関に通知する。

一 第0号支払不能事由が通知された場合

二 第2号支払不能事由が通知され、当該第2号支払不能事由に対し、第50条に規定する異議申立がされた場合

三 すでに取引停止処分が科された利用者に係る場合

（取引停止処分の効果）

第49条 取引停止処分は、前条の規定による通知（以下「取引停止通知」という。）を参加金融機関に発した日から同条に規定する2回目の支払不能事由に係る支払不能でんさいの支払期日から起算して2年を経過する日まで（以下「取引停止処分期間」という。）継続するものとする。

2 参加金融機関は、取引停止処分を科された利用者に対し、取引停止処分期間中は貸出の取引をすることはできない。ただし、債権保全のための貸出の取引は、この限りでない。

第2節 異議申立

（異議申立）

第50条 第44条第2号の規定により口座間送金決済の中止を申し出た債務者は、当該口座間送金決済の中止の理由が第2号支払不能事由である場合には、業務規程細則で定めるところにより、窓口金融機関を通じて当会社に対し、異議申立をすることができる。

2 前項の異議申立は、同項の債務者が、業務規程細則で定めるところにより、支払期日までの日時であって、かつ、窓口金融機関が定める日時までに、異議申立の対象とする

でんさいの債権金額相当額の金銭（以下「異議申立預託金」という。）を当該窓口金融機関に預け入れなければならない。ただし、業務規程細則で定める場合は、この限りでない。

- 3 前項の異議申立預託金の預け入れを受けた窓口金融機関は、当会社に対し、その旨通知しなければならない。
- 4 第1項の異議申立の効力は、前項の通知および第2号支払不能事由に係る通知が当会社に到達した時から生じるものとする。
- 5 当会社は、異議申立の効力が生じた場合には、支払期日から起算して3銀行営業日を経過した日以後において、支払不能でんさいの債権者および債務者に対し、異議申立がされた旨通知する。

（異議申立の終了および異議申立預託金の返還許可）

第51条 当会社は、次に掲げる場合には、前条の異議申立の手続を終了する。

- 一 当会社が他の支払不能でんさいにより債務者に対し取引停止処分を科した場合
 - 二 債務者から、支払不能通知がされることまたは取引停止処分を科されることがやむを得ないものとして異議申立の取下げの請求がされた場合
 - 三 異議申立をした日から起算して2年を経過した場合
 - 四 債務者が死亡した場合
 - 五 支払不能でんさいの支払義務の有無について裁判（調停、裁判上の和解等確定判決と同一の効力を有するものを含む。）により確定した場合
 - 六 支払不能でんさいを請求債権とし異議申立預託金の返還請求権を差押債権とする差押命令が債務者の窓口金融機関に送達された場合
 - 七 債務者の窓口金融機関に預金保険法（昭和46年法律第34号）第49条第2項に規定する保険事故が生じた場合
 - 八 その他異議申立の原因となった第2号支払不能事由が解消した場合
- 2 支払不能でんさいの債務者、債権者または債務者の窓口金融機関は、前項各号に掲げる場合には、業務規程細則で定めるところにより、当会社に対し異議申立預託金の返還許可の申立をすることができる。
 - 3 当会社は、前項の申立を受けた場合には、業務規程細則で定めるところにより、債務者の窓口金融機関に対し、異議申立預託金の返還を許可することができる。
 - 4 債務者の窓口金融機関は、当会社から前項の異議申立預託金の返還を許可された場合には、債務者口座へ入金することにより、遅滞なく、異議申立預託金を返還するものとする。ただし、異議申立預託金の返還請求権に対する差押等がされた場合その他入金ができない場合は、この限りでない。

（異議申立の手続の終了に伴う支払不能通知等）

第52条 前条第1項第2号の規定により異議申立の手続が終了した場合には、第47条および第48条の規定中「支払期日から起算して3銀行営業日を経過した日」を「異議申立の手続の取下げの請求を受理した日の翌銀行営業日」と、第49条の規定中「支払期日」を「異議申立の手続の取下げの請求を受理した日」と読み替えて、それらの規定を適用する。

（異議申立預託金の返還許可に係る特則）

第53条 支払不能でんさいの債務者またはその地位を承継した者もしくは債務者の窓口金融機関は、第51条第2項の規定にかかわらず、業務規程細則で定めるところにより、当該支払不能でんさいの支払不能が生じた事由が不正作出その他これらに相当する事由で

あると当社が認めた場合には、異議申立預託金の返還許可の申立をすることができる。

第3節 支払不能情報の照会

(支払不能情報の照会)

- 第54条** 利用者または利用契約を解約もしくは解除された元利用者は、業務規程細則で定めるところにより、窓口金融機関を通じて当社に対し、支払不能通知または取引停止通知の有無および通知された支払不能情報の内容を照会することができる。
- 2 当社は、前項の照会を受け付けた場合には、業務規程細則で定めるところにより、支払不能通知または取引停止通知の有無および通知された支払不能情報を書面により回答する。
- 3 利用者は、当社が窓口金融機関との間の業務委託契約を解除する場合または災害もしくはシステム障害等により窓口金融機関が参加金融機関業務を遂行することができない状態が継続した場合その他業務規程細則で定める場合には、当社に対し、当社が別途指定する方法により、第1項の照会をすることができる。

第4節 支払不能処分制度に係る特則

(取引停止処分等に係る緊急措置)

- 第55条** 当社は、台風、洪水、大火、地震等の災害、事変または当社もしくは参加金融機関の店舗における爆破、不法占拠等により、支払不能通知をすることまたは取引停止処分を科すことが不相当であると認められる緊急事態が発生した場合には、直ちに必要な措置をとる。

(支払不能処分制度に関する免責)

- 第56条** 当社および参加金融機関は、支払不能事由の通知、支払不能通知、取引停止通知、取引停止処分、異議申立、異議申立預託金の返還許可および支払不能通知または取引停止通知の取消しにより生じた損害について、当社または参加金融機関に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負わない。

第10章 電子記録の記録事項等の開示

(債権記録に記録されている事項の開示)

- 第57条** 次の各号に掲げる者およびその相続人等ならびにこれらの者の財産の管理および処分をする権利を有する者は、法第87条および業務規程細則で定めるところにより、窓口金融機関を通じて当社に対し、当該各号に定める事項の開示を請求することができる。
- 一 債権者 次に掲げる事項
- ① 法第87条第1項第1号に規定する事項
 - ② 利用者が開示に同意した記録事項
- 二 債務者または電子記録保証人 次に掲げる事項
- ① 法第87条第1項第2号に規定する事項
 - ② 利用者が開示に同意した記録事項

三 債権記録に記録されている者であって、前二号に掲げる者以外の者 法第 87 条第 1 項第 3 号に規定する事項

- 2 当社は、前項に規定する請求がされた場合には、業務規程細則で定めるところにより、当該請求をした者に対し、同項各号に定める事項について業務規程細則で定める事項を開示する。
- 3 利用者は、当社が窓口金融機関との間の業務委託契約を解除する場合または災害もしくはシステム障害等により窓口金融機関が参加金融機関業務を遂行することができない状態が継続した場合その他業務規程細則で定める場合には、当社に対し、当社が別途指定する方法により、第 1 項の請求をすることができる。

(債権記録に記録されている事項の開示に係る資料の提出)

第 58 条 前条第 1 項第 2 号に掲げる者は、自らが発生記録もしくは譲渡記録において、債権者もしくは譲受人として記録されている者またはこれらの者の相続人等に対し、人的関係にもとづく抗弁を有する場合であって、自らが人的関係にもとづく抗弁を有する者から債権者に至るまでの一連の譲渡記録において譲受人として記録されている者（債権者を除く。）の氏名または名称および住所について同項に定める請求をする場合には、業務規程細則で定めるところにより、当社に対し、当該請求の原因となる事実について資料を提出しなければならない。

- 2 前条第 1 項第 3 号に掲げる者は、自らを電子記録義務者とする譲渡記録がされている場合において、当該譲渡記録が、代理権を有しないものがその者の代理人としてした請求またはその者になりすました者の請求によってされたものである場合であって、自己から債権者に至るまでの一連の譲渡記録において譲受人として記録されている者の氏名または名称および住所について同項に定める請求をする場合には、業務規程細則で定めるところにより、当社に対し、当該請求の原因となる事実について資料を提出しなければならない。

(記録請求に際して提供された情報の開示)

第 59 条 利用者または利用契約を解約しもしくは解除された元利用者は、法第 88 条および業務規程細則で定めるところにより、窓口金融機関を通じて当社に対し、当該利用者を請求者とする電子記録の請求に当たって、当社に提供された情報の開示を請求することができる。

- 2 前項に規定する請求がされた場合には、当社は、業務規程細則で定めるところにより、同項に規定する情報を開示する。
- 3 利用者は、当社が窓口金融機関との間の業務委託契約を解除する場合または災害もしくはシステム障害等により窓口金融機関が参加金融機関業務を遂行することができない状態が継続した場合その他業務規程細則で定める場合には、当社に対し、当社が別途指定する方法により、第 1 項の請求をすることができる。

(提供情報の開示の請求権限に係る資料の提出)

第 60 条 利用者または利用契約を解約しもしくは解除された元利用者は、電子記録の請求が適法であるかどうかについて利害関係を有する場合であって、自らが利害関係を有する部分について前条第 1 項に定める請求をする場合には、業務規程細則で定めるところにより、当社に対し、当該請求の原因となる事実について資料を提出しなければならない。

第 11 章 手数料

(手数料)

- 第 61 条 利用者は、当会社の利用に当たって、窓口金融機関に対し、当該窓口金融機関が定める手数料を支払わなければならない。
- 2 利用者は、第 28 条第 1 項、第 54 条第 3 項、第 57 条第 3 項および第 59 条第 3 項の請求または照会をする場合には、当会社に対し、当会社が定める手数料を支払わなければならない。

第 12 章 記録原簿の安全性の確保

(記録原簿の安全性の確保)

- 第 62 条 当会社は、記録原簿へのアクセス管理、内部関係者による債権記録等の持ち出しの防止、外部からの不正アクセスの防御、災害等に備えた安全対策その他の情報システムの管理態勢を整備する。

(利用者情報の適正な管理)

- 第 63 条 当会社および参加金融機関は、債権記録および当該債権記録に記録された電子記録の請求に当たって当会社に提供された情報、支払不能情報その他利用者に関する情報（以下「利用者情報」という。）について、漏えい、盗用等が生じないように、適切に管理しなければならない。
- 2 当会社および参加金融機関は、次に掲げる目的のために、利用者情報を利用する。
- 一 電子債権記録業または参加金融機関業務を実施するため
 - 二 でんさいの円滑な流通の確保のため
 - 三 参加金融機関の与信取引上の判断のため
 - 四 その他参加金融機関が定める目的のため
- 3 当会社および参加金融機関は、前項各号に掲げる目的の遂行に当たって、他の利用者等の第三者に利用者情報を提供する場合には、利用者の同意を得るものとする。
- 4 当会社および参加金融機関は、利用者情報の安全管理のために、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第 13 章 免責

(免責)

- 第 64 条 当会社または窓口金融機関が請求に関する書面または諸届出書類に使用された印影または署名を窓口金融機関に届け出た印鑑、署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱った場合には、その請求に関する書面または諸届出書類につき、偽造、変造、その他のいかなる事故があっても、そのために利用者には生じた損害については、当会社および窓口金融機関は責任を負わない。
- 2 窓口金融機関が、利用者の ID、パスワード等の本人確認のための情報が窓口金融機関に登録されたものと一致することを窓口金融機関所定の方法により確認し、相違ないと認めて取り扱った場合には、それらが盗用、不正使用、その他の事故により使用者が利用者本人でなかったときでも、そのために利用者には生じた損害については、当会社および窓口金融機関は責任を負わない。
- 3 第 19 条その他業務規程等にもとづく利用者の届出がされなかった場合または届出の内

容に誤りがあった場合には、そのために利用者にした損害については、当会社および参加金融機関は責任を負わない。

- 4 当会社および参加金融機関が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通等の通信手段の障害が生じた場合には、そのために利用者にした損害については、当会社または参加金融機関に故意または重大な過失があるときを除き、当会社および参加金融機関は責任を負わない。
- 5 当会社および参加金融機関が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当会社が受信または送信した情報に誤謬、遅延、欠落等が生じた場合には、そのために利用者にした損害については、当会社または参加金融機関に故意または重大な過失があるときを除き、法第 11 条に抵触しない限りにおいて、当会社および参加金融機関は責任を負わない。
- 6 当会社および参加金融機関は、公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴、不正アクセス等がされたことにより利用者の取引情報が漏えいした場合には、そのために利用者にした損害について責任を負わない。
- 7 当会社は、台風、洪水、大火、地震等の災害、事変、当会社もしくは参加金融機関の店舗における爆破、不法占拠、法令、当会社の責めに帰すことのできない行政官庁の処分または裁判所等公的機関の措置等の事由により参加金融機関または利用者にした損害について、責任を負わない。
- 8 当会社は、第 10 条、第 11 条第 5 項、第 22 条第 2 項、第 25 条第 3 項、第 28 条第 3 項、第 45 条、第 56 条および前各項ならびに法第 11 条および法第 14 条に規定する損害以外の当会社の業務に関して参加金融機関または利用者にした損害について、当会社に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負わない。

第 14 章 雑則

(規定の効力)

第 65 条 利用契約が解約または解除された後においても、第 10 条、第 11 条第 5 項、第 22 条第 2 項、第 25 条第 3 項、第 28 条第 3 項、第 45 条、第 56 条、前条および本条の規定は、当該利用契約に係る利用者になお有効に適用される。

(業務規程細則)

第 66 条 当会社は、この規程で定める事項のほか、当会社の利用に当たって必要な事項について、業務規程細則で定めることができる。

(改正)

第 67 条 この規程の改正は、取締役会の監督のもと代表執行役が行う。

- 2 前項の改正の効力は、法第 70 条に規定する主務大臣の認可を受けて、代表執行役が定める日から生ずる。
- 3 改正内容および改正日は、当会社および参加金融機関のホームページもしくは店頭で公表し、または利用者に通知するものとする。
- 4 改正日が到来した後（前項のホームページを閲覧することができない利用者については、前項の改正内容および改正日が店頭で公表され、または当該利用者に通知された後）、利用者が当会社を利用したときは、改正後の規程を承認したものとみなす。

(準拠法および合意管轄)

第 68 条 当会社、参加金融機関および利用者間の業務規程等に係る法律関係についての準拠法は、日本法とする。

- 2 当会社と参加金融機関または利用者との間で前項の法律関係に係る紛争が生じた場合

の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。ただし、当会社は、管轄が認められる国外の裁判所において参加金融機関または利用者に対し、訴訟を提起することを妨げられない。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、西暦2013年2月4日から施行する。

附 則 (西暦2014年1月1日改正)

(施行期日)

第1条 この規程は、西暦2014年1月1日から施行する。

附 則 (西暦2017年4月1日改正)

(施行期日)

第1条 この規程は、西暦2017年4月1日から施行する。

附 則 (西暦2019年7月8日改正)

(施行期日)

第1条 この規程は、西暦2019年7月8日から施行する。

株式会社全銀電子債権ネットワーク 業務規程細則

第1章 総則

(定義)

第1条 この細則において使用する用語は、電子記録債権法（平成19年法律第102号。以下「法」という。）および株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下「当会社」という。）が制定した業務規程において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 施行令 電子記録債権法施行令（平成20年政令第325号）をいう。
- 二 施行規則 電子記録債権法施行規則（平成20年内閣府・法務省令第4号）をいう。
- 三 規程 法第59条の規定により当会社が定めた業務規程をいう。
- 四 決済口座 参加金融機関が認めた債務者口座または債権者口座であって、利用者または利用者になろうとする者の名義であるものをいう。
- 五 届出相続人 相続人等の代表者として規程第17条第2項の規定により届け出た相続人等をいう。
- 六 債務者請求方式 規程第26条に規定する請求方式をいう。
- 七 債権者請求方式 規程第27条に規定する請求方式をいう。

(でんさいネットシステムの業務)

第2条 規程第2条第14号に規定する業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 参加金融機関の情報の管理に関する業務
- 二 利用者データベースの管理に関する業務
- 三 記録原簿の管理に関する業務
- 四 請求受付簿の管理に関する業務
- 五 支払不能情報の管理に関する業務

(利用者登録事項)

第3条 規程第2条第24号に規定する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法人である場合には名称または個人である場合には氏名
- 二 法人である場合には商業登記簿もしくは法人登記簿に登録された住所または個人の場合には住民票等に記載された住所
- 三 営業所所在地の住所
- 四 法人である場合には、代表者の氏名
- 五 法人である場合には設立年月日または個人である場合には生年月日
- 六 個人である利用者が死亡した場合には、届出相続人の氏名および住所
- 七 信託の受託者として利用するか否かの別
- 八 窓口担当者の氏名
- 九 通常連絡先および緊急連絡先の電話番号
- 十 決済口座の情報
- 十一 当会社の管理に必要な事項として次に掲げる事項
 - ① 業種区分
 - ② 企業区分

第2章 当会社の業務等

(業務時間および営業日等)

第4条 規程第5条に規定する業務時間は、午前9時から午後3時までの時間とする。

2 規程第5条に規定する営業日は、銀行営業日とする。

3 参加金融機関は、その判断により前二項の日時以外にも参加金融機関業務を行うことができる。

4 参加金融機関は、前項の規定により参加金融機関業務を行う場合には、当該参加金融機関業務の内容および日時を公表しなければならない。

第3章 利用者

(元利用者が当会社を利用することができる場合)

第5条 規程第11条第1項に規定する場合は、規程第15条または規程第16条に定めるところにより利用契約を解約し、または解除された元利用者が、次に掲げる請求をする場合に限る。この場合において、当該元利用者は、当該利用契約に係る窓口金融機関だった参加金融機関が定める手数料を支払い、当該参加金融機関を通じて、当会社に請求しなければならない。

一 規程第54条に定める支払不能通知または取引停止通知の有無および通知された支払不能情報の内容の照会に係る請求

二 規程第57条に定める債権記録に記録されている事項の開示に係る請求

三 規程第59条に定める記録請求に際して提供された情報の開示に係る請求

(決済口座の種別等)

第6条 規程第12条第1項第3号に掲げる種別は、普通預金口座もしくは普通貯金口座または当座預金口座もしくは当座貯金口座とする。

(利用者登録後の通知事項)

第7条 規程第13条第3項に規定する事項は、次に掲げる事項とする。

一 窓口金融機関が規程第26条第4項に定めるところにより、利用者が自らを電子記録権利者とする電子記録の請求に係る権限を付与する電子記録義務者を制限することを認める場合には、その旨

二 窓口金融機関が規程第27条第1項に定めるところにより、利用者に債権者請求方式による発生記録の請求を認める場合には、その旨

三 窓口金融機関が規程第27条第3項に定めるところにより、利用者が自らを電子記録義務者とする発生記録または保証記録の請求をすることができる者を制限することを認める場合には、その旨

四 窓口金融機関が第31条第2項に定めるところにより、利用者が信託財産の受託者として利用することを認める場合には、その旨

五 窓口金融機関が第33条第1項に定めるところにより、利用者が債務者請求方式による請求の予約をすることを認める場合には、その旨

六 窓口金融機関が第34条第1項に定めるところにより、利用者が債権者請求方式による請求の予約をすることを認める場合には、その旨

七 その他参加金融機関が定める事項

(当会社および窓口金融機関による利用契約の解除に係る通知)

第8条 規程第16条第2項に規定する当会社または窓口金融機関による利用契約の解除に

係る通知は、窓口金融機関が定めるところにより、窓口金融機関が行うものとする。

- 2 窓口金融機関は、前項の通知に規程第 16 条第 1 項各号に掲げる解除事由を記載し、または記録するものとする。

(死亡した利用者の地位を承継した旨の届出)

第 9 条 規程第 17 条第 2 項に規定する利用者の死亡により相続人等が利用者の地位を承継した旨の届出は、窓口金融機関が定めるところにより、届出相続人が他の相続人等全員の同意を証する届出書を提出することにより行うものとする。

- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 被相続人が死亡したことを証する書類
- 二 届出書に押印された印鑑（窓口金融機関に事前に届出がされたものを除く。）に係る印鑑証明書
- 三 その他当会社または窓口金融機関が指定する書類

- 3 届出相続人は、利用契約ごとに 1 名に限る。

- 4 第 1 項の届出を受けた窓口金融機関は、届出相続人について、規程第 13 条第 2 項の審査に準じた審査をするものとする。

(債務者利用停止措置の期間等)

第 10 条 規程第 18 条第 3 項に規定する期間は、次の各号に掲げる場合に依りて、当該各号に定める期間とする。

- 一 当会社または窓口金融機関が規程第 18 条第 1 項第 1 号に掲げる事由により債務者利用停止措置をする場合 規程第 49 条第 1 項に規定する取引停止処分期間
- 二 当会社または窓口金融機関が規程第 18 条第 1 項第 2 号に掲げる事由により債務者利用停止措置をする場合 債務者利用停止措置を受けた日から 2 年間
- 三 窓口金融機関が規程第 18 条第 1 項第 3 号に掲げる事由により債務者利用停止措置をする場合 当該窓口金融機関が定める期間

- 2 利用者は、前項各号に定める期間が経過した場合には、窓口金融機関が定めるところにより、窓口金融機関に対し、債権者利用限定特約の解除について申し出ることができる。

- 3 当会社および窓口金融機関は、利用者から前項の申出を受けた場合には、規程第 13 条第 2 項の審査に準じた審査をし、債権者利用限定特約を解除することができる。

(利用者登録事項の変更の届出等)

第 11 条 規程第 19 条第 1 項ただし書に規定する場合は、第 3 条第 10 号に掲げる事項について、次に掲げる事由により変更を行う場合とする。この場合において、窓口金融機関は、利用者に代わって規程第 19 条第 1 項の届出を行うものとする。

- 一 窓口金融機関の名称または統一金融機関コードの変更
- 二 窓口金融機関の支店名または統一店番号の変更
- 三 決済口座の取扱支店の変更（利用者の都合による場合を除く。）
- 四 前三号の変更に伴う決済口座の口座番号の変更

(破産手続開始決定等の届出)

第 12 条 規程第 20 条に規定する事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 25 条第 1 項による包括的禁止命令が発せられたこと
- 二 破産法第 28 条第 1 項の保全処分を命じられたこと
- 三 破産法第 91 条第 1 項の保全管理命令が発せられたこと
- 四 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 540 条第 2 項の保全処分を命じられたこと

- 五 会社法第 825 条第 1 項の保全処分を命じられたこと
- 六 会社法第 500 条第 1 項または第 661 条第 1 項もしくは有限責任事業組合契約に関する法律（平成 17 年法律第 40 号）第 47 条第 1 項の清算手続による弁済が禁止されたこと
- 七 会社法第 514 条の特別清算手続開始の命令が発せられたこと
- 八 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 25 条第 1 項の包括的禁止命令が発せられたこと
- 九 会社更生法第 28 条第 1 項の保全処分を命じられたこと
- 十 会社更生法第 30 条第 1 項の保全管理命令が発せられたこと
- 十一 会社更生法第 35 条第 1 項の監督命令が発せられたこと
- 十二 会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定がされたこと
- 十三 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 27 条第 1 項の包括的禁止命令が発せられたこと
- 十四 民事再生法第 30 条第 1 項の保全処分を命じられたこと
- 十五 民事再生法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定がされたこと
- 十六 民事再生法第 54 条第 1 項の監督命令が発せられたこと
- 十七 民事再生法第 79 条第 1 項の保全管理命令が発せられたこと
- 十八 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成 12 年法律第 129 号）第 26 条第 1 項の処分がされたこと

第 4 章 電子記録通則

（電子記録の請求の制限事由）

- 第 13 条 規程第 22 条第 1 項第 5 号に規定する事由は、前条第 1 号から第 7 号までに掲げる事由とする。
- 2 規程第 22 条第 1 項第 7 号に規定する事由は、前条第 8 号から第 11 号までおよび第 13 号から第 18 号までに掲げる事由とする。

（利用者の申出による利用制限措置）

- 第 14 条 規程第 22 条第 1 項第 9 号に規定する申出は、窓口金融機関が定めるところにより、利用者が窓口金融機関に対し、行うものとする。
- 2 利用者は、規程第 22 条第 1 項第 9 号に規定する電子記録の請求制限に係る措置の解除を希望する場合には、窓口金融機関が定めるところにより、その旨窓口金融機関に申し出ることができる。
- 3 窓口金融機関は、前項の申出を受け付けた場合には、所定の審査を行い、規程第 22 条第 1 項第 9 号の電子記録の請求制限に係る措置を解除することができる。
- 4 窓口金融機関は、前三項の規定にかかわらず、規程第 22 条第 1 項第 9 号に規定する申出を受け付けないことができる。

（電子記録の通知の方法等）

- 第 15 条 規程第 25 条第 2 項に規定する利用者は、次の各号に掲げる電子記録に応じて、当該各号に定める利用者とする。
- 一 発生記録 債権者請求方式による場合には債務者および債権者または債務者請求方式による場合には債権者
 - 二 譲渡記録 譲受人

- 三 口座間送金決済以外の支払等による支払等記録 支払等をした者が請求する場合には債権者および支払等をした者または債権者が請求する場合には支払等をした者
 - 四 保証記録 債権者
 - 五 変更記録（規程第 34 条第 1 項各号で定める事項に係る変更記録を除く。） 当該変更記録について電子記録上の利害関係を有する利用者
 - 六 強制執行等の記録 債権者および債務者
- 2 規程第 25 条第 2 項ただし書きに規定する電子記録、通知方法、通知内容および利用者は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 電子記録 第 32 条の 3 に定める変更記録
 - 二 通知方法 書面もしくは電子ファイルの送付による方法
 - 三 通知内容 特定記録機関変更記録および第 32 条の 3 に定める変更記録が記録された旨
 - 四 利用者 債権者および債務者

（電子記録等の通知の特則）

第 16 条 規程第 29 条に規定する通知は、次に掲げる通知とする。

- 一 第 33 条第 1 項および第 3 項に規定する通知
 - 二 第 34 条第 1 項、第 3 項および第 5 項に規定する通知
- 2 規程第 29 条第 1 項第 4 号に規定する場合は、窓口金融機関が、利用者が規程第 25 条および規程第 27 条に規定する通知を第 32 条の 4 に規定する通知であると誤認するおそれがあると認めた場合とする。

第 5 章 電子記録の請求および記録に関する事項

（発生記録の請求の方法等）

第 17 条 規程第 30 条第 1 項に規定する発生記録の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。

- 2 発生記録の請求は、規程第 26 条または規程第 27 条に定める方式によりしなければならない。
- 3 当会社および窓口金融機関は、規程第 30 条第 1 項第 3 号、第 4 号および第 6 号に掲げる事項については、利用者登録事項として利用者データベースに記録されている事項が提供されたものとして取り扱うものとする。この場合において、同項第 3 号および第 4 号に掲げる債権者の住所および債務者の住所は、それぞれの者の利用者登録事項として第 3 条第 3 号に掲げる住所とする。
- 4 規程第 30 条第 1 項第 9 号に掲げる電子記録の日は、発生記録の請求の日からその 1 か月後の応当日までの日でなければならない。
- 5 発生記録の請求において、規程第 30 条第 1 項第 9 号に掲げる電子記録の日が指定された場合には、第 33 条または第 34 条の規定を適用する。
- 6 規程第 30 条第 1 項第 10 号に規定する事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 債権者および債務者の利用者番号
 - 二 債権者が法人である場合には、代表者の氏名
 - 三 債務者が法人である場合には、代表者の氏名
- 7 規程第 30 条第 2 項第 1 号に規定する範囲は、1 万円以上 100 億円未満とする。
- 8 規程第 30 条第 2 項第 2 号に規定する期間は、当該請求の日（規程第 30 条第 1 項第 9 号に掲げる電子記録の日が指定された場合には、当該電子記録の日）から起算して 7 銀

行営業日を経過した日から10年後の応当日までの日とする。

9 規程第30条第2項第7号に規定する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 債権金額を日本円以外の通貨とする旨
- 二 支払方法を分割払いとする旨
- 三 保証記録をしないこととする旨
- 四 分割記録をしないこととする旨
- 五 利用者以外の者を債権者または債務者とする旨
- 六 その他でんさいネットシステムの運用に支障を生ずる事項

10 規程第30条第3項第5号に規定する事項は、第6項第2号および第3号に掲げる事項とする。

(発生記録の請求に係る請求受付簿への登録事項)

第18条 当社は、発生記録の請求を受け付けた場合には、次に掲げる事項を請求受付簿に登録する。

- 一 請求を受け付けた年月日
- 二 規程第30条第1項第1号から第9号までに掲げる事項
- 三 前条第6項第2号および第3号に掲げる事項

(譲渡記録の請求の方法等)

第19条 規程第31条第1項に規定する譲渡記録の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。

2 譲渡記録の請求は、規程第26条に定める方式によりしなければならない。

3 当社は、次の期間は、譲渡記録の請求を受け付けない。

- 一 支払期日の6銀行営業日前から、支払期日から起算して3銀行営業日を経過する日までの間
- 二 規程第50条第4項で規定する異議申立の効力が生じた時から異議申立の手続が終了するまでの間

4 当社および窓口金融機関は、規程第31条第1項第3号から第6号までに掲げる事項については、利用者登録事項として利用者データベースに登録されている事項が提供されたものとして取り扱うものとする。この場合において、同項第3号に掲げる電子記録義務者の相続人等である譲渡人の住所または第4号に掲げる譲受人の住所は、それぞれの者の利用者登録事項として第3条第6号または第3号に掲げる住所とする。

5 規程第31条第1項第7号に掲げる年月日は、請求の日から1か月を経過する日までの日（支払期日の6銀行営業日前以後を除く。）でなければならない。

6 譲渡記録の請求において、規程第31条第1項第7号に掲げる電子記録の日が指定された場合には、第33条の規定を適用する。

7 規程第31条第1項第8号に規定する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 譲渡人が電子記録義務者の相続人等である場合には当該電子記録義務者の利用者番号、氏名および住所（第3条第3号に掲げる住所とする。）
- 二 譲受人の利用者番号
- 三 譲受人が法人である場合には、代表者の氏名

8 規程第31条第3項第2号に規定する事項は、利用者以外の者を譲渡人または譲受人とする旨とする。

9 規程第31条第5項第3号に規定する事項は、第7項第1号（利用者番号を除く。）および第3号に掲げる事項とする。

(譲渡記録の請求に係る請求受付簿への登録事項)

第 20 条 当社は、譲渡記録の請求を受け付けた場合には、次に掲げる事項を請求受付簿に登録する。

- 一 請求を受け付けた年月日
- 二 規程第 31 条第 1 項第 1 号から第 7 号までに掲げる事項
- 三 前条第 7 項第 1 号（利用者番号を除く。）および第 3 号に掲げる事項

（支払等記録の請求の方法等）

第 21 条 規程第 32 条第 2 項に規定する支払等記録の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。

- 2 規程第 32 条第 1 項第 3 号に掲げる利用者が、支払等記録の請求をする場合には、規程第 27 条第 3 項から第 5 項までの規定中「電子記録義務者」を「第 32 条第 1 項第 1 号および第 2 号に掲げる利用者」に読み替えて、それらの規定を準用する。
- 3 当社は、次の期間は、支払等記録の請求を受け付けない。
 - 一 支払期日の 2 銀行営業日前（規程第 32 条第 1 項第 3 号に規定する者については 6 銀行営業日前）の日から当社が支払不能事由の通知を受けた時までの間
 - 二 規程第 50 条第 4 項で規定する異議申立の効力が生じた時から異議申立の手続が終了するまでの間
- 4 当社および窓口金融機関は、規程第 32 条第 2 項第 4 号および第 6 号に掲げる事項については、利用者登録事項として利用者データベースに登録されている事項が提供されたものとして取り扱うものとする。この場合において、同項第 4 号および第 6 号に掲げる支払等をした者の住所および支払等を受けた債権者の住所は、それぞれの者の利用者登録事項として第 3 条第 3 号に掲げる住所とする。
- 5 規程第 32 条第 2 項第 7 号に規定する事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 支払等をした者および支払等を受けた債権者の利用者番号
 - 二 支払等をした者が法人である場合には、代表者の氏名
 - 三 支払等を受けた債権者が法人である場合には、代表者の氏名
- 6 規程第 32 条第 3 項第 3 号に規定する事項は、前項第 2 号および第 3 号に掲げる事項とする。

（支払等記録の請求に係る請求受付簿への登録事項）

第 22 条 当社は、支払等記録の請求を受け付けた場合には、次に掲げる事項を請求受付簿に登録する。

- 一 請求を受け付けた年月日
- 二 規程第 32 条第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項
- 三 前条第 5 項第 2 号および第 3 号に掲げる事項

（変更記録の請求の方法等）

第 23 条 規程第 33 条第 3 項に規定する変更記録の請求は、この条に規定するところによりなければならない。

- 2 当社は、支払期日の 6 銀行営業日前（次項に定める方式で請求する場合には 2 銀行営業日前）の日から、次に掲げる事項についての前項の請求を受け付けない。
 - 一 債権金額
 - 二 支払期日
 - 三 規程第 30 条第 1 項第 8 号に掲げる事項
 - 四 発生記録（発生記録に伴う信託の電子記録がされている場合には、発生記録および信託の電子記録）を削除する旨
- 3 第 1 項の請求は、変更記録について利害関係を有する利用者の代表者が、利害関係を

有する他の利用者の請求書および当該請求書に押印された印鑑（窓口金融機関に事前に届出がされたものを除く。）に係る印鑑証明書すべて（以下「請求書等」という。）を取りまとめたうえで自らの窓口金融機関を通じて当会社に提出してしなければならない。この場合において、当該請求は、当会社が窓口金融機関から請求書等を受領した時に、その効力を生ずる。

- 4 前項の規定にかかわらず、発生記録もしくは発生記録に伴う信託の電子記録以外の電子記録または第33条に規定する請求の予約がされていないでんさいに係る第2項各号に掲げる事項についての変更記録の請求は、債権者（信託の電子記録を削除する旨の請求においては受託者）または債務者の双方がそれぞれの窓口金融機関が定めるところによりすることができる。この場合において、規程第27条第3項から第5項までの規定中「電子記録義務者」を「請求の相手方」に読み替えて、それらの規定を準用する。
- 5 前二項の規定にかかわらず、規程第26条第2項の電子記録権利者である利用者は、窓口金融機関が定めるところにより、同項に規定する電子記録を削除する旨の変更記録の請求をすることができる。

（変更記録の請求に係る請求受付簿への登録事項）

第24条 当社は、前条第1項の変更記録の請求を受け付けた場合には、次に掲げる事項を請求受付簿に登録する。

- 一 請求を受け付けた年月日
- 二 規程第33条第3項第1号から第4号までに掲げる事項

（単独請求による変更記録の請求の方法等）

第25条 規程第34条第1項に規定する変更記録の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。

- 2 前項の請求は、窓口金融機関が定めるところによりしなければならない。
- 3 規程第34条第2項に規定する場合は、第11条に規定する場合とする。
- 4 規程第34条第2項に規定するでんさいは、次のすべてを満たすでんさいとする。
 - 一 発生記録を削除する旨の変更記録または債務者を支払等をした者とする支払等記録がされていないでんさい
 - 二 規程第19条第1項または第3項の届出がされた利用契約に係るでんさい
- 5 規程第34条第3項に規定する変更記録の請求は、同項に規定する債権者が施行令第8条に規定する仮処分の債権者であることを証する書類を添付した請求書によりしなければならない。

（単独請求による変更記録の請求に係る請求受付簿への登録事項）

第26条 当社は、前条第2項または第5項に規定する変更記録の請求を受け付けた場合には、次に掲げる事項を請求受付簿に登録する。

- 一 請求を受け付けた年月日
- 二 規程第34条第1項各号に掲げる事項

（保証記録の請求の方法等）

第27条 規程第35条第1項に規定する保証記録の請求は、この条に規定するところによりなければならない。

- 2 次の各号に掲げる保証記録の請求は、当該各号に定める方式によりしなければならない。
 - 一 譲渡保証記録 債務者請求方式
 - 二 単独保証記録 債権者請求方式
- 3 当社は、次の期間は、保証記録の請求を受け付けない。

- 一 支払期日の 6 銀行営業日前の日から支払期日から起算して 3 銀行営業日を経過する日までの間
- 二 規程第 50 条第 4 項で規定する異議申立の効力が生じた時から異議申立の手続が終了するまでの間
- 4 保証記録の請求において、規程第 35 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに掲げる事項については、利用者登録事項として利用者データベースに記録されている事項が提供されたものとして取り扱うものとする。この場合において、同項第 3 号および第 4 号に掲げる電子記録保証人の住所および主たる債務者の住所は、それぞれの者の利用者登録事項として第 3 条第 3 号に掲げる住所とする。
- 5 規程第 35 条第 1 項第 6 号に規定する事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 電子記録保証人および主たる債務者の利用者番号
 - 二 電子記録保証人が法人である場合には、代表者の氏名
 - 三 主たる債務者が法人である場合には、代表者の氏名
- 6 規程第 35 条第 2 項第 2 号に規定する事項は、利用者以外の者を電子記録保証人とする旨とする。
- 7 規程第 35 条第 4 項第 3 号に規定する事項は、第 5 項第 2 号および第 3 号に掲げる事項とする。

(保証記録の請求に係る請求受付簿への登録事項)

第 28 条 当社は、保証記録の請求を受け付けた場合には、次に掲げる事項を請求受付簿に登録する。

- 一 請求を受け付けた年月日
- 二 規程第 35 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる事項
- 三 前条第 5 項第 2 号および第 3 号に掲げる事項

(分割記録の請求の方法等)

第 29 条 規程第 36 条第 3 項に規定する分割記録の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。

- 2 当社は、次の期間は、分割記録の請求を受け付けない。
 - 一 支払期日の 6 銀行営業日前の日以後
 - 二 支払等記録がされた日以後
- 3 規程第 36 条第 2 項に規定する場合は、規程第 38 条に規定する書類の送達を受けた場合において、強制執行等の金額が強制執行等の記録をするでんさいの債権金額に満たない場合とする。この場合において、当社は、債権者から当該強制執行等の対象となるでんさいの債権金額から強制執行等の金額を控除した金額を規程第 36 条第 3 項第 3 号の金額とする分割記録の請求がされたものとみなし、前項の規定を適用しない。
- 4 規程第 36 条第 4 項第 1 号に規定する範囲は、1 万円以上 100 億円未満とする。ただし、同条第 2 項に規定する場合には、この限りでない。
- 5 規程第 36 条第 4 項第 2 号に規定する事項は、同条第 3 項第 3 号に掲げる金額を原債権記録の債権金額以上の金額とする旨とする。
- 6 規程第 36 条第 5 項第 8 号に規定する事項は、債権者が法人である場合には、代表者の氏名とする。

(分割記録の請求に係る請求受付簿への登録事項)

第 30 条 当社は、分割記録の請求を受け付けた場合には、次に掲げる事項を請求受付簿に登録する。

- 一 請求を受け付けた年月日

二 規程第 36 条第 3 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項

(信託の電子記録の請求の方法等)

第 31 条 規程第 37 条第 1 項に規定する信託の電子記録の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。

2 規程第 37 条第 1 項に規定する利用者は、信託業法（平成 16 年法律第 154 号）にもとづく信託業の免許または金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和 18 年法律第 43 号）にもとづく認可のいずれかを得た者であって、予め信託財産の受託者として利用することについて窓口金融機関が認めた利用者とする。

3 当社は、規程第 37 条第 2 項または第 3 項に規定する信託の電子記録の請求または信託の電子記録を削除する旨の変更記録と併せてする他の記録請求を受け付けない間、信託の電子記録の請求を受け付けない。

4 規程第 37 条第 4 項に規定する請求は、信託財産の受託者である利用者が当該信託財産の受益者全員または信託管理人の請求に係る書面のすべてを取りまとめたうえで、自らの窓口金融機関を通じて当社に提出してしなければならない。

5 前項に規定する利用者は、前項の請求について、一切の責任を負うものとする。

(信託の電子記録の請求に係る請求受付簿への登録事項)

第 32 条 当社は、信託の電子記録の請求を受け付けた場合には、次に掲げる事項を請求受付簿に登録する。

一 請求を受け付けた年月日

二 規程第 37 条第 5 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項

(特定記録機関変更記録)

第 32 条の 2 規程第 37 条の 2 第 1 項に規定する特定記録機関変更記録の請求または承諾および記録に関する事項については、この条の規定するところによる。

2 利用者は、特定記録機関変更記録の請求または承諾をすることができる。

3 特定記録機関変更記録を請求または承諾した利用者は、当社および窓口金融機関が認めた場合、特定記録機関変更記録の請求または承諾を取り消すことができる。

4 利用者は、特定記録機関変更記録を請求または承諾する場合、提携記録機関が定めるところにより、次に掲げる事項についての情報を、提携記録機関を通じて当社に通知しなければならない。

一 債権者の利用者番号

二 債務者の利用者番号

三 債権者の氏名または名称および商業登記簿もしくは法人登記簿に登録された住所または住民票等に記載された住所

四 債務者の氏名または名称および商業登記簿もしくは法人登記簿に登録された住所または住民票等に記載された住所

五 債権者の決済口座の情報

六 債務者の決済口座の情報

七 特定記録機関変更記録の電子記録の日として指定する年月日

5 前項第 5 号の決済口座は、利用者が債権者請求方式による発生記録の請求をすることができる旨を内容とする窓口金融機関との利用契約で定められた決済口座でなければならない。

6 第 4 項第 6 号の決済口座は、利用者が債権者請求方式による発生記録の請求をすることができる旨を内容とする第 4 項の提携記録機関所定の窓口金融機関との利用契約で定

められた決済口座でなければならない。

- 7 第4項第7号の年月日は、支払期日の8銀行営業日前以前の日で第4項の提携記録機関が定める日を指定することができる。
- 8 利用者は、次に掲げる場合には、特定記録機関変更記録を請求することができない。
 - 一 記録機関変更記録をすることができない場合
 - 二 債権金額が日本円以外の通貨である場合
 - 三 債権金額が1万円未満または100億円以上である場合
 - 四 債務者または債権者が2人以上である場合
 - 五 支払方法が分割払いである場合
 - 六 発生記録に記録されている債権者以外の者が債権者である場合
 - 七 発生記録に記録されている債務者以外の者が債務者（電子記録保証人を含む）である場合
 - 八 銀行営業日以外の日が支払期日である場合
 - 九 支払等記録、質権設定記録、分割記録、記録機関変更記録、信託の電子記録、強制執行等の電子記録がされている場合
 - 十 発生記録に記録されている債務者が、規程第27条第3項の規定により電子記録の請求をすることができる電子記録権利者を制限している場合において、発生記録に記録されている債権者を、当該電子記録権利者としていない場合
 - 十一 発生記録に記録されている債務者が、規程第22条第1項の定めるところにより、自らを債務者とする発生記録の請求が制限されている場合
 - 十二 発生記録に記録されている債権者が、規程第22条第1項の定めるところにより、自らを債権者とする発生記録の請求が制限されている場合
 - 十三 その他第4項の提携記録機関が定める場合
- 9 当社は、提携記録機関からの法第47条の3第5項の規定による通知を受けた場合には、第4項第7号の年月日以後遅滞なく、法第47条の5第2項に掲げる事項を記録原簿に記録する。

- 10 当社は、提携記録機関から当該提携記録機関において特定記録機関変更記録の請求がされている電子記録債権が強制執行等の対象となった旨の通知を受け付けた場合には、特定記録機関変更記録の請求が取り消されたものとして取り扱うものとする。

（変更後債権記録に対する変更記録）

- 第32条の3 当社は、利用者が特定記録機関変更記録を請求または承諾した場合には、当該特定記録機関変更記録に係る変更後債権記録について、次に掲げる変更記録の請求が併せてされたものとして取り扱う。

一 変更後債権記録の法第16条第2項各号に掲げる事項を、次に掲げる内容に変更する変更記録

- ① 銀行営業日以外の日を支払期日として提供した場合には、その翌銀行営業日を支払期日として提供したものとみなす旨
- ② 口座間送金決済により支払をする（規程第40条第2項第1号①および②に掲げる場合を除く。）旨
- ③ 分割記録の請求をする場合には、第29条第3項で定める場合を除き、分割債権記録に記録されるでんさいについての譲渡記録の請求を併せてしなければならない旨
- ④ 質権設定記録および特定記録機関変更記録以外の記録機関変更記録をしない旨
- ⑤ 参加金融機関以外の者が債権者である場合において、譲受人を参加金融機関以外

の者とする譲渡記録を制限する旨

- 二 変更後債権記録の債権者および債務者の氏名または名称（債権者または債務者が法人である場合には、これらの代表者の氏名を含む。）および住所ならびにその決済用の預金口座または貯金口座を、利用者データベースに記録されている利用者登録事項の内容（決済用の預金口座または貯金口座については、前条第4項第5号または第6号の決済口座に係るものとする。）に変更する変更記録
- 2 前項第2号の変更記録の電子記録の日の前日までに、利用者データベースに記録されている利用者登録事項が変更された場合には、同号に規定する利用者登録事項の内容は、当該変更後の内容とする。

（開示内容の記録および通知）

- 第32条の4** 当社は、前条第1項の変更記録後、遅滞なく当該変更記録により変更されたでんさいの内容を開示するために、発生記録の請求に際して提供された情報の開示と同じ様式を用いて記録する。
- 2 当社は、前項に定める記録をした場合、窓口金融機関を通じて変更後債権記録の債務者に対し、当該記録の内容を、規程第27条第3項に定める請求内容の通知と同じ様式を用いて、電子記録名を発生記録という文字を表示して通知することができる。
 - 3 当社は、前条に定める変更記録をした場合、窓口金融機関を通じて変更後債権記録の債権者および債務者に対し、当該変更記録により変更されたでんさいの内容を、規程第25条第2項に定める通知と同じ様式を用いて、電子記録名を発生記録という文字を表示して通知することができる。

（債務者請求方式における請求の予約）

- 第33条** 電子記録義務者による次に掲げる電子記録の請求において、電子記録義務者の窓口金融機関が認めた場合であって、規程第30条第1項第9号または規程第31条第1項第7号に掲げる電子記録の日が指定されたときには、当社は、遅滞なく、当該記録の電子記録権利者の窓口金融機関を通じて当該請求の内容を当該電子記録権利者に通知する。
- 一 発生記録
 - 二 譲渡記録
- 2 前項の請求をした電子記録義務者および同項の通知を受けた電子記録権利者は、次に掲げる場合を除き、同項の請求において指定された電子記録の日の前日（窓口金融機関と利用者間で電子記録の日の前日より前の日を定めた場合にはその日）まで、当該請求を取り消すことができる。
 - 一 発生記録の請求の予約に係る電子記録権利者により譲渡記録の請求の予約がされている場合において、当該発生記録の請求の予約を取り消す場合
 - 二 譲渡保証記録と併せてする譲渡記録の請求の予約がされている場合において、当該譲渡記録の請求の予約のみを取り消す場合
 - 3 当社は、前項の規定により電子記録義務者または電子記録権利者が第1項の請求を取り消した場合には、当該請求に係る電子記録権利者または電子記録義務者の窓口金融機関を通じて当該電子記録権利者または電子記録義務者に対し、その旨通知する。
 - 4 第1項に規定する通知をする利用者および通知の内容は、規程第25条の規定に従う。
 - 5 当社は、第1項の請求の予約をした電子記録義務者または同項の通知を受けた電子記録権利者が、指定された電子記録の日において、規程第22条第1項ただし書の規定により、当該請求をすることができなくなった場合には、第2項の期間内であっても、第1項の請求の予約が取り消されたものとして取り扱うものとする。

(債権者請求方式における請求の予約)

- 第 34 条** 電子記録権利者による発生記録の請求において、電子記録権利者の窓口金融機関が認めた場合であって、規程第 30 条第 1 項第 9 号に掲げる電子記録の日が指定されたときには、当社は、遅滞なく、当該発生記録の電子記録義務者の窓口金融機関を通じて当該請求の内容を当該電子記録義務者に通知する。
- 2 前項の請求をした電子記録権利者は、同項の請求において指定された電子記録の日の前日（窓口金融機関と利用者間で電子記録の日の前日より前の日を定めた場合にはその日）まで、当該請求を取り消すことができる。ただし、同項の通知を受けた電子記録義務者が、当該期間内に指定された電子記録の日に当該通知に係る発生記録を請求する旨通知した場合もしくは請求しない旨を通知した場合には、この限りでない。
 - 3 当社は、前項の規定により電子記録権利者が第 1 項の請求を取り消した場合には、当該請求に係る電子記録義務者の窓口金融機関を通じて当該電子記録義務者に対し、その旨通知する。
 - 4 第 1 項の通知を受けた電子記録義務者は、同項の請求において指定された電子記録の日から起算して 5 銀行営業日を経過する日まで、当社に対し、当該通知に係る発生記録の請求をすることができる。
 - 5 第 1 項の通知を受けた電子記録義務者が、当社に対し、前項に規定する期間内に同項の請求をしなかった場合および当該期間内に請求しない旨を通知した場合には、第 1 項の請求は、その効力を失う。この場合において、当社は、遅滞なく、窓口金融機関を通じて電子記録義務者および電子記録権利者に対し、その旨を通知する。
 - 6 第 1 項に規定する通知をする利用者および通知の内容は、規程第 25 条の規定に従う。
 - 7 当社は、第 1 項の請求をした電子記録権利者または同項の通知を受けた電子記録義務者が、指定された電子記録の日において、規程第 22 条第 1 項ただし書の規定により、当該請求をすることができなくなった場合には、第 2 項の期間内であっても、第 1 項の請求が取り消されたものとして取り扱うものとする。

第 6 章 電子記録雑則

(強制執行等の記録の記録事項等)

- 第 35 条** 規程第 38 条に規定する書類の送達を受けた場合の取扱いは、この条に規定するところによる。
- 2 当社は、規程第 38 条に規定する書類の送達を受けた場合には、当該書類に従い、遅滞なく、次に掲げる事項を記録原簿に記録する。
 - 一 当該強制執行等の記録がされることになる債権記録の記録番号
 - 二 強制執行等の内容
 - 三 強制執行等の原因
 - 四 施行令第 6 条第 4 号に規定する債権者がある場合には、債権者の氏名または名称および住所
 - 五 前号の債権者が法人である場合には、代表者名
 - 六 差押債務者の氏名または名称および住所
 - 七 差押債務者が法人である場合には、代表者名
 - 八 電子記録の年月日
 - 3 強制執行等の記録において、前項第 4 号に掲げる債権者が利用者である場合にあっては、当社は、同号および同項第 5 号に掲げる事項については、利用者登録事項として

利用者データベースに記録されている事項を記録する。この場合において、同項第 4 号に掲げる債権者の住所は、利用者登録事項として第 3 条第 3 号に掲げる住所とすることができる。

- 4 強制執行等の記録において、第 2 項第 6 号および第 7 号に掲げる事項については、当社は、利用者登録事項として利用者データベースに記録されている事項が提供されたものとして取り扱うものとする。この場合において、同項第 6 号に掲げる差押債務者の住所は、利用者登録事項として第 3 条第 3 号に掲げる住所とする。
- 5 当社は、規程第 38 条に規定する書類の送達を受けた場合には、当該送達に係る強制執行等に反する記録の請求を受け付けないものとする。ただし、法令または最高裁判所規則の規定により請求することができる場合は、この限りでない。
- 6 当社は、強制執行等の記録をした後、当該強制執行等の記録に係る強制執行等の手続が終了し、その旨の書類の送達を受けた場合には、遅滞なく、当該強制執行等の記録を削除する旨の変更記録をする。
- 7 第 5 項ただし書に規定する請求により、当社が支払等記録をした場合には、当社は直ちにその旨を法令の定めるところにより官公署に届け出るものとする。
- 8 第 33 条または前条の請求の予約がされているでんさいが強制執行等の対象となった場合には、当該請求の予約は、取り消されたものとみなす。ただし、当該請求の予約において指定された電子記録の日より前に強制執行等の停止または執行処分の取消しがされた場合は、この限りでない。

(電子記録の訂正および回復)

第 36 条 規程第 39 条第 1 項に規定する場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 電子記録の請求に当たって当社に提供された情報の内容と異なる内容の記録がされている場合
 - 二 請求がなければすることができない電子記録が、請求がないのにされている場合
 - 三 当社が自らの権限により記録すべき記録事項について、記録すべき内容と異なる内容の記録がされている場合
 - 四 当社が自らの権限により記録すべき記録事項について、その記録がされていない場合（一の電子記録の記録事項の全部が記録されていない場合を除く。）
- 2 当社は、規程第 39 条第 1 項または第 2 項の規定により電子記録の訂正または回復をする場合には、当該訂正または回復後の電子記録の内容と矛盾する電子記録について、電子記録の訂正をする。
 - 3 当社は、規程第 39 条第 1 項または第 2 項の規定により電子記録の訂正または回復をした場合には、遅滞なく、電子記録権利者および電子記録義務者（電子記録権利者および電子記録義務者がいない場合にあつては、債権者）の窓口金融機関を通じて、当該訂正または回復の内容をそれらの者に対し、書面により通知する。
 - 4 前項の通知は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 423 条その他の法令の規定により他人に代わって電子記録の請求をした利用者にも行うものとする。ただし、その利用者が 2 人以上ある場合には、当社は、その 1 人のみに対し、通知することができる。
 - 5 窓口金融機関は、電子記録を訂正または回復すべき事由があることを知った場合には、直ちに、当社に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、規程第 39 条第 1 項（同条第 2 項後段の規定により準用する場合を含む。）の第三者がある場合には、窓口金融機関は、当該第三者の承諾書および当該承諾書に押印された印鑑（窓口金融機関に事前に届出がされたものを除く。）に係る印鑑証明書を添付した書面を当社に提出しなければならない。

- 6 利用者は、自己の請求に係る電子記録について、電子記録を訂正または回復すべき事由があることを知った場合には、直ちに窓口金融機関に対し、窓口金融機関の定めるところにより、その旨通知しなければならない。
- 7 当会社および窓口金融機関は、電子記録を訂正または回復すべき事由に係る調査のため合理的に必要と認められる期間内に訂正または回復を行わなかったことにより生じた損害について、責任を負わないものとする。

第7章 でんさいの決済

(決済情報の提供の方法等)

- 第37条** 当会社は、決済情報を、当会社所定の方法により、債務者の窓口金融機関に対し、支払期日の2銀行営業日前の日に通知する。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合のいずれかに該当するでんさいについては、当会社は、債務者の窓口金融機関に対し、決済情報を通知しない。
 - 一 支払等記録がされている場合
 - 二 強制執行等の記録がされている場合
 - 三 当会社または窓口金融機関が規程第7条の業務委託契約を解除した場合
 - 四 その他前三号に準ずる場合
 - 3 決済情報として通知する債務者口座および債権者口座は、当会社が当該決済情報を通知する時にでんさいに記録されている債務者口座および債権者口座とする。ただし、当会社が、当該通知前に、当該通知の日から当該でんさいの支払期日までの間を電子記録の日とする債務者口座または債権者口座を変更する旨の変更記録の請求を受け付けている場合は、変更後の債務者口座または債権者口座を決済情報として通知することができる。
 - 4 利用者は、当会社が決済情報として通知する債務者口座および債権者口座について異議を申し立てないものとする。

(決済情報の通知前に支払等記録がされていないでんさいの取扱い)

- 第38条** 当会社が決済情報を通知する前に、当該通知に係るでんさいに支払等記録がされなかった場合には、当会社および参加金融機関は、規程第8章および本章において、当該でんさいに係る口座間送金決済以外の支払がされなかったものとして取り扱うこととし、利用者はこれに異議を申し立てないものとする。

(口座間送金決済の方法)

- 第39条** 規程第42条に規定する振込による口座間送金決済は、この条に規定するところにより行うものとする。
- 2 決済情報の通知を受けた債務者の窓口金融機関は、当該通知に係るでんさいの支払期日までに、決済情報に債務者口座として記載された決済口座（当該通知が発せられた後に当該通知に係るでんさいの債務者口座を変更する旨の変更記録がされ、かつ、当該通知に記載された債務者口座が解約等の事由により存在しない場合は、変更後の債務者口座）から、債権金額の引き落としをする。ただし、同一の日に当該でんさい以外の引き落としがある場合には、当該窓口金融機関が定める順序により引き落としをするものとする。
 - 3 債務者の窓口金融機関は、債権者の窓口金融機関に対し、支払期日に振込通知を発信し、債権者の窓口金融機関は、当該振込通知に表示された債権者口座（決済情報の通知が発せられた後に当該通知に係るでんさいの債権者口座を変更する旨の変更記録がされ、

かつ、当該通知に記載された債権者口座が解約等の事由により存在しない場合は、変更後の債権者口座)に払い込むものとする。

- 4 利用者は、前二項で規定する窓口金融機関の口座間送金決済の取扱いについて異議を申し立てないものとする。

(口座間送金決済の特例)

第 40 条 規程第 42 条ただし書で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 口座間送金決済をしようとするでんさいについて、債務者口座から債権金額の引き落としができなかった場合
 - 二 口座間送金決済をしようとするでんさいについて、当社が規程第 38 条に規定する書類の送達を受けた場合
 - 三 債務者が死亡した場合
 - 四 債権者に関して破産手続開始の決定がされた場合または更生手続開始の決定がされた場合
 - 五 債務者に関して破産手続開始の決定がされた場合または第 12 条各号に掲げる事由に該当する場合
- 2 債務者の窓口金融機関は、前項各号に掲げる場合には、振込通知を発信したこと、または発信しなかったことにより、利用者に生じた損害について責任を負わない。

(強制執行等の命令の送達を受けた場合の取扱い)

第 41 条 前条第 1 項第 2 号に掲げる場合の口座間送金決済の中止は、この条に規定するところにより取り扱うものとする。

- 2 決済情報の通知をしたでんさいについて、第 29 条第 3 項の規定により分割記録をした場合には、当該分割記録の原債権記録および分割債権記録について、窓口金融機関は口座間送金決済をしないことができる。
- 3 利用者は、規程第 38 条に規定する書類の送達を受けた場合には、速やかにその旨および送達を受けた日を窓口金融機関に申し出て、口座間送金決済を中止するでんさいを特定しなければならない。
- 4 当社および債務者の窓口金融機関は、利用者から前項に規定する申出を受けた場合には、次条第 2 項の申出がされたものとして取り扱う。
- 5 当社および債権者または債務者の窓口金融機関は、利用者が第 3 項の規定に違反した場合には、強制執行等の対象であるでんさいに関して当該債権者または債務者に生じた損害について、責任を負わない。

(債権者または債務者からの口座間送金決済の中止の申出)

第 42 条 規程第 44 条第 2 号に掲げる場合の口座間送金決済の中止は、この条に規定するところにより取り扱うものとする。

- 2 規程第 44 条第 2 号で規定する口座間送金決済の中止の申出は、窓口金融機関が定めるところにより、債権者または債務者が窓口金融機関に申し出るものとする。ただし、債務者は、次に掲げる場合に限り、当該申出をすることができる。
 - 一 口座間送金決済の中止について債権者の同意を得た場合
 - 二 でんさいの支払について次に掲げる抗弁その他の人的関係にもとづく抗弁を債権者に対抗することができる場合
 - ① 発生記録または譲渡記録の原因である契約に不履行があったこと
 - ② でんさいが存在しないこと
 - ③ 発生記録または譲渡記録の請求に当たって取締役会の承認等が存在しないこと
 - ④ 発生記録の請求の意思表示に瑕疵があったこと

- ⑤ なりすまし、無権代理、不正アクセス、システムバグまたはオペレーションミス等により、利用者の請求がないのに電子記録がされたこと、または利用者から提供された情報の内容と異なる内容の電子記録がされたこと（以下「不正作出」という。）
- ⑥ その他次条第 1 項各号に掲げる事由および第 2 項各号に掲げる事由に該当しない事由
- 三 債権者に関して破産手続開始の決定がされた場合または更生手続開始の決定がされた場合
- 四 債務者に関して破産手続開始の決定がされた場合または第 12 条各号に掲げる事由に該当する場合
- 3 前項の申出を受けた窓口金融機関は、当該申出に係る口座間送金決済を中止することができる。
- 4 第 2 項の申出は、支払期日の前銀行営業日まですることができる。
- 5 当会社または債権者もしくは債務者の窓口金融機関は、債権者または債務者から規程第 44 条第 2 号に掲げる口座間送金決済の中止の申出がされたことにより口座間送金決済を中止した場合には、そのために債権者または債務者その他の利用者が生じた損害について責任を負わない。

第 8 章 でんさいの支払不能処分制度

（支払不能事由）

第 43 条 規程第 46 条第 1 項に規定する事由（以下「第 0 号支払不能事由」という。）は、次に掲げる事由とする。

一 債務者または債権者に関する破産法等による事由

- ① 債権者に関して破産手続開始の決定がされたことまたは更生手続開始の決定がされたこと
- ② 債務者に関して破産手続開始の決定がされたことまたは第 12 条各号に掲げる事由が生じたこと
- ③ 支払禁止の仮処分を命じられたこと

二 その他の事由

- ① 債務者または債権者から第 41 条第 3 項で定める申出がされたこと
- ② 債権者から規程第 44 条第 2 号で定める口座間送金決済の中止の申出がされたこと
- ③ 債務者から前条第 2 項第 1 号に掲げる場合において規程第 44 条第 2 号に掲げる口座間送金決済の中止の申出がされたこと
- ④ 債務者が死亡したこと
- ⑤ 債権者口座に入金することができないこと
- ⑥ 債権者口座が存在しないこと
- ⑦ 口座間送金決済をしようとするでんさいについて、当会社が規程第 38 条に規定する書類の送達を受けた場合

2 規程第 46 条第 2 項第 1 号に規定する事由（以下「第 1 号支払不能事由」という。）は、次に掲げる事由とする。

- 一 債務者口座から債権金額の引き落としができなかったこと
- 二 債務者口座が存在しないこと
- 三 前二号に準ずる事由

3 規程第 46 条第 2 項第 2 号に規定する事由（以下「第 2 号支払不能事由」という。）は、

前条第2項第2号①から⑥までに掲げる事由とする。

(支払不能事由が重複する場合の取扱い)

第44条 次の各号に掲げる場合には、債務者の窓口金融機関は、当会社に対し、一の支払不能でんさいについて、当該各号に定める支払不能事由を通知するものとする。

- 一 第0号支払不能事由と第1号支払不能事由または第2号支払不能事由が重複する場合 第0号支払不能事由
- 二 第1号支払不能事由と第2号支払不能事由が重複する場合 第1号支払不能事由(第1号支払不能事由と不正作出を理由とする第2号支払不能事由が重複する場合には、第2号支払不能事由)

(支払不能情報)

第45条 規程第47条第1項に規定する支払不能情報は、次に掲げる事項に係る情報とする。

- 一 支払不能でんさいの債務者の情報として次に掲げるもの
 - ① 利用者番号
 - ② 法人である場合には名称または個人である場合には氏名
 - ③ 法人である場合には代表者の氏名
 - ④ 屋号がある場合には当該屋号
 - ⑤ 住所
 - ⑥ 法人である場合には設立年月日または個人である場合には生年月日
 - ⑦ 業種区分
 - ⑧ 企業区分
- 二 支払不能でんさいの情報として次に掲げるもの
 - ① 記録番号
 - ② 支払期日
 - ③ 支払不能通知および取引停止通知の通知年月日
 - ④ 支払期日から起算して2銀行営業日を経過した日の年月日
 - ⑤ 支払不能事由
 - ⑥ 債務者口座のある金融機関名および支店名
 - ⑦ 業務規程第51条第1項第2号の規定により異議申立の手續が終了した場合には、異議申立の手續の取下げの請求を受理した日の年月日

(異議申立)

第46条 規程第50条第1項の規定による異議申立および同条第2項本文に規定する異議申立預託金の預け入れの手續は、債務者の窓口金融機関が定めるところによりしなければならない。

- 2 規程第50条第1項の規定による異議申立は、支払期日の前銀行営業日までに窓口金融機関にしなければならない。

(異議申立の特例)

第47条 規程第50条第2項ただし書に規定する場合は、第2号支払不能事由の支払不能事由が不正作出であり、かつ、第55条に規定するでんさい事故調査会が債務者の異議申立預託金の預け入れの免除の申立を理由があるものと認めた場合とする。

- 2 第2号支払不能事由が不正作出である場合には、規程第50条第2項の債務者の窓口金融機関が定めるところにより、当該債務者は、当会社に対し、同条第1項の異議申立に併せて異議申立預託金の預け入れの免除の申立をすることができるものとする。
- 3 当会社は、第2項の申立を受けた場合には、でんさい事故調査会の審議に付し、その

申立を理由があるものと認める場合には、異議申立預託金の預け入れを免除することができる。

- 4 当社は、前項のでんさい事故調査会の審議に必要とする場合には、第 2 項の申立をした債務者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(異議申立の終了および異議申立預託金の返還許可)

第 48 条 規程第 51 条第 2 項に規定する異議申立預託金の返還許可の申立は、次の各号に掲げる場合に当該各号に定める者がすることができる。

- 一 当社が他の支払不能でんさいにより債務者に対し取引停止処分を科した場合 債務者またはその地位を承継した者
- 二 債務者から支払不能通知がされることまたは取引停止処分を科されることがやむを得ないものとして異議申立の取下げの請求がされた場合 債務者またはその地位を承継した者
- 三 異議申立をした日から起算して 2 年を経過した場合 債務者またはその地位を承継した者
- 四 債務者が死亡した場合 債務者の地位を承継した者
- 五 支払不能でんさいの支払義務の有無について裁判（調停、裁判上の和解等確定判決と同一の効力を有するものを含む。以下同じ。）により確定した場合
 - ① 債務者が支払義務を負うことが確定したとき 債権者またはその地位を承継した者
 - ② 債務者が支払義務を負わないことが確定したとき 債務者またはその地位を承継した者
- 六 支払不能でんさいを請求債権とし異議申立預託金の返還請求権を差押債権とする差押命令が債務者の窓口金融機関に送達された場合 債権者またはその地位を承継した者
- 七 債務者の窓口金融機関に預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 49 条第 2 項に規定する保険事故が生じた場合 債務者の窓口金融機関
- 八 その他異議申立の原因となった第 2 号支払不能事由が解消した場合 債権者またはその地位を承継した者

- 2 規程第 51 条第 2 項に規定する異議申立預託金の返還許可の申立は、前項各号に定める者が窓口金融機関を通じて当社に対し、次に掲げる資料を添付した書面を提出してしなければならない。

- 一 規程第 51 条第 1 項第 4 号に掲げる場合には、債務者の死亡を証する書類および当該債務者の相続人全員が当該請求に同意する旨を証する書面
- 二 規程第 51 条第 1 項第 5 号に掲げる場合には、支払義務の確定を証する次に掲げるいずれかの資料および対象となるでんさいを特定する情報
 - ① 確定判決の判決書の写し
 - ② 認諾調書の写し
 - ③ 和解調書の写し
 - ④ 調停調書の写し

- 三 規程第 51 条第 1 項第 6 号に掲げる場合には、支払不能でんさいを請求債権とし異議申立預託金の返還請求権を差押債権とする差押命令書の写し

- 3 当社は、規程第 51 条第 3 項の規定により異議申立預託金の返還を許可する場合には、書面により、債務者の窓口金融機関にその旨通知する。

(異議申立預託金の返還許可に係る特則)

第 49 条 規程第 53 条に規定する異議申立預託金の返還許可の申立は、支払不能でんさいの債務者またはその地位を承継した者もしくは債務者の窓口金融機関が、窓口金融機関を通じて当会社に対し、書面を提出してしなければならない。

2 当会社は、前項の申立が行われた場合には、第 55 条に規定するでんさい事故調査会の審議に付し、でんさい事故調査会がその申立を理由があるものと認めるときは、異議申立預託金の返還許可をするものとする。

(支払不能情報の照会)

第 50 条 規程第 54 条第 1 項による照会は、窓口金融機関を通じて当会社に対し、当会社所定の書面および本人確認に必要な資料を提出してしなければならない。

2 規程第 54 条第 1 項による照会が、第三者に関するものである場合には、法人税法等の法令により必要があるときに限り、当該照会をすることができるものとする。

3 当会社は、規程第 54 条第 1 項による照会に対し、前項の書面が当会社に送達された日（その日が銀行営業日でないときは、翌銀行営業日。以下「送達日」という。）の 5 年前の日から送達日の 3 銀行営業日前の日までの間についての支払不能情報を回答する。

(支払義務確定後における取引停止処分等)

第 51 条 支払不能でんさいの債権者は、異議申立に係る支払不能でんさいについて、債務者に当該支払不能でんさいの債権額全額の支払義務のあることが裁判により確定した後においても当該支払不能でんさいの支払いがされていない場合には、窓口金融機関を通じて当会社に対し、次に掲げる資料を添付した書面により、当該支払不能でんさいの債務者について支払不能通知への掲載または取引停止処分の調査の申立（以下「支払不能処分調査請求」という。）をすることができる。

一 支払義務の確定を証する資料として、次に掲げる資料のいずれか一つ

- ① 確定判決の判決書の写し
- ② 認諾調書の写し
- ③ 和解調書の写し
- ④ 調停調書の写し

二 不払に関する事情説明書

2 前項の申立は、当会社が規程第 51 条第 1 項第 5 号または第 6 号に掲げる事由により申立を受けた異議申立預託金の返還を許可した日から起算して 2 か月後の応当日以後においても支払不能でんさいの支払がされていない場合にできるものとする。

3 第 1 項の申立は、当会社が異議申立預託金の返還を許可した日から起算して 3 か月後の応当日以後または当該支払不能でんさいの支払期日から起算して 2 年後の応当日以後はできないものとする。第 1 項の申立が可能である期間であっても、同一の債務者に同一の支払期日の他の支払不能でんさいについてすでに支払不能処分調査請求がされ、その請求が理由あるものとして認められている場合も、同様とする。

4 当会社は、第 1 項の規定による申立を受けた場合には、第 55 条に規定するでんさい事故調査会の審議に付し、同調査会がその請求を理由があるものと認める場合には、当会社は、同調査会の最終調査日を支払期日とする支払不能事由が通知されたものとみなして、規程第 47 条から第 49 条までの規定を適用する。

5 前項のでんさい事故調査会の審議に必要である場合には、当会社は、債権者または債務者に必要な資料の提出を求めることができる。

6 同一の債務者に係る複数の支払不能でんさいについて支払不能処分調査請求が行われ、その請求が理由あるものとして認められた場合には、でんさい事故調査会の最終調査日が同一であっても、各々の支払不能でんさいの支払期日が異なる場合は、第 4 項の規定

にかかわらず、支払不能事由の通知回数は、その支払期日毎に 1 回として計算するものとする。

(支払不能通知および取引停止処分の取消し)

第 52 条 支払不能通知または取引停止処分が債務者の窓口金融機関の取扱錯誤による場合には、当該窓口金融機関は、当会社に対し、遅滞なく、支払不能通知または取引停止処分の取消しを請求しなければならない。

2 当会社は、前項の請求にもとづく支払不能通知または取引停止処分の取消しまたは修正の結果について、当会社所定の方法により参加金融機関に通知する。

(不正作出の場合の支払不能通知または取引停止処分の取消し)

第 53 条 支払不能通知または取引停止処分が不正作出その他これらに相当する事由によるでんさいについて行われたものと認められる場合には、当該でんさいの債務者は、窓口金融機関を通じて当会社に対し、支払不能通知または取引停止処分の取消しを請求することができる。

2 前項の請求は、不正作出を証する資料を添付した書面によりしなければならない。

3 当会社は、第 1 項の請求を受けた場合には、第 55 条に規定するでんさい事故調査会の審議に付し、でんさい事故調査会がその請求を理由があるものと認める場合には、支払不能通知または取引停止処分を取り消し、参加金融機関に対し当会社所定の方法により、その旨通知する。

4 当会社は、前項の規定により支払不能通知または取引停止処分を取り消した場合には、第 1 項の請求をした債務者の窓口金融機関を通じて当該債務者に対し、その旨および当該支払不能通知または取引停止処分を取り消した日を通知する。

(支払不能通知および取引停止処分の解除)

第 54 条 取引停止処分を科された者が著しく信用を回復した場合、その他相当と認められる理由がある場合、または規程第 47 条に規定する支払不能通知に係る支払不能でんさいの債務者について相当と認められる理由がある場合には、窓口金融機関は、当会社に対し、支払不能通知または取引停止処分の解除を請求することができる。

2 当会社は、前項の請求を受けた場合には、次条に規定するでんさい事故調査会の審議に付し、でんさい事故調査会がその請求を理由があるものと認める場合には、支払不能通知または取引停止処分を解除するものとする。この場合において、当会社は、支払不能通知または取引停止処分の解除を当会社所定の方法により参加金融機関に通知する。

3 当会社は、前項の規定により支払不能通知または取引停止処分を解除した場合には、第 1 項の請求をした窓口金融機関を通じて支払不能通知または取引停止処分の解除を認められた債務者に対し、その旨および当該支払不能通知または取引停止処分を解除した日を通知する。

(でんさい事故調査会)

第 55 条 当会社は、でんさい事故調査会を設置し、業務規程等で規定する事項その他必要な事項を審議させるものとする。

第 9 章 電子記録の記録事項等の開示

(債権記録に記録されている事項の開示の請求の方法等)

第 56 条 規程第 57 条第 1 項に規定する開示の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。

2 次の各号に掲げる開示の請求は、当該各号に定める方法でなければならない。

- 一 通常開示 窓口金融機関が定める方法
- 二 特例開示 窓口金融機関を通じて書面を当会社に提出する方法
- 三 残高の開示 次に掲げる方法
 - ① 請求日より前の日を基準日として指定する場合 窓口金融機関を通じて、当会社所定の書面を当会社に提出する方法
 - ② 請求日以降の日を基準日として指定する場合 窓口金融機関を通じて、利用者データベースに基準日を登録する方法
 - ③ 定期的な基準日を指定する場合 窓口金融機関を通じて、利用者データベースに定期的な基準日を登録する方法
- 3 前項第1号に掲げる通常開示の請求は、規程第57条第1項第1号または第2号に掲げる者およびその相続人等ならびにこれらの者の財産の管理および処分をする権利を有する者でなければすることができない。この場合において、窓口金融機関に対し、次に掲げる情報を提供しなければならない。
 - 一 開示の請求をする者の情報
 - 二 開示を請求するでんさいを特定するための情報
 - 三 その他窓口金融機関が定める情報
- 4 第2項第2号に掲げる特例開示の請求は、窓口金融機関を通じて当会社に対し、次に掲げる情報を記載した書面を提出してしなければならない。この場合において、当会社は、当該請求をした者に対し、規程第58条第1項または第2項に規定する事実に係る資料の提出を求めることができる。
 - 一 開示の請求をする者の情報
 - 二 開示を請求するでんさいを特定するための情報
 - 三 請求の原因となる事実に係る情報
- 5 第2項第3号①に掲げる残高の開示の請求は、窓口金融機関を通じて当会社に対し、次に掲げる情報を記載した書面を提出してしなければならない。
 - 一 残高の基準日
 - 二 残高の開示を請求する利用契約を特定するための情報
 - 三 その他当会社が定める事項
- 6 第2項第3号②および③に掲げる残高の開示の請求は、窓口金融機関に対し、次に掲げる情報を提供してしなければならない。
 - 一 残高の基準日
 - 二 残高の開示を請求する利用契約を特定するための情報
 - 三 その他窓口金融機関が定める情報
- 7 規程第57条第2項に規定する事項は、次の各号に掲げる開示の請求に応じて当該各号に定める事項を開示するものとする。
 - 一 第2項第1号に掲げる通常開示 次に掲げる事項
 - ① 開示する債権記録のうち、規程第57条第1項第1号または第2号に定める事項。ただし、特定記録機関変更記録以外の記録機関変更記録をしない旨、電子記録の訂正または回復の年月日、規程第58条第1項に定める事項、特定記録機関変更記録の記録事項および第32条の3に定める変更記録の記録事項を除く。
 - ② 開示する債権記録のうち、別表1に規定する事項
 - ③ 特定記録機関変更記録がされている場合、別表2に規定する事項。ただし、別表2に規定する特定記録機関変更記録以外の記録機関変更記録をしない旨を除く。
 - 二 第2項第2号に掲げる特例開示 次に掲げる事項

- ① 開示する債権記録のうち、規程第 57 条第 1 項各号に定める事項
- ② 特定記録機関変更記録がされている場合、別表 2 に規定する事項
- 三 第 2 項第 3 号に掲げる残高の開示 開示請求の対象である利用契約にもとづいてされた債権記録（債務者を支払等をした者とする支払等記録がされていないでんさいに係るものに限る。）のうち、別表 3 に規定する事項
- 8 規程第 57 条第 2 項に規定する開示の方法は、次の各号に掲げる開示の請求に応じて、当該各号に定める方法とする。
 - 一 第 2 項第 1 号に掲げる通常開示 窓口金融機関が定める方法
 - 二 第 2 項第 2 号に掲げる特例開示 窓口金融機関を通じて書面を提供する方法
 - 三 第 2 項第 3 号に掲げる残高の開示 当社が定める方法
- 9 第 7 項第 1 号③および同項第 2 号②に掲げる事項については、発生記録の開示と同じ様式を用いて、電子記録名として発生記録という文字を表示して開示する。

（債権記録に記録されている事項の窓口金融機関に対する開示の特則）

- 第 57 条** 窓口金融機関は、法第 87 条第 2 項の規定により、当社に対し、自らを窓口金融機関とする利用者が、開示の請求をすることができる前条第 7 項第 1 号に定める事項について、開示を請求することができる。
- 2 当社は、前項の請求を受けた場合には、当該請求をした窓口金融機関に対し、前条第 7 項第 1 号に掲げる事項を開示する。
 - 3 前項の規定により窓口金融機関がする開示の請求および開示の方法は、当社が別に定めるところによる。

（記録請求に際して提供された情報の開示の請求の方法等）

- 第 58 条** 規程第 59 条第 1 項に規定する開示の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。
- 2 次の各号に掲げる開示の請求は、当該各号に定める方法でなければならない。
 - 一 通常開示 窓口金融機関が定める方法
 - 二 特例開示 窓口金融機関を通じて書面を当社に提出する方法
 - 3 前項第 1 号に掲げる通常開示の請求は、窓口金融機関に対し、次に掲げる情報を提供してしなければならない。
 - 一 開示の請求をする者の情報
 - 二 開示を請求するでんさいを特定するための情報
 - 三 その他窓口金融機関が定める情報
 - 4 第 2 項第 2 号に掲げる特例開示の請求は、当社に対し、窓口金融機関を通じて次に掲げる情報を記載した書面を提出してしなければならない。この場合において、当社は、当該請求をした者に対し、規程第 60 条に規定する事実に係る資料の提出を求めることができる。
 - 一 開示の請求をする者の情報
 - 二 開示を請求するでんさいを特定するための情報
 - 三 請求の原因となる事実に係る情報
 - 5 規程第 59 条第 2 項に規定する開示の方法は、次の各号に掲げる開示の請求に応じて、当該各号に定める方法とする。
 - 一 第 2 項第 1 号に掲げる通常開示 窓口金融機関が定める方法
 - 二 第 2 項第 2 号に掲げる特例開示 窓口金融機関を通じて書面を提供する方法
 - 6 第 32 条の 3 に定める変更記録の請求に際して提供された情報の開示は、第 2 項第 2 号に規定する方法でのみ請求することができる。

- 7 当社は、特定記録機関変更記録を請求または承諾した利用者もしくは利用契約を解約または解除された元利用者から、当該特定記録機関変更記録に係るでんさいについて、規程第 59 条第 1 項に規定する請求があった場合には、別表 4 に規定する事項を開示する。なお、当該開示は、発生記録の請求に際して提供された情報の開示と同じ様式を用いて、電子記録名として発生記録という文字を、請求受付日時として第 32 条の 4 の規定による記録をした日時を表示して開示する。

第 10 章 雑則

(規定の効力)

第 59 条 利用契約が解約または解除された後においても、第 36 条第 7 項、第 40 条第 2 項、第 41 条第 5 項および第 42 条第 5 項の規定は、当該利用契約に係る利用者になお有効に適用される。

(公表の方法)

第 60 条 当社は、業務規程等にもとづき情報を公表する場合その他当社が利用者に周知することが必要と認めた情報を公表する場合には、当社のホームページに情報を掲載する方法で公表するものとする。

(改正)

第 61 条 この細則の改正は、取締役会長の監督のもと代表執行役が行う。

2 前項の改正の効力は、代表執行役が定める日から生ずる。

3 改正内容および改正日は、当社および参加金融機関のホームページもしくは店頭で公表し、または利用者に通知するものとする。

4 改正日が到来した後（前項のホームページを閲覧することができない利用者については、前項の改正内容および改正日が店頭で公表され、または当該利用者に通知された後）、利用者が当社を利用したときは、改正後の細則を承認したものとみなす。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この細則は、西暦 2013 年 2 月 4 日から施行する。

附 則（西暦 2014 年 1 月 1 日改正）

(施行期日)

第 1 条 この細則は、西暦 2014 年 2 月 24 日から施行する。

附 則（西暦 2016 年 4 月 18 日改正）

(施行期日)

第 1 条 この細則は、西暦 2016 年 4 月 18 日から施行する。

附 則（西暦 2017 年 4 月 1 日改正）

(施行期日)

第1条 この細則は、西暦2017年4月1日から施行する。

附 則（西暦2019年7月8日改正）

（施行期日）

第1条 この細則は、西暦2019年7月8日から施行する。

【別表 1（第 56 条第 7 項第 1 号②関係）】

| No. | 開示する事項 |
|-----|---|
| 1 | 債権記録の記録番号 |
| 2 | 発生記録の電子記録の年月日 |
| 3 | 発生記録（発生記録について変更記録がされていたときは、当該変更記録を含む。以下この表および別表 2 から別表 4 において「発生記録等」という。）の支払期日の年月日 |
| 4 | 発生記録等の債務者が支払うべき債権金額 |
| 5 | 支払等記録（支払等記録について変更記録がされていたときは、当該変更記録を含む。以下この表および別表 2 から別表 4 において「支払等記録等」という。）の支払等があった日の年月日 |
| 6 | 支払等記録等の支払等に当たって要した費用の金額 |
| 7 | 発生記録等の債務者が支払うべき債権金額から支払等記録等の支払等をした金額を控除した金額 |
| 8 | 譲渡記録の記録数 |
| 9 | 分割記録の記録数 |
| 10 | 保証記録の記録数 |
| 11 | 強制執行等の記録の有無 |
| 12 | 支払等記録の有無 |
| 13 | 信託の電子記録の有無 |
| 14 | 特別求償権の有無 |
| 15 | 譲渡制限の有無 |
| 16 | 支払不能でんさいにあつては、支払不能事由 |
| 17 | 支払不能でんさいにあつては、支払不能事由に関する異議申立の有無 |
| 18 | 債権者の氏名または名称、住所、債権者口座に係る情報および債権者が法人である場合には代表者の氏名 |
| 19 | 債務者の氏名または名称、住所、債務者口座に係る情報および債務者が法人である場合には代表者の氏名 |
| 20 | 電子記録保証人の氏名または名称、住所および電子記録保証人が法人である場合には代表者の氏名 |

【別表 2（第 56 条第 7 項第 1 号③および第 56 条第 7 項第 2 号②関係）】

| No. | 開示する事項 |
|-----|---|
| 1 | 電子記録名として発生記録という文字 |
| 2 | 発生記録等の債務者が支払うべき債権金額 |
| 3 | 発生記録等の支払期日の年月日 |
| 4 | 変更後債権記録の記録番号 |
| 5 | 特定記録機関変更記録の電子記録の年月日 |
| 6 | 第 32 条の 3 第 1 項第 2 号に定める変更記録における変更後の債権者の氏名または名称、住所、債権者口座に係る情報および債権者が法人である場合には代表者の氏名 |
| 7 | 第 32 条の 3 第 1 項第 2 号に定める変更記録における変更後の債務者の氏名または名称、住所、債務者口座に係る情報および債務者が法人である場合には代表者の氏名 |

| No. | 開示する事項 |
|-----|--|
| 8 | 債務者が債権金額を債権者に支払う旨 |
| 9 | 銀行営業日以外の日を支払期日として提供した場合には、その翌銀行営業日を支払期日として提供したものとみなす旨 |
| 10 | 口座間送金決済により支払をする（規程第 40 条第 2 項第 1 号①および②に掲げる場合を除く。）旨 |
| 11 | 参加金融機関以外の者が債権者である場合において、譲受人を参加金融機関以外の者とする譲渡記録を制限する旨 |
| 12 | 分割記録の請求をする場合には、第 29 条第 3 項で定める場合を除き、分割債権記録に記録されるでんさいについての譲渡記録の請求を併せてしなければならない旨 |
| 13 | 質権設定記録および特定記録機関変更記録以外の記録機関変更記録をしない旨 |

【別表 3（第 56 条第 7 項第 3 号関係）】

| No. | 開示する事項 |
|-----|--|
| 1 | 残高の基準日の年月日 |
| 2 | 残高の開示の対象となる利用契約に係る利用者番号および決済口座に係る情報 |
| 3 | でんさい（特別求償権を除く。）の合計件数および合計金額 |
| 4 | 発生記録等における債務者の債務の合計件数および合計金額 |
| 5 | 電子記録保証債務の合計件数および合計金額 |
| 6 | 特別求償権の合計件数および合計金額 |
| 7 | 保証人等を支払等をした者とする支払等記録等がされたでんさいの合計件数および合計金額 |
| 8 | でんさい（特別求償権を除く。）について次に掲げる事項 (1) 債権記録の記録番号 (2) 発生記録の電子記録の年月日 (3) 発生記録等の支払期日の年月日 (4) 発生記録等の債務者が支払うべき債権金額 (5) 債務者の氏名または名称 |
| 9 | 発生記録等における債務者の債務について、次に掲げる事項 (1) 債権記録の記録番号 (2) 発生記録の電子記録の年月日 (3) 発生記録等の支払期日の年月日 (4) 発生記録等の債務者が支払うべき債権金額 |
| 10 | 電子記録保証債務について、次に掲げる事項 (1) 債権記録の記録番号 (2) 発生記録の電子記録の年月日 (3) 発生記録等の支払期日の年月日 (4) 発生記録等の債務者が支払うべき債権金額 (5) 債務者の氏名または名称 |
| 11 | 特別求償権について、次に掲げる事項 (1) 債権記録の記録番号 (2) 発生記録の電子記録の年月日 (3) 発生記録等の支払期日の年月日 |

| No. | 開示する事項 |
|-----|---|
| | (4) 発生記録等の債務者が支払うべき債権金額 (5) 債務者の氏名または名称 |
| 12 | 保証人等を支払等をした者とする支払等記録等がされたでんさいについて、次に掲げる事項 (1) 債権記録の記録番号 (2) 発生記録の電子記録の年月日 (3) 発生記録等の支払期日の年月日 (4) 発生記録等の債務者が支払うべき債権金額 (5) 債務者の氏名または名称 |

【別表 4 (第 58 条第 7 項関係)】

| No. | 開示する事項 |
|-----|---|
| 1 | 第 58 条第 7 項の開示をした利用者を請求者とする、利用者の氏名または名称、住所、決済口座に係る情報および請求者が法人である場合には代表者の氏名 |
| 2 | 電子記録名として発生記録という文字 |
| 3 | 請求受付日時として第 32 条の 4 の規定による記録をした日時 |
| 4 | 発生記録等の債務者が支払うべき債権金額 |
| 5 | 発生記録等の支払期日の年月日 |
| 6 | 第 32 条の 3 第 1 項第 2 号に定める変更記録における変更後の債権者の氏名または名称、住所、債権者口座に係る情報および債権者が法人である場合には代表者の氏名 |
| 7 | 第 32 条の 3 第 1 項第 2 号に定める変更記録における変更後の債務者の氏名または名称、住所、債務者口座に係る情報および債務者が法人である場合には代表者の氏名 |
| 8 | 債務者が債権金額を債権者に支払う旨 |
| 9 | 銀行営業日以外の日を支払期日として提供した場合には、その翌銀行営業日を支払期日として提供したものとみなす旨 |
| 10 | 口座間送金決済により支払をする（規程第 40 条第 2 項第 1 号①および②に掲げる場合を除く。）旨 |
| 11 | 参加金融機関以外の者が債権者である場合において、譲受人を参加金融機関以外の者とする譲渡記録を制限する旨 |

でんさいサービス利用規定

株式会社全銀電子債権ネットワークの利用を希望するお客様は、株式会社第四北越銀行（以下「当行」という）が株式会社全銀電子債権ネットワークからの業務受託契約に基づき、でんさいの取引に関する業務を利用者に提供する第1条第1項所定の「でんさいサービス」について、「株式会社全銀電子債権ネットワーク 業務規程」（以下「業務規程」という）、「株式会社全銀電子債権ネットワーク 業務規程細則」（以下「業務規程細則」という）、「でんさいサービス利用規定」（以下「本規定」という）およびその他当行関連諸規定に従い利用するものとします。

第1条 本サービスの内容

1. 定義

本サービスは、業務規程および業務規程細則において、窓口金融機関を通じて利用することとされている事項に関し、当行が株式会社全銀電子債権ネットワークからの業務受託契約に基づき、利用者に提供するサービスをいいます。

2. 利用資格

本サービスをお申込みいただけるお客様は、業務規程および業務規程細則で定めるところの法人、国・地方公共団体または事業を営む個人で、当行に本サービスで利用可能な当座預金口座または普通預金口座をお持ちの方等といたします。

第2条 利用申込

1. 本サービスの利用を申込む場合は、業務規程、業務規程細則、本規定、その他当行関連諸規定の内容をご了承のうえ「でんさいサービス利用申込書」（以下「利用申込書」という）に必要事項を記載のうえ、当行が定める必要書類を添えて当行に届出るものとします。
2. 当行が、利用申込書の記載内容に不備がないこと等の必要事項を確認のうえ、お申込みを承諾するときは、利用者に対し、利用開始の案内を通知します。この通知書の送付先は、利用者の決済口座の届出住所とします。ただし、当行所定の審査の結果、本サービスのお申込みを承諾しないことがあります。
3. 当行が利用申込書に押印された印影と、届出の印鑑または印鑑証明書とを相当の注意をもって照合し、相違ないものとして認めて取扱った場合は、印鑑もしくは印鑑証明書または利用申込書に偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第3条 サービスの利用

1. サービスの利用方法

本サービスのご利用は、原則、法人向けインターネットバンキング「BIZ-WE B」（以下「BIZ-WE B」という）を通じて、利用者がパーソナルコンピュータ等の端末機を操作し利用するものとします。

ただし、業務規程および業務規程細則により書面に限定された行為の場合、保証利用限定特約を締結した場合、およびシステムの障害等でBIZ-WE Bによる利用ができない場合等止むを得ない場合は、当行所定の書面に当行が定める必要書類を添えて当行に届出るものとします。

B I Z－W E Bのご利用は、別途B I Z－W E B利用申込書等によりお申込みください。本サービスの利用にあたり、B I Z－W E Bの管理者は、利用者の権限・メールアドレス等所定の事項を登録するものとします。

2. 利用時間

本サービスの利用時間は当行所定の時間内とします。ただし、当行はこの利用時間を利用者に事前に通知することなく変更する場合があります。その場合は、実施日前に当行ホームページまたは店頭で、その内容を開示します。

3. 暗証番号等の管理

本サービスの各種取引に使用するID、パスワード、暗証番号等（以下「暗証番号等」という）は、利用者ご自身の責任において厳重に管理してください。なお、暗証番号等は他人に推測されにくいものを使用し、生年月日、電話番号、車のナンバーまたは同一番号等の使用は避けてください。

4. 利用手数料

- (1) 本サービスの利用にあたっては、当行所定の利用手数料および消費税等相当額をいただきます。
- (2) 本サービスの利用契約を解約し、または解除された元利用者が業務規程細則第5条に掲げる開示請求を行う場合は、当行所定の開示手数料および消費税等相当額をいただきます。
- (3) 本サービスを利用するにあたり、必要となる通信料金、インターネットの接続料金、コンピュータその他機器等に係る費用は利用者が負担するものとします。
- (4) 利用手数料のうち月単位を計算の基礎とする場合、本サービスの利用開始日、または本サービスの解約日が属する月にかかる利用手数料の金額は、当行所定の月間利用手数料の全額とし、日割り計算は行わないものとします。
- (5) 利用手数料は、原則、利用日の月末締めとし、翌月16日（銀行休業日の場合は翌営業日）に当行は通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出を受けることなく、利用申込書により届出ていただいた指定口座から自動的に引落させていただきます。残高不足等の理由により引落しできなかった場合は、当行所定の日に引落します。なお、複数の決済口座をお申込みの場合でも、手数料引落の指定口座は、利用者毎に1口座とさせていただきます。また、領収書は発行しないものとします。
- (6) 前項にかかわらず、書面によるお取引に関する手数料および解約時の未清算手数料等は、別途お支払いいただきます。
- (7) 当行は本サービスの利用手数料を新設あるいは改定する場合があります。その場合は、実施日前に当行ホームページまたは店頭で、その効力発生日を含め内容を開示します。開示された効力発生日以降にサービスを利用した場合、利用者はその内容を異議なく承諾したものとみなします。利用者は、利用手数料の新設、改定等に同意されない場合は、この契約を解約することができます。

5. 決済口座

- (1) 利用者は、当行本支店のご本人名義の当座預金口座または普通預金口座を、本サービスによる取引に使用する決済口座として利用申込書により当行に届出るものとします。
- (2) 複数の決済口座を利用する場合は、当行所定の書面に当行が定める必要書類を添えて、決済口座の追加を当行に届出るものとします。

6. 債権者利用限定特約、保証利用限定特約または信託の利用

利用者は、債権者利用限定特約、保証利用限定特約または信託の利用を希望する場合は、

当行所定の書面に当行が定める必要書類を添えて、当行に届出るものとします。

7. 電子記録の請求権限の付与に係る制限の方法

利用者は、電子記録請求の相手方を限定することができます。この機能の利用を希望する場合は、当行所定の書面に当行が定める必要書類を添えて、指定許可登録の利用を当行に届出るものとします。

8. 債権者請求方式の利用

利用者は、債権者請求方式による発生記録請求の利用を希望する場合は、当行所定の書面に当行が定める必要書類を添えて当行に届出るものとします。

第4条 管理者および担当者等

1. 利用者は、本サービスのご利用にあたり、管理者、承認者および担当者を決定してください。なお、本サービスの管理者（マスターユーザ）は、BIZ-WEBの管理者とさせていただきます。

2. 管理者は、承認者および担当者に業務規程、業務規程細則、本規定、その他当行関連諸規定を遵守させ、本サービスの利用について責任を負うものとします。

第5条 利用者情報の取扱い

1. 当行は、本サービスの利用申込時、各種届出時、および本サービスの利用に際して、利用者より取得した情報を利用者情報として厳正に管理し、利用者情報保護のために十分な注意を払うとともに、本規定に定めた範囲および利用者情報の取扱いに関する同意書にて同意いただいた範囲以外には利用しません。

2. 当行は利用者情報を、以下の利用目的に必要な範囲で利用します。

- (1) 参加金融機関業務を実施するため
 - (2) でんさいの円滑な流通の確保のため
 - (3) 参加金融機関の与信取引上の判断のため
 - (4) 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
 - (5) 犯罪収益移転防止法に基づく利用者の確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
 - (6) 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的な取引における管理のため
 - (7) 融資のお申込みや継続的な利用等に際しての判断のため
 - (8) 利用者との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
 - (9) 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品およびサービスの研究・開発のため
 - (10) ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
 - (11) 当行グループ会社および提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
 - (12) 各種取引の解約や取引解約後の事後の管理のため
 - (13) 利用者との取引を適切かつ円滑に履行するため
 - (14) その他、本サービスの内容を維持、変更または改善するために必要な行為のため
3. 当行は、利用者情報のうち、支払不能情報については、以下の目的以外には利用しません。
- (1) 参加金融機関業務を実施するため
 - (2) でんさいの円滑な流通の確保のため
 - (3) 参加金融機関の与信取引上の判断のため

4. 当行は、次の場合を除き、利用者情報を第三者に開示いたしません。
 - (1) 予め利用者の同意が得られた場合
 - (2) 法令等（当局検査を含みます）に基づき開示を求められた場合
 - (3) 個別の利用者を識別できない状態で提供する場合

第6条 業務の委託

当行は、本サービスの提供に係る業務の一部を、業務委託できるものとします。これに伴い当行は、必要に応じて業務委託先に利用者情報を提供できるものとします。なお、当行は、業務委託先に、当該利用者情報について前条利用者情報の取扱いを遵守させるものとします。

第7条 本人確認

1. B I Z - W E Bを通じて、暗証番号等を入力し本サービスを利用する場合において、利用者が使用する暗証番号等が、予め当行に登録された暗証番号等と一致することを認めて取扱ったときは、当行は利用者本人による行為とみなします。また、暗証番号等につき不正使用その他の事故があった場合も同様に取扱います
2. 前項により生じた損害については、当行は責任を負いません。したがって、暗証番号等は、他人に知られないよう利用者自身の責任において厳重に管理してください。当行職員が暗証番号等を尋ねることはありません。
3. 本サービスの利用について、届出と異なる暗証番号等を、当行所定の回数連続して入力した場合、当該利用者の本サービス利用を停止します。
4. 書面による取引の場合は、所定の書面に押印された印影と届出の印鑑または印鑑証明書との照合、および必要に応じ本人確認資料を提示していただき、本人に相違ないものと認めて取扱った場合は、当行は利用者本人による行為とみなします。
5. 提出された書面等または印影、および印鑑または印鑑証明書につき偽造、変造、その他事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第8条 できさいの決済

1. 本サービスによるできさいの決済は、支払期日（支払期日が銀行休業日にあたる場合は、翌営業日、以下の「支払期日」につき同様）に債務者の決済口座から債権者の決済口座への口座間送金で行うものとします。
2. 支払期日当日に、当行は通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出を受けることなく、利用申込書により届出ていただいた決済口座からできさいの決済資金を自動的に引落します。
3. 支払期日の前日までにできさい以外の決済も含め、必要決済資金の残高が確認できた場合は、支払期日当日に口座間送金決済の処理を行います。なお、決済資金の入金が、支払期日当日の午後2時以降の場合は、口座間送金決済処理が間に合わなくなる可能性があります。この結果、支払不能処分の対象となった場合でも、当行は責任を負いません。また、これにより支払期日当日に債権者の決済口座への入金が完了しなかったことにより生じた損害についても当行は責任を負いません。
4. 支払期日当日にできさいおよびできさい以外の決済が複数ある場合で、その総額が預金残高を超えるときには、そのいずれから決済するかは当行の任意とします。
5. 利用者は、口座間送金決済の中止を希望する場合は、支払期日の前営業日の午後3時までに当行所定の書面により当行で定める必要書類を添えて当行に届出るものとします。

第9条 取引の記録

本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保有する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。

第10条 利用者情報の変更等

1. 印鑑、名称、住所、電話番号、または、その他の届出事項に変更があった場合は、直ちに当行所定の書面に当行が定める必要書類を添えて当行に届出てください。利用者がこの届出を怠ったこと、およびこの届出が遅延したことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
2. メールアドレスに変更があった場合は、B I Z - W E Bの管理者は、直ちにB I Z - W E Bを通じてメールアドレスの変更を行ってください。この変更を怠ったこと、およびこの変更が遅延したことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
3. 前2項の届出または変更がなかったために、当行からの通知や送付した書類などが延着、または到着しなかった場合でも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第11条 利用契約の地位の承継

1. 合併・分割により利用契約の地位を承継した承継人は、当行所定の書面により当行が定める必要書類を添えて、当行に届出るものとします。
2. 利用者の死亡により利用者の地位を承継する届出相続人は、当行所定の書面により当行が定める必要書類を添えて、当行に届出るものとします。
3. 前2項の場合において、当行は本サービスの利用申込時に準じた審査を行います。当行所定の審査の結果、本サービスの利用を停止し、または契約を解除することがあります。

第12条 支払不能処分終了後の債権者利用限定特約解除の申出

1. 債務者利用停止措置を受けた利用者は、債務者利用停止措置期間を経過した場合、当行所定の書面に当行が定める必要書類を添えて、債権者利用限定特約の解除を当行に届出ることができるものとします。
2. 前項の届出により、当行は本サービスの利用申込時に準じた審査を行い、債権者利用限定特約の解除が妥当と判断した場合は、債権者利用限定特約を解除します。

第13条 破産手続開始等の届出

利用者は、業務規程細則第12条に定める破産手続開始決定等の事由が生じた場合は、速やかに口頭、F A X、書面等により当行に届出を行うものとします。当行から当行所定の書面および必要書類等の提出依頼を受けた場合は、速やかにこれに応じるものとします。

第14条 電子記録の請求等

1. 各種電子記録の請求方法

各種電子記録の請求方法は、第3条第1項によるものとします。なお、電子記録の請求手続に関して、業務規程、業務規程細則、および本規定に定めのない事項については、当行が定めた手続によるものとします。

2. 利用制限、利用制限解除の申出方法

利用者は、自ら請求することのできる電子記録の範囲を制限すること（以下「利用制限」という）を希望する場合、または利用制限の解除を希望する場合は、当行所定の書面に当行が定める必要書類を添えて当行に届出るものとします。

3. 信託の電子記録の請求

利用者は、信託の電子記録の請求を行う場合は、事前に当行へ連絡のうえ、当行が必要と認める手続に従い行うものとします。

4. 電子記録の通知

利用者への電子記録の通知は、利用者がB I Z－WEBを通じて設定したメールアドレスあてにE－メールで行うものとします。また、当行から利用者へ書面で通知を行う場合は、手交、郵送、FAX等当行が定めた方法により行うものとします。郵送で通知する場合は、利用者の決済口座の届出住所へ送付いたします。なお、第10条各項またはE－メールの受信制限等による通知の遅延または到達しなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

5. 他の記録（発生記録と併せて行う信託記録は除く）がされていない発生記録に対する変更記録の請求の方法

債権者（信託の電子記録を削除する旨の請求においては受託者）または債務者の双方がそれぞれすることができる他の記録（予約請求を含む）がされていない発生記録に対する変更記録請求の方法は、第3条第1項により行うこととします。

6. 電子記録の訂正および回復

利用者は、電子記録の訂正または回復すべき事由があることを知った場合は、直ちに当行に口頭等により申出るものとします。

第15条 異議申立

1. 利用者が、業務規程細則に定める第2号支払不能事由について異議申立を行う場合は、原則支払期日の前営業日の午後3時または別途当行が定める時間までに当行所定の書面に当行が定める必要書類を添えて当行に届出し、当行所定の手続に従うものとします。
2. 異議申立預託金の預入は、原則支払期日の午後3時までに、当行に預け入れるものとします。
3. 利用者は「不正作出」が異議申立の理由であり、異議申立の特例による異議申立預託金の預入の免除の申立を行う場合は、当行所定の書面により当行に届出るものとします。

第16条 電子記録に記録されている事項等の開示

1. 利用者は、債権記録に記録されている事項の通常開示および記録請求に際して提供された情報の通常開示を請求する場合は、第3条第1項により行うものとします。なお、当行が必要書類および情報の提供を求めた場合は、速やかにこれに応じるものとします。
2. 前項による開示は、B I Z－WEBを通じた画面による確認、E－メール、FAX、書面交付等当行の定める方法により行うものとします。

第17条 解約等

1. 本サービスの契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約できるものとします。ただし、解約は解約の対象となる利用契約に係るでんさいの全部が消滅したときに発効します。
2. 利用者の都合による解約
利用者の都合により解約する場合は、利用者が当行所定の書面に必要事項を記載して当行に届出るものとします。なお、当該利用契約に係るでんさいがある場合は、解約手続の開始により利用を制限し、すべてのでんさいが消滅した後に利用契約を解除するものとします。決済口座の解約は、原則利用契約の解除後に行うものとします。

3. 当行または株式会社全銀電子債権ネットワークの都合による解約

利用者に業務規程第16条第1項の各号の事由が一つでも生じた場合は、当行または株式会社全銀電子債権ネットワークはいつでも利用者に何らの催告なくして、本サービスの利用を停止し、または契約を解約できるものとします。当該利用契約に係るでんさいがある場合は、解約手続の開始により利用を制限し、すべてのでんさいが消滅した後に利用契約を解除するものとします。また、次の各号の事由が一つでも生じた場合についても、当行は同様の取扱いを行うものとします。

- (1) 支払停止または破産手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始もしくは民事再生手続開始、およびその他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があったとき、または利用者の財産について仮差押、保全差押、差押、または競売手続の開始があったとき
- (2) 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成12年法律第129号。その後の改正を含みます）第26条第1項の処分がなされたとき
- (3) 住所変更の届出を怠る等により、当行で利用者の所在が不明になったとき
- (4) 死亡したとき
- (5) 当行に支払うべき手数料を支払わなかったとき
- (6) 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき
- (7) 解散、その他営業活動を休止したとき
- (8) 本規定に違反したとき
- (9) 第18条第3項の要件に該当するとき
- (10) その他、本項各号に準じ、当行が本サービスの利用に適さないと判断する相当の事由が生じたとき

4. 当行からの解約通知

- (1) 前項により本サービスを解約する場合は、当行は当行の定める方法で通知を行います。
- (2) 当行が解約の通知を決済口座の届出住所あてに発信したにもかかわらず、その通知が未着、延着または不到着（受領拒否の場合も含みます）の場合は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

5. 解約と手数料

本サービスを解約する場合、利用者は本サービスに係る未清算の手数料を解約時または当行が指定した日に支払うものとします。なお、本サービスの解約により未清算の手数料がある場合は、当行は利用者の未清算の手数料と利用者の預金その他の債権とを相殺できるものとします。

第18条 反社会的勢力の排除

1. 当行は、政府による「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議）に基づき、反社会的勢力との関係を遮断することとしているため、利用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 利用者が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、取引を継続することが不適切である場合には、第17条3項により利用契約を解約できるものとします。

第19条 免責事項等

当行は業務規程、業務規程細則、本規定、預金規定、当座勘定規定、B I Z - W E B 利用規定、およびその他当行関連諸規定に定める免責事項等を適用します。

第20条 サービス内容・規定の変更

当行は、本サービスの内容または本規定の内容を、利用者に事前に通知することなく任意に変更できるものとします。この場合、当行は、ホームページまたは店頭で開示しますので、ご確認のうえご利用ください。変更日以降は、変更後の内容に従い取り扱うものとします。

第21条 関連諸規定の適用

- 1. 本サービスの提供に関しては、業務規程および業務規程細則を優先的に適用するものとします。
- 2. 業務規程および業務規程細則に定めのない事項については、本規定を適用するものとします。
- 3. 業務規程、業務規程細則および本規定に定めのない事項については、預金規定あるいは当座勘定規定、B I Z - W E B 利用規定、その他当行関連諸規定を適用するものとします。

第22条 協議事項

本サービスの取扱いは、本規定、および前条によりますが、これらに取り決めのない事項が発生した場合や、取扱い方法に疑義が生じた場合は利用者と当行の両方で協議のうえ定めるものとします。

第23条 契約期間

本サービスの当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、利用者または当行から特に申出のない限り、契約期間満了の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第24条 準拠法・合意管轄

本サービスの契約準拠法は日本の法律とします。本サービスに関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とします。

以上